四日市港船員船客待合所改修工事

区	分	図　面　名	縮　尺
A	００	図面リスト	NS
（意匠）	０１	特記仕様書（1）	NS
	０２	特記仕様書（2）	NS
	０３	特記仕様書（3）	NS
	０４	特記仕様書（4）	NS
	０５	附近見取図・配置図・内部仕上表	1/5000・1/400
	０６	【改修前】【改修後】１階平面図	1/100
	０７	【改修前】【改修後】１階平面詳細図兼建具位置図	1/50
	０８	【改修前】【改修後】１階トイレ平面詳細図	1/20
	０９	【改修前】【改修後】待合室展開図	1/50
	１０	【改修前】男子ＷＣ・女子ＷＣ展開図	1/50
	１１	【改修後】多目的ＷＣ・男子ＷＣ・女子ＷＣ展開図	1/50
	１２	【改修前】【改修後】１階天井伏図	1/50
	１３	サッシ改修図（1）	1/50
	１４	サッシ改修図（2）（参考図）	1/3、1/40
	１５	ハンガードア詳細図（参考図）	1/50・1/5
	１６	トイレブース詳細図（参考図）	1/50・1/3
	１７	サイン・掲示板詳細図	1/2、1/4、1/5 1/20、1/30

区	分	図　面　名	縮　尺
E	０１	特記仕様書（1）	NS
（電気）	０２	特記仕様書（2）	NS
	０３	特記仕様書（3）	NS
	０４	特記仕様書（4）	NS
	０５	凡例・単線結線図・照明器具姿図	NS
	０６	弱電機姿図・改修前平面図	1/100
	０７	電灯・コンセント・弱電設備図	1/100

区	分	図　面　名	縮　尺
M	０１	機械設備特記仕様書	NS
（機械）	０２	１階・２階平面図	1/100
	０３	衛生器具表・空調機器表	NS
	０４	給排水設備 詳細図	1/50
	０５	空調設備 詳細図	1/50
	０６	換気設備 詳細図	1/50

記.

四日市港船員船客待合所改修工事

図面リスト

S. NS

D. H25.9.12

D. 稲葉　C. 中村

No. A-00

NAKAMURA

（株）中村建築設計事務所

三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９

TEL　代表　０５９４－７６－２１０２

一級建築士　中村　久

一級建築士　登録　第１７７２４３号

建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

工事特記仕様書（改修）

Ⅰ．工事名称　四日市港船員船客待合所改修工事

Ⅱ．工事概要

1　工事場所　　四日市市千歳町　37番地
2　敷地面積　　1511.64㎡
3　工事内容
　棟名称　　埠頭ビル
　構造　　鉄筋コンクリート造　４階建て　（PH　１階）
　建築面積　340.20 ㎡
　延べ面積　1035.90㎡
　工事項目　1階船員船客待合所(トイレ含む)の内部改修、建具工事、設備工事

Ⅲ．建築改修工事仕様

1　共通仕様
　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書」、及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「改標仕」という。）による。
2　特記仕様
(1)項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2)特記事項は、○印の付いたものを適用する。
(3)項目欄に記載の（　）内表示番号は改標仕の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項
一般共通事項	① 適用基準等	1)　公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成25年版） 2)　建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成22年版）
	① ② 施工条件 (1.3.5)	⊙ 監督員と協議し決定する。 施工可能時期　⊙平成26年1月　～　工期末 ※この期間中のみ船員船客待合所（ﾄｲﾚ含む）は無人とし、待合所以外の部屋は常時使用しながらの改修とする。 施工可能日　・　指定なし ⊙ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり。 施工可能時間帯　・　指定なし　⊙　８時３０分　～　１７時 概成工期　⊙　指定なし　・　　年　　月　　日 ⊙ 他機関との協議が未完了 協議が必要な機関名 （　埠頭ビル使用者　） ⊙ 別途工事との工程調整 調整項目（　仮設、施工順序等　） 別途工事（　図示による　）
	3　部分引渡し、部分使用	・ 部分引渡しあり　・部分使用あり 指定部分（　　） 時期（　平成　　年　　月　　日　～　　）
	4　埋蔵文化財調査	埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。 ・ 発掘調査等の実施あり ・ 発見された場合、発掘調査等の実施あり
	⑤ 発生材の処理等 (1.3.8)	・　本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。
	6　建設副産物情報交換システムの利用	再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は受注時において工事請負代金額が１億円以上の工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出すること。 また、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、工事完了時には実績報告を行うこと。
	⑦ 三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。
	⑧ 電気保安技術者 (1.3.3)	適用する
	⑨ 技能士 (1.6.2)	職種別に可能なものについては、積極的に活用すること。
	10　施工数量調査 (1.5.2)	調査範囲及び調査方法　・　工種別の特記による
	11　調査のための破壊部分の補修 (1.5.3)	補修方法　・　図示（図面番号：　　）　・（　　）
	⑫ 建築材料等	1)　本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿]（最新版）（以下「評価名簿」という。）と同等とする。品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努めること。 2)　本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 3)　製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した証明書を、監督員に提出すること。 明書を、監督員に提出すること。 4)　本工事に使用する木材は、品質が求められる水準以上であれば、「三重の木」利用推進協議会が認証する「三重の木」やあかね材認証機構が認証する「あかね材」の優先利用に努めること。 5)　本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、Ｆ☆☆☆☆以上とする。 6)　下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 （認定製品の品名：　　） 7)　下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名：　・間伐材製工事用バリケード・看板 ・掲示板・ガードフェンス・石こうボード・　　）
	13　化学物質の濃度測定 (1.6.9)	測定対象化学物質（●で示したものとする。） 適用：施設用途　ホルムアルデヒド　トルエン　キシレン　エチルベンゼン　スチレン　パラジクロロベンゼン 学校教育施設　●　●　●　●　●　● 住宅　●　●　●　●　● その他　●　●　●　●　● 測定対象室及び測定個所数 ・　図示（図面番号：　　）　・（　　） 測定方法（・　パッシブ法　・　アクティブ法） 報告書提出部数　２部
	⑭ 特別な材料の工法	公共建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。
	⑮ 騒音・振動の防止	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。
	⑯ 工事写真	営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部(平成24年版）)に従い撮影する。 電子納品とし、次のものを提出する。 CD　　部数は「19 電子納品」を参照
	⑰ 完成図 (1.8.2)	作成する（⊙）完成図（⊙）保全に関する資料　・　） 完成図作図範囲 （配置図、平面図、立面図、断面図、仕上表等　） 完成図はＣＡＤにより作成することとし、著作権にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。
	⑱ 完成写真	デジタルカメラで撮影し、全てＬ版相当サイズで印刷する。 （Ａ４版用紙に１ページあたり３枚）　１部 箇所数は外観４面各室２面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合には、監督員と協議すること。 ・　アルバム　１部 （大きさ335㎜×290㎜程度、カラー）
	⑲ 電子納品	「四日市港管理組合CALS電子納品運用マニュアル」によるほか、工事写真は、「営繕工事写真撮影要領　国土交通省大臣官房官庁営繕部」等に基づき電子媒体も提出すること。 （提出部数（⊙）２部　・　部） 工事完成図書は、「営繕工事電子納品要領国土交通省大臣官房官庁営繕部」に基づき電子媒体も提出すること。 （提出部数（⊙）２部　・　部）

（株）中村建築設計事務所
NAKAMURA
三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９
TEL　代表　０５９４－７６－２１０２

一級建築士　中村　久
一級建築士　登録 第１７７２４３号
建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

⑳ 設備工事との取合い

施工範囲
・　図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強
(・)　図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強
・　自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
・　駆動装置が電動による建具等の２次側の配管・配線及び操作スイッチ

施工図
(・)　設備機器の位置、取合いなどの検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。

㉑ 既存部分への処置
(1.3.12)

工事施工に際し、在来部分を汚損した場合又は損傷した場合は、構造・仕上げ共、在来にならい補修する。

㉒ 事故報告

工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。
また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。

㉓ 県内企業優先

本工事において、下請け契約を締結する場合には、当該契約相手方は三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。

24　総合評価方式

本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。）で貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。

㉕ 不当介入を受けた場合の措置

暴力団員及び暴力団関係者による不当介入（本工事の受注者に対して行われる契約履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。)及び妨害(不当な行為等で、契約の履行の障害となるものをいう。）をいう。）を受けた場合の措置について
(1)受注者は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の構成員をいう。）及び暴力団関係者（暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
(2)(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと
(3)受注者は暴力団員及び暴力団関係者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

㉖ 消防提出書類

消火器の設置届については、電気及び機械設備にて設置届が不要な場合は、建築にて設置届を提出するものとする。
防火対象物使用開始届については書類の作成（建築図面の用意及び建築に関する部分の記述）を行うこと。

㉗ 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

現場施工に着手するまでの期間
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。
検査終了後の期間
検査完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

㉘ 工事の一時中止に係る計画の作成

契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。

工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

㉙ 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置

労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の受注者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。

30　建築基準法に基づき定まる風圧及び積雪荷重

建築基準法に基づき定められた区分等
基準風速Ｖo＝34m/s
地表面粗度区分　（　　・Ⅱ　　・Ⅲ　）
積雪区分　（　　）cm

㉛ 火災保険等

建設工事請負契約書第52条第1項の規定により、火災保険、建設工事保険又はその他の保険等に加入し、その加入証券等を提示しなければならない。
（1）保険の目的物　　工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）
（2）保険の加入期間　工事着手後速やかに加入し、完成引渡しまでの間
（3）保険金額　　原則としての請負金額に相当する金額

㉜ 不正軽油の使用の禁止

1）一般事項
県工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。
2）調査の協力
受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。
3）是正措置
受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。

② 仮設工事

① 足場
(2.2.1)
(表2.2.1)

内部足場 (・)脚立　・足場板　・（　　）
外部足場の種別　・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種　・　Ｄ種　・　Ｅ種
防護シート等による養生　・　適用する　・　適用しない

② 既存部分の養生
(2.3.1)

既存部分の養生方法　(・)図示（図面番号：A-6　　）
既存ブラインド・カーテンの養生
養生方法（　　）
保管場所　・　構内既存施設内
固定された備品、机、ロッカーの移動
・　行う　・　行わない

3　仮設間仕切り
(2.3.2)
(表2.3.1)

・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種
合板　厚さ　.9㎜　・（　　）
せっこうボード　厚さ　・9.5㎜　・
合板又は石こうボードの塗装　・　行う　・　行わない
仮設扉の設置箇所　・図示（図面番号：　　）
仮設扉の種別　（　・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　）
・　防炎シート

4　監督員事務所
(2.4.1)

・　構内建物内の一部を使用する。
・　設置する　　・　設置しない
監督員事務所の規模(単位:㎡)
面積　・　10㎡程度　・　20㎡程度　・　35㎡程度
　　・　65㎡程度　・　100㎡程度
監督員事務所の仕上げ

部位等	仕上げ
床	合板張り又はビニール床シート張り
内壁・天井	合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗り
屋根	装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り

5　監督員事務所の備品等
(2.4.1)(b)

種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計
数量	２組	１台	個	１個	個
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ﾛｯｶｰ
数量	２足	２着	個	個	個
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話・FAX	冷暖房機器	インターネット
数量	１個	個	台	１台	台

⑥ 仮設便所

構内既存の施設
・　利用できる　(・)　利用できない

⑦ 工事用水

構内既存の施設
(・)　利用できる　((・)　有償　・　無償）　・　利用できない

⑧ 工事用電力

構内既存の施設
(・)　利用できる　((・)　有償　・　無償）　・　利用できない
有償利用の場合において、本工事で新規受電又は既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。

9　交通誘導員

配置　　・　図示（図面番号：　　）

記．

四日市港船員船客待合所改修工事　　設計図

特記仕様書（2）

S．NS

D．H25.9.12

D.　C.（稲葉）（中村）

No．A-02

（株）中村建築設計事務所
NAKAMURA
三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９
TEL　代表　０５９４－７６－２１０２

一級建築士　中村　久
一級建築士　登録第１７７２４３号
建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

⑤ 建具改修工事

① 改修工法 (5.1.3)
- (・) かぶせ工法
- ・ カバー工法 ・ 持出し工法 ・ ノンシール工法
- (・) カバーⅡ工法
- ・ 撤去工法
- ・ はつり工法 ・ 引抜き工法

② 防火戸 (5.1.4)
- ・ 例示仕様 ・ 個別認定（認定番号 ）
- ・ 自動閉鎖機構 ・ 図示（図面番号 ）

③ 見本の製作 (5.1.5)
- ・ 製作する ・ 製作しない

④ 防犯建物部品 (5.1.7)
- ・ 図示（図面番号： ）

⑤ ブラインドカーテンボックス等 (5.1.6 (c))
- ・ 再使用する ・ 再使用しない

⑥ アルミニウム製建具 (5.2.2)

性能等級等
- ・ A種 (・) B種 ・ C種

(表5.2.1)
- ・ 防音ドアセット、防音サッシ（等級 ）
- ・ 断熱ドアセット（等級 ）
- ・ 耐震ドアセット（等級 ）
- ・ 結露水の処理方法 ・ 図示(図面番号：)

(表5.2.2) アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理の種別
- (・) 外部に面する建具
  - (・) B-1 ・ B-2 ・（ ）
- ・ 内部に面する建具
  - ・ C-1 ・ C-2 ・（ ）
- ・ 破損ガラスの交換

⑦ 鋼製軽量建具 (5.5.2)

鋼製軽量建具の性能等級
- ・ 簡易気密性ドアセット
- ・ 外部に面する建具の耐風圧
  - ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6 (5.5.3)
- ・ 防音ドアセット、防音サッシ（等級 ） (5.2.2(b))
- ・ 断熱ドアセット（等級 ） (5.5.3)
- ・ 耐震ドアセット（等級 ） (5.5.4)
- (・) H＞2400又はW＞950の建具 (5.7.3(a))
  - 鋼板類の厚さ (・) 図示（図面番号：A-15 ） (5.2.3(a))

表面仕上げ
- ・ 塗装
- ・ ビニル被覆鋼板
- ・ カラー鋼板
- ・ ステンレス鋼板（※ HL ・ 鏡面）

⑧ 建具用金物 (5.7.2)

金物の見え掛かり部等の材質
- (・) 改標仕表5.7.1(その1)(その2)による
- ・ 図示（図面番号： ）

(5.7.4)
- マスターキー ・ 製作する (・) 製作しない
- 引渡用鍵箱 ・ 必要 (・) 不要

⑨ 自閉式上吊り引戸装置 (5.9.3)

自閉式上吊り引戸装置の性能値
- (・) （表5.9.1）による ・（ ）

⑩ ガラス材料、工法 (5.13.2(a)) (5.13.4)

板ガラス
- (・) 図示（図面番号：A-13 ）
- ・網入り板ガラス 型t=6.8

⑪ ガラス留め材 (5.13.2(b))

ガラス留め材
- (・) シーリング ・ガスケット（ ）

⑫ ガラス溝の寸法、形状等 (5.13.3)
- ・図示（図面番号： ）
- (・) （表5.13.1）による

⑥ 内装改修工事

① 一般事項 (6.1.3(b))

既存間仕切壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲

改修部分	改修範囲
(・) 天井	図示（図面番号：A-12 ）
(・) 壁	図示（図面番号：A-10,11 ）
(・) 床	図示（図面番号：A-6,7,8 ）

(6.1.3(c)) 天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲
- ・ 図示（図面番号 ） ・( )

(6.1.3(f)) 天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修
- ・ 図示（図面番号 ） ・( )

② 既存床撤去、下地補修 (6.2.2(a)(1)) (6.2.2(a)(2)) (6.2.2(c))

既存床仕上げ材の除去等
浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去
- ・ 行う ・ 行わない

合成樹脂塗り床材の除去等
- ・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法

改修後の床の清掃範囲
- (・) 施工範囲及び施工によって汚れが生じた範囲
- ・ （ ）

③ 既存壁撤去、下地補修 (6.3.2)

既存間仕切壁の撤去に伴う他の構造体の補修工法
- ・ （ ）

④ 木下地等 (6.5.1(c)) (表6.5.1) (6.5.2(a)(1)) (表6.5.2)

表面仕上げ ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種

木材の含水率（工事現場搬入時、質量比）

部材名称	種別
下地材	(・) A種 ・ B種
造作材	・ A種 ・ B種

(6.5.2)(b)(1) 製材
「製材の日本農林規格」による製材

	樹種・寸法・形状	等級	含水率
下地用針葉樹製材	・ 図示（図面番号： ）	・( )	
造作用針葉樹製材	・ 図示（図面番号： ）	・( )	
広葉樹製材	・ 図示（図面番号： ）	・( )	

(6.5.2)(b)(2) (iv)) (表6.5.3) 「製材の日本農林規格」以外の製材
樹種 寸法 防虫処理、難燃処理及び含水率 ・図示（図面番号： ）
造作材の材面の品質・A種 ・( )

樹種

部位	樹種	県産材

(6.5.2)(b)(2)(iv) 代用樹種の使用 ・ 禁止する (・) 禁止しない

⑤ 軽量鉄骨天井下地 (6.6.2) (表6.6.1) (6.6.3)

野縁等の種類
- (・) 屋内 (・) 19形 ・ ( )
- ・ 屋外 ・ 25形 ・ ( )

形式及び寸法
- ・屋外 ・ 図示（図面番号： ）
- ・耐震天井 ・ 図示（図面番号： ）
- ・ふところ≧1.5m ・(6.6.4)(h) ・ 図示（図面番号： ）
- ・ふところ＞3m ・ 図示（図面番号： ）

既存埋込みインサート
- ・ 使用する (・) 使用しない

既存埋込みインサート、あと施工アンカーの引き抜き試験
- ・ 行う（図示（図面番号： ））(・) 行わない

(6.6.4) 耐震天井
- ・ 図示（図面番号： ）

(・) 天井点検口設置部天井下地補強
450×450×1ヶ所
300×300×4ヶ所

(・) 換気用制気口部天井下地補強
4ヶ所

⑥ 軽量鉄骨壁下地 (6.7.2) (6.6.4(a)(1))

スタッド、ランナーなどの種類
(・) 図示（図面番号：A-08 ）

⑦ ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り (6.8.2) (6.8.2(a)) (6.8.2(b))

材料
(・) ビニル床シート 【JIS A 5705（ビニル系床材）】

種類の記号	色柄	厚さ	備考
HS	無 地	2.8㎜	

(・) ビニル床タイル 【JIS A 5705（ビニル系床材）】

種類	厚さ	備考
置敷ビニル床タイル	2.0㎜	
	(・) 5.0㎜ ）	500㎜×500㎜

(6.8.2(c)(1))

記.

四日市船員船客待合所改修工事 設計図

特記仕様書（3）

S. NS

D. H25.9.12

D. (稲葉) C. (中村)

No. A-03

NAKAMURA (株) 中村建築設計事務所
三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９
TEL 代表 ０５９４－７６－２１０２

一級建築士 中村 久
一級建築士 登録 第１７７２４３号
建築士事務所登録 （三重）第１－７１５号

⑧ せっこうボード その他のボード及び合板張り

(6.13.2)
(表6.13.1)

材　種	種　別	厚さ（㎜）
・ せっこうボード		壁 ・ 9.5(準不燃) ・ 12.5(不燃)
		天井 ・ 9.5(準不燃) ・ 12.5(不燃)
・ 化粧せっこうボード	・ﾄﾗﾊﾞｰﾁﾝ模様	・ 9.5(準不燃)
	・木目模様	・ 9.5(準不燃)
・ ロックウール化粧吸音	・普通	・ 9
	・立体模様	
・ けい酸カルシウム板	・タイプⅡ0.8FK	

(6.13.2) (h) 遮音シール材
・シーリング材　　・ ジョイントコンパウンド

(6.13.3) (e)(3) 合板類の張付け
・ A種　　・ B種

(6.13.3) (g)(1)
(表6.13.5) せっこうボードの目地工法
・ 継目処理　　・ 突付け　　・ 目透し

⑨ 壁紙張り

(6.14.2)

施　工　箇　所	品質の程度	防火性能の級別
待合室側	ＡＡ級品	・ 不燃　・ 準不燃
通路側	ＡＡ級品	・ 不燃　・ 準不燃
		・ 不燃　・ 準不燃

記．

四日市港船員船客待合所改修工事　　設計図

特記仕様書（4）

S． NS

D． H25.9.12

D. 稲葉　C. 中村

No. A-04

(株) 中村建築設計事務所
NAKAMURA
三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９
TEL　代表　０５９４－７６－２１０２

一級建築士　中村　久
一級建築士　登録 第１７７２４３号
建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

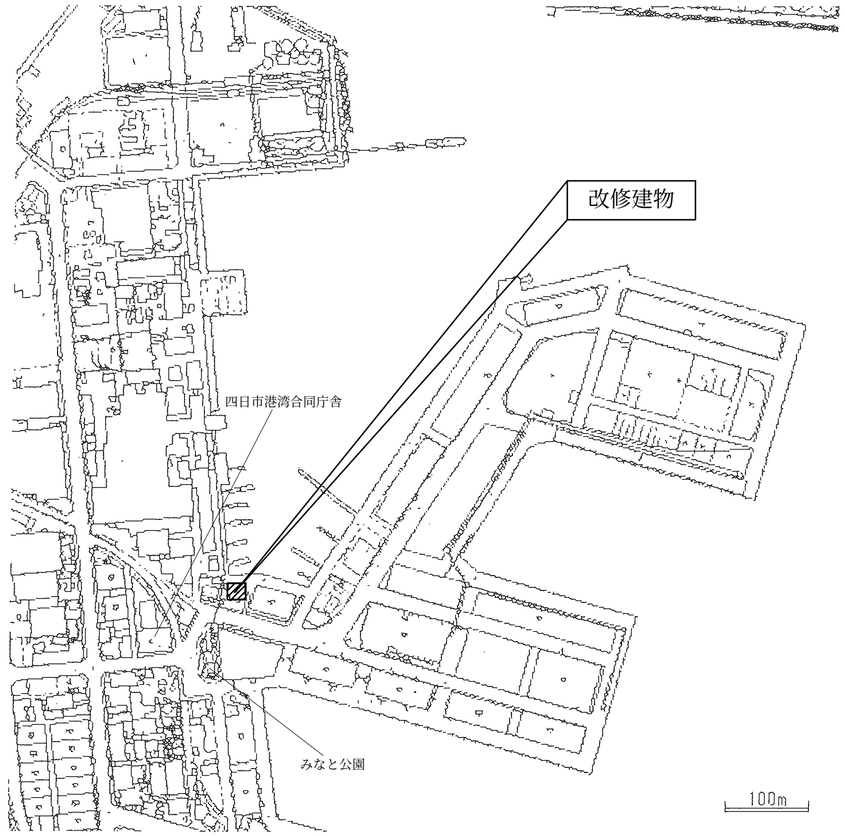

附近見取図　1/5000

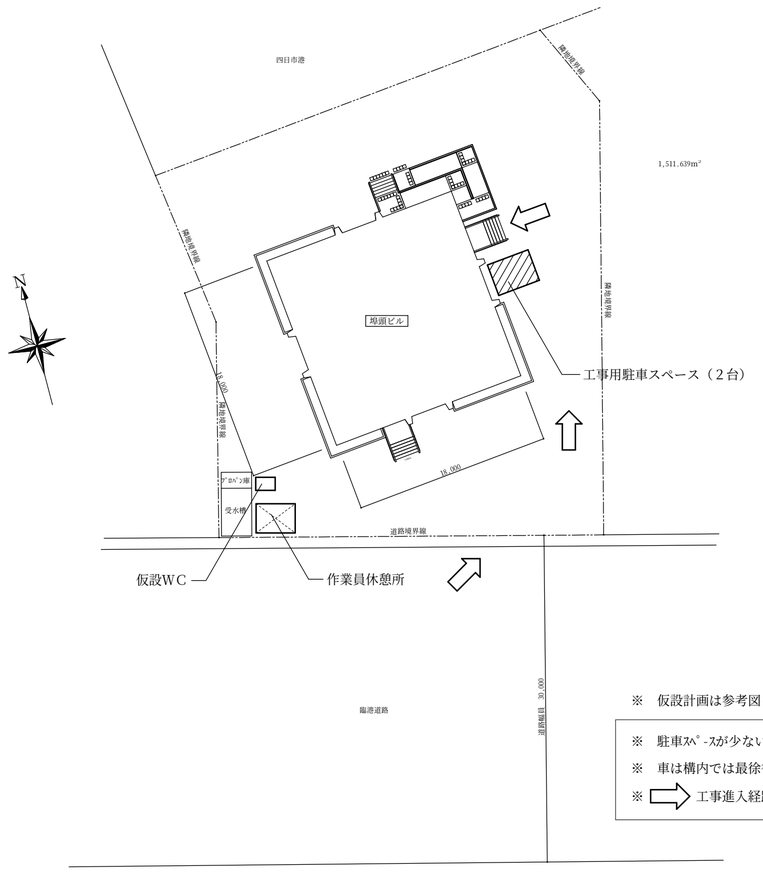
四日市港
1,511.639㎡
埋立免許境界線
埋立免許境界線
埋立免許境界線

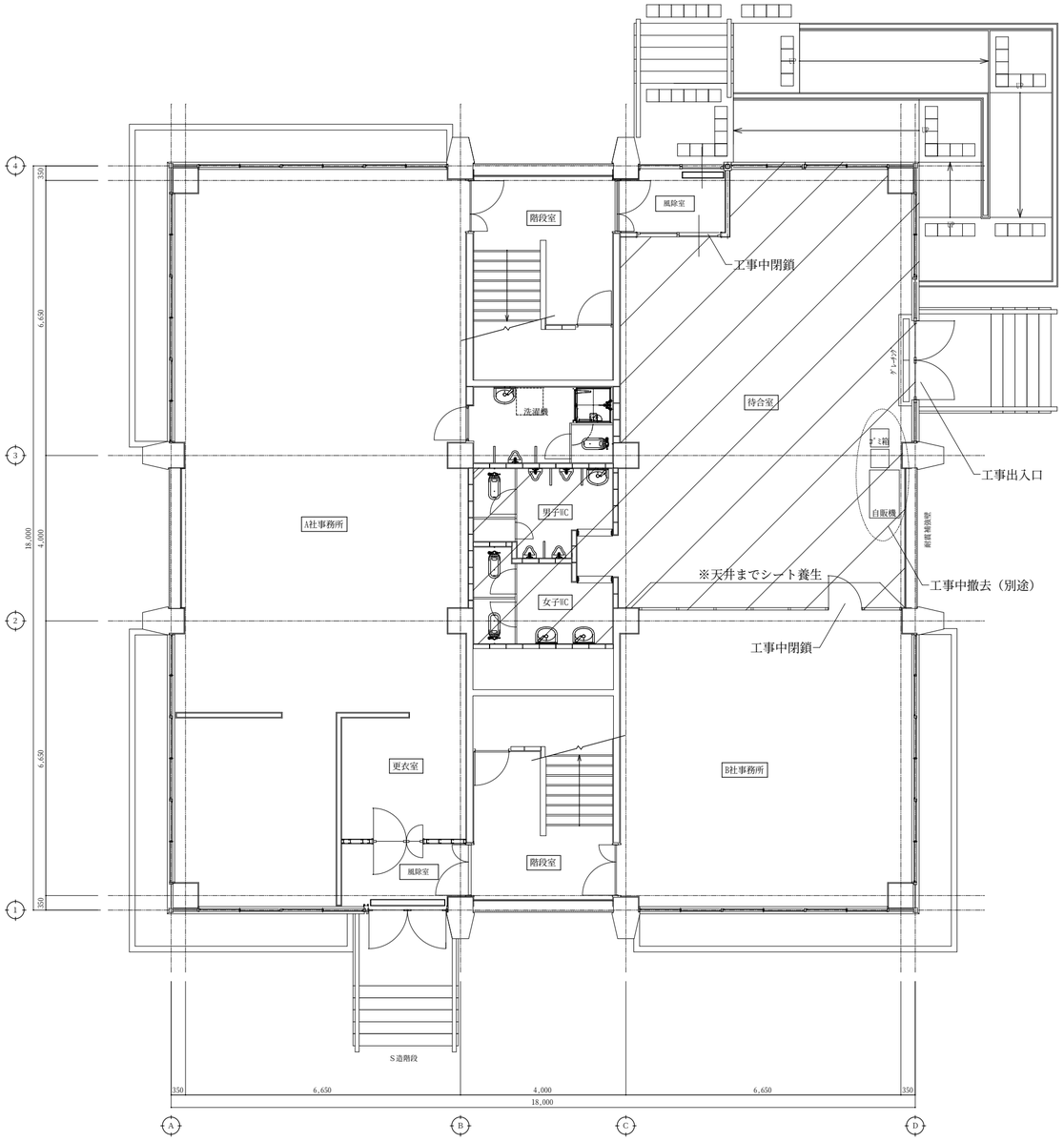

(改修前)　1階　平面図　1/100

改修範囲を示す

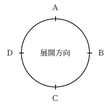

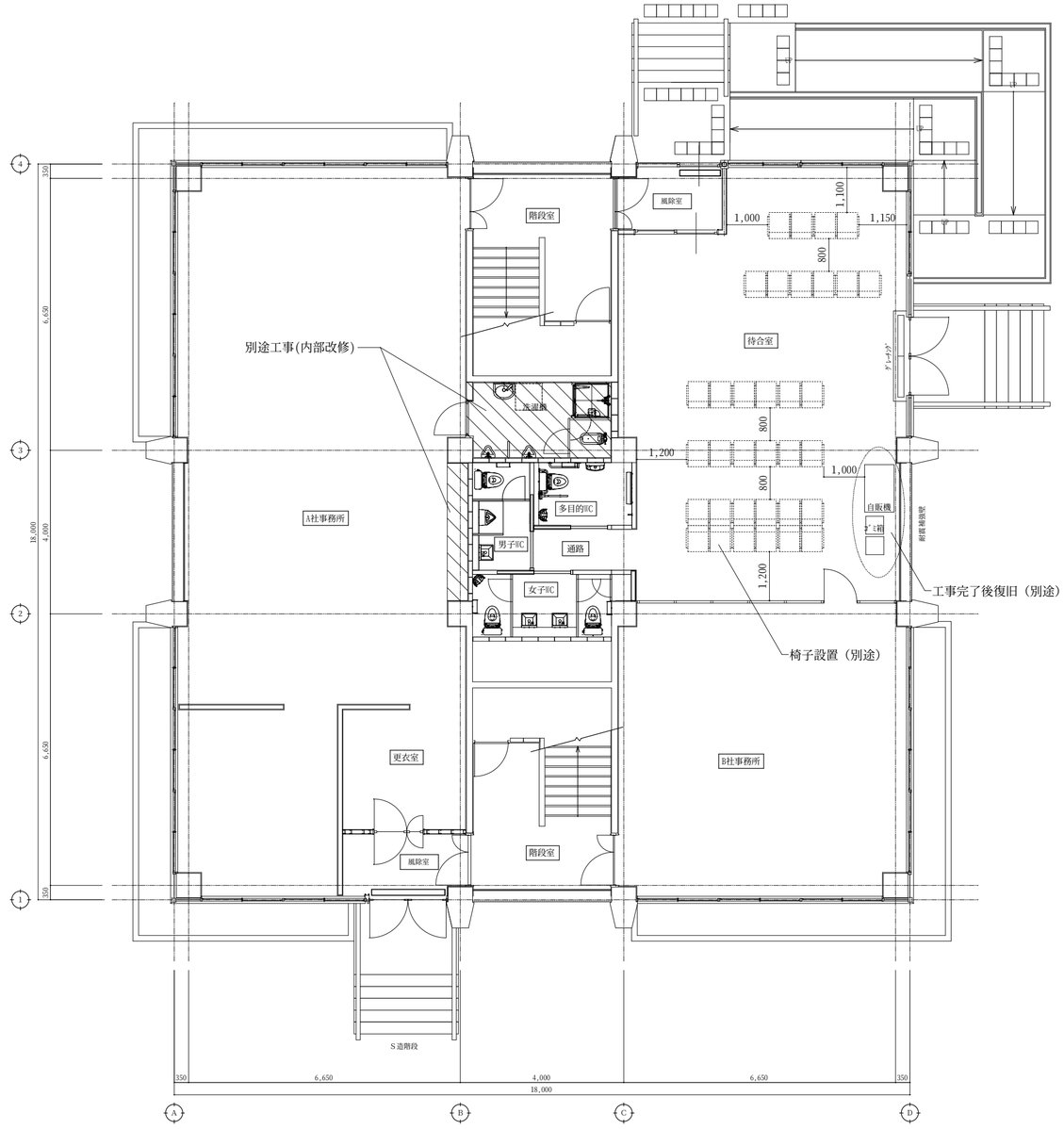

(改修後)　1階　平面図　1/100

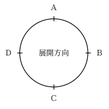

記.	四日市港船員船客待合所改修工事	S. 1/100	D. 稲葉 C. 中村	(株) 中村建築設計事務所 三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL　代表　０５９４－７６－２１０２	一級建築士　中村　久 一級建築士　登録第１７７２４３号 建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号
	【改修前】【改修後】1階平面図	D. H25.9.12	No. A-06		

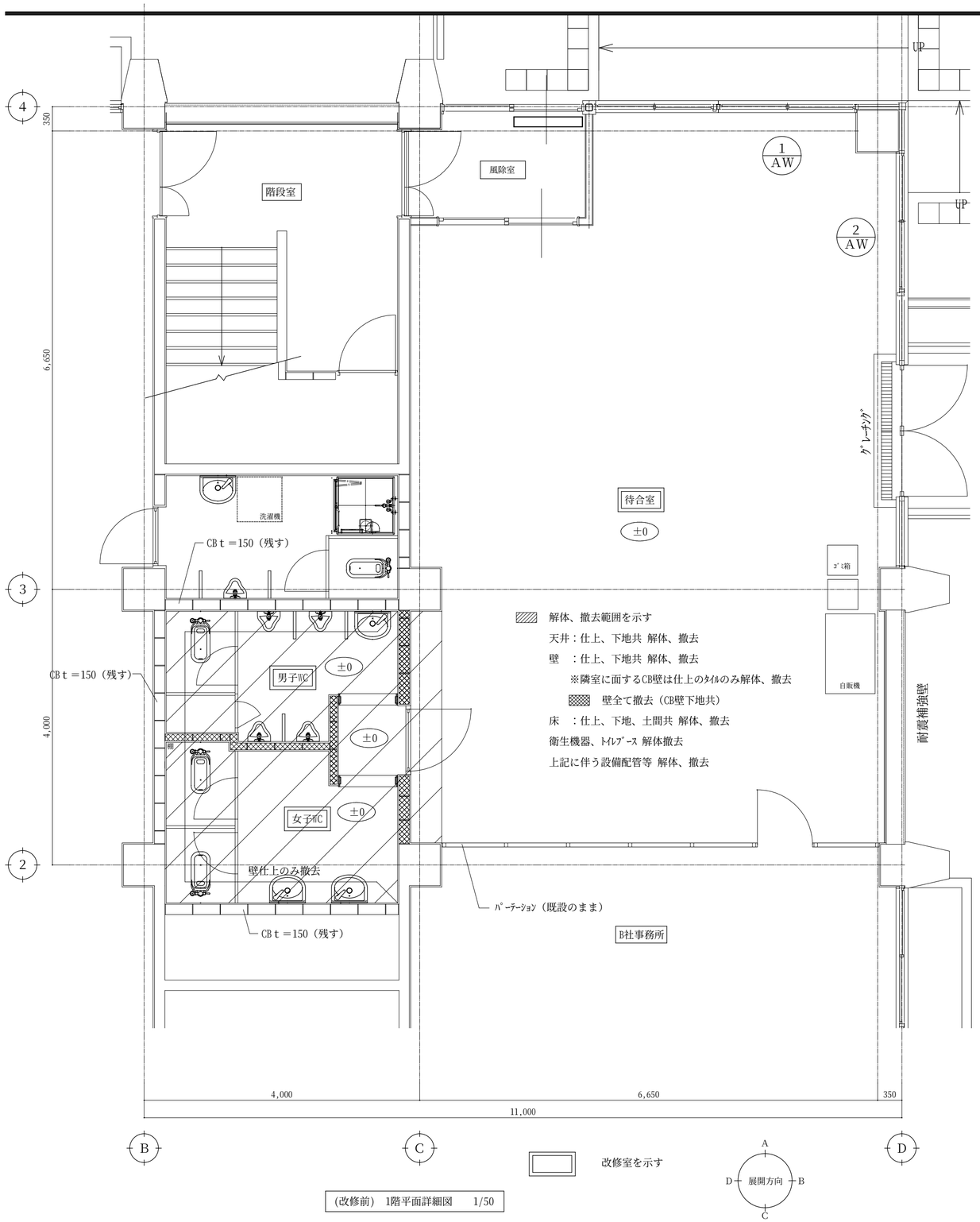

（改修前）　1階平面詳細図　　1/50

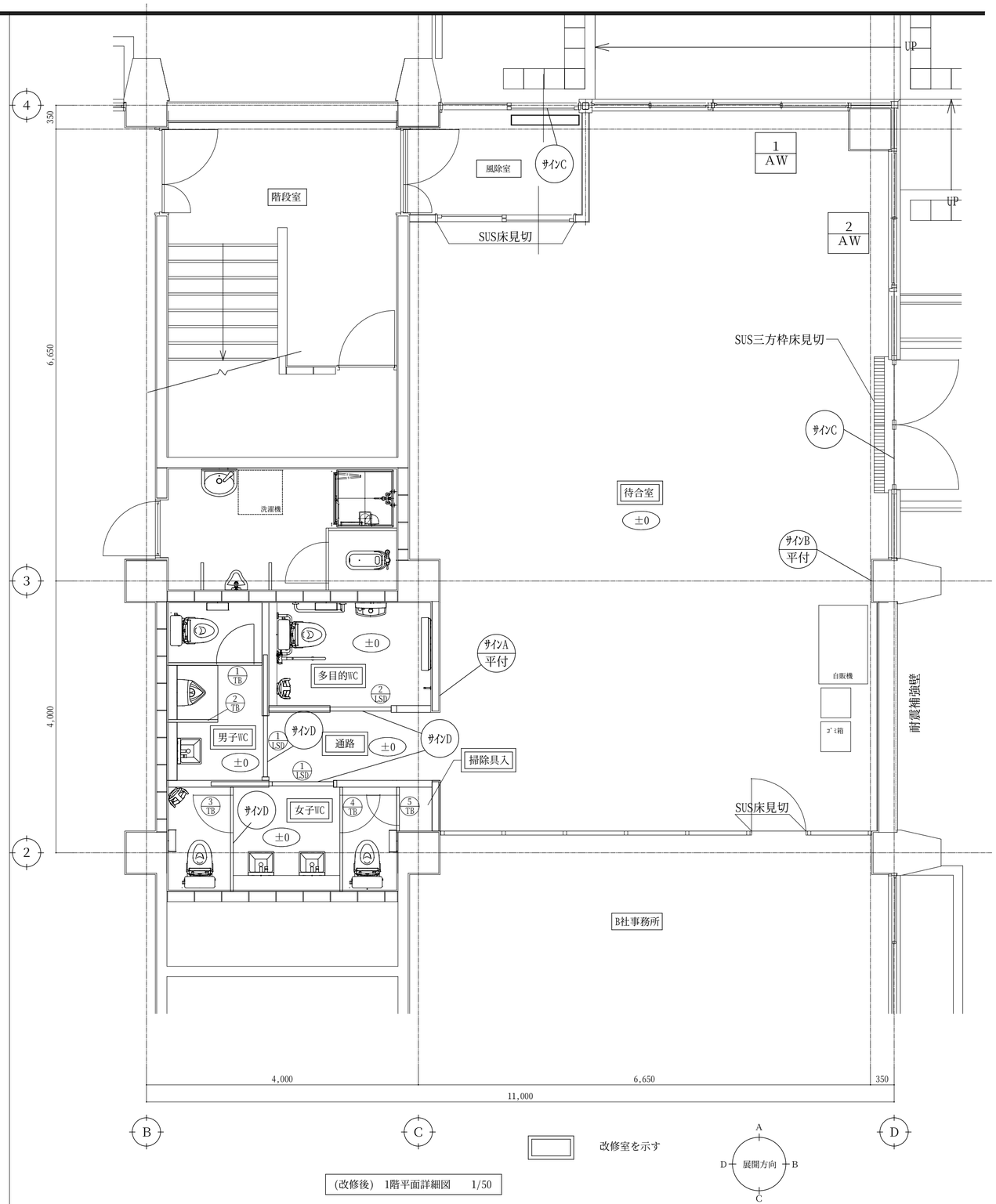

（改修後）　1階平面詳細図　　1/50

記.

四日市港船員船客待合所改修工事

【改修前】【改修後】1階平面詳細図　兼 建具位置図

S. 1/50

D. H25.9.12

D. 稲葉　C. 中村

No. A-07

（株）中村建築設計事務所
NAKAMURA
三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９
TEL　代表　０５９４－７６－２１０２

一級建築士　中村　久
一級建築士　登録 第１７７２４３号
建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

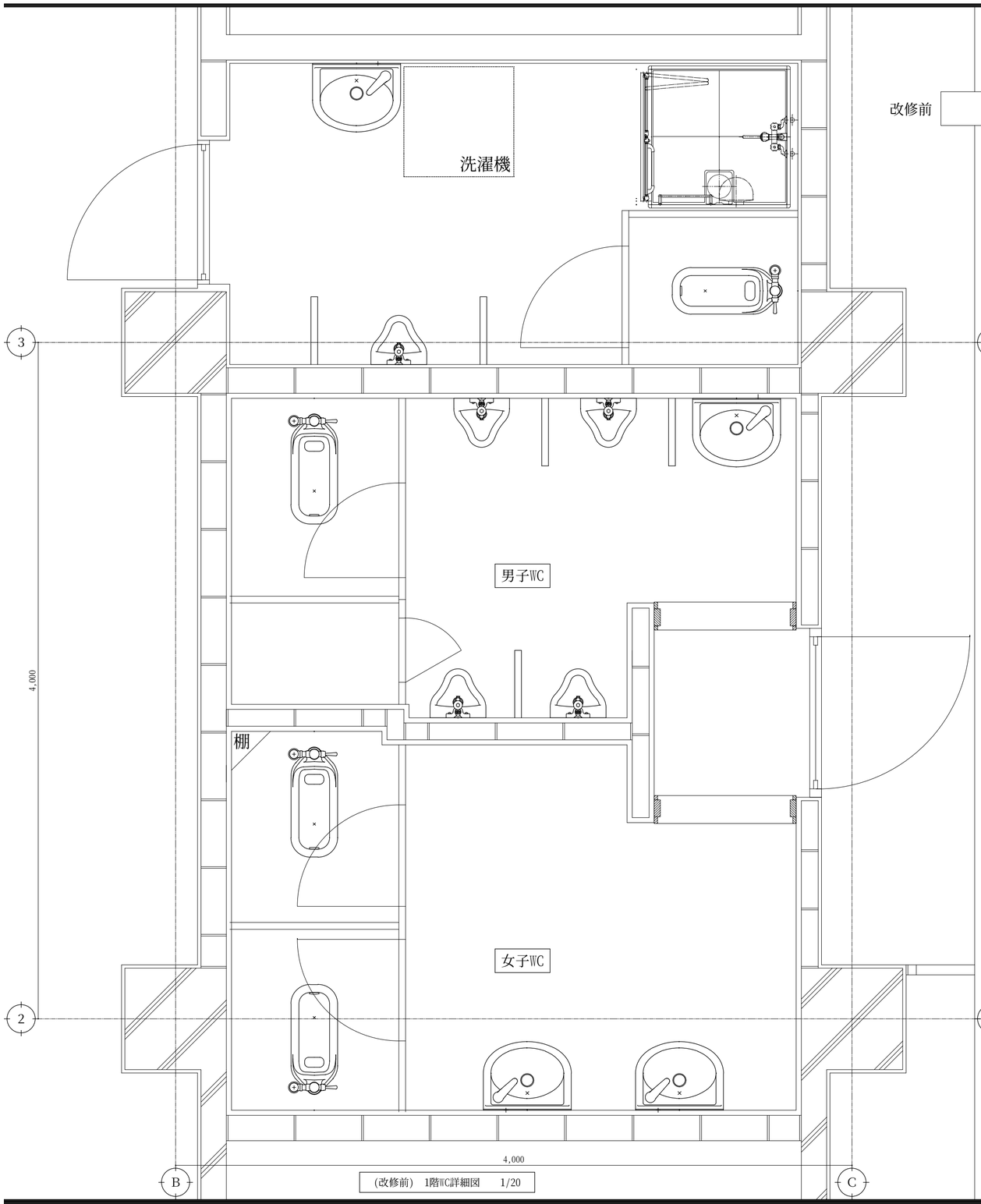

改修前 → 改修後

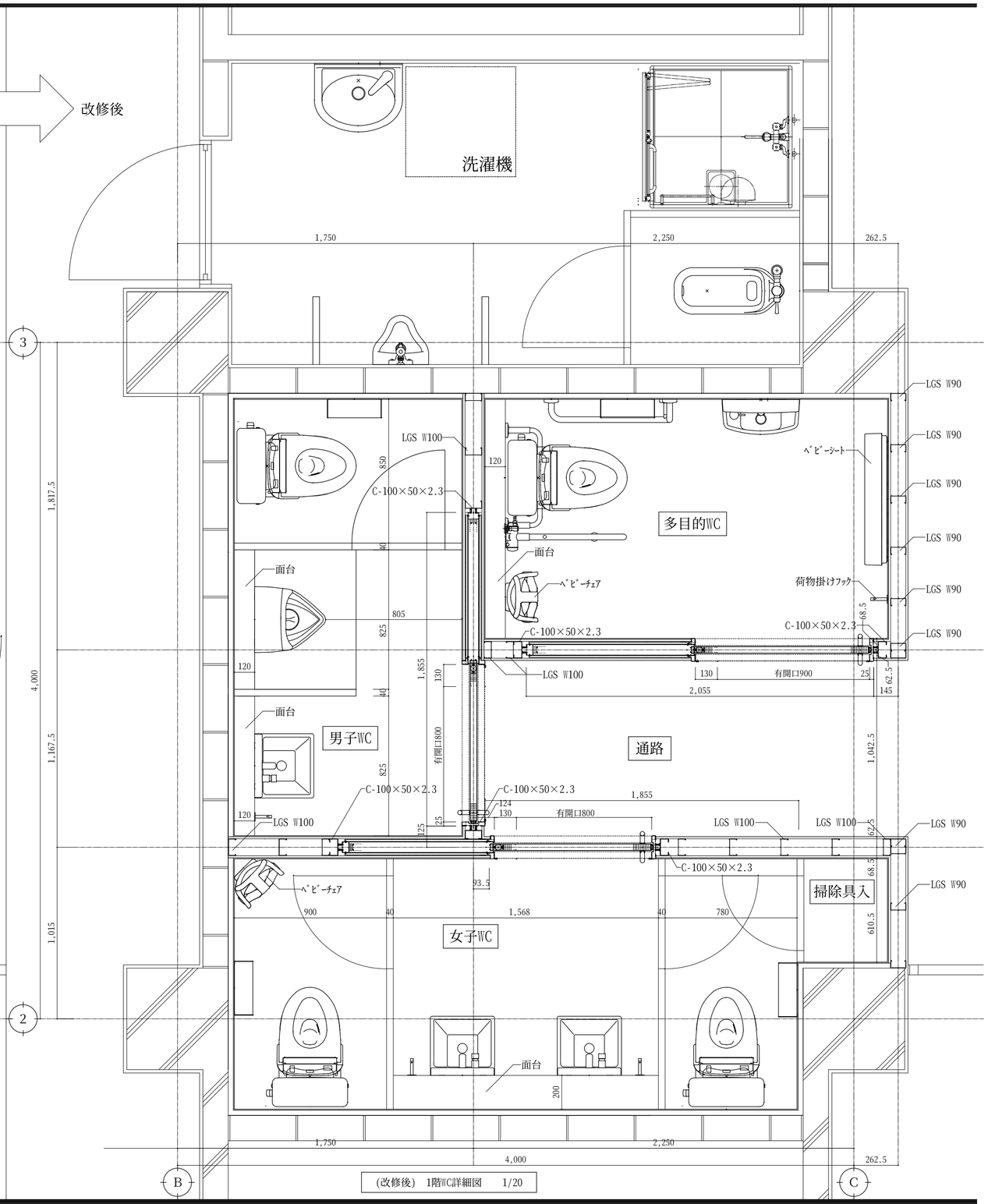

（改修前） 1階WC詳細図 1/20

（改修後） 1階WC詳細図 1/20

記.

四日市港船員船客待合所改修工事	S. 1/20	D. C. 稲葉 中村	（株）中村建築設計事務所
【改修前】【改修後】1階トイレ平面詳細図	D. H25.9.12	No. A-08	三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL 代表 ０５９４－７６－２１０２

一級建築士 中村 久

一級建築士 登録第１７７２４３号
建築士事務所登録 （三重）第１－７１５号

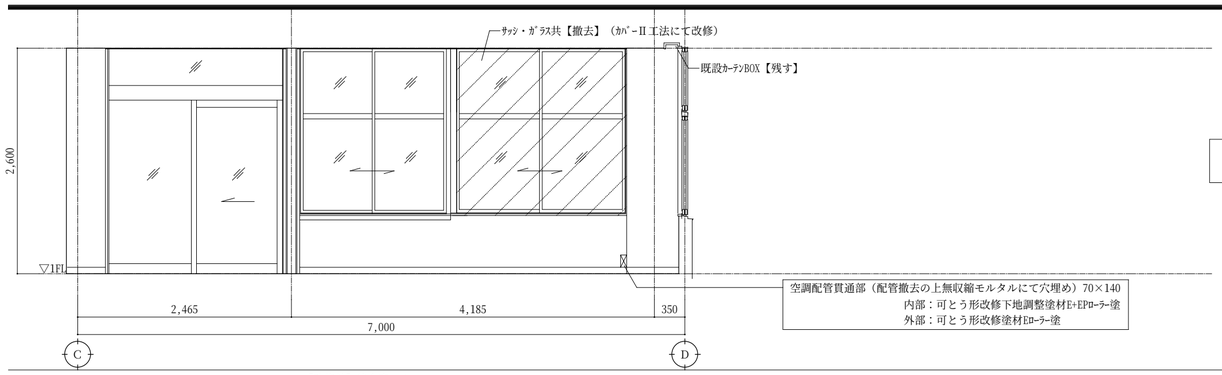

【改修前】待合室　A

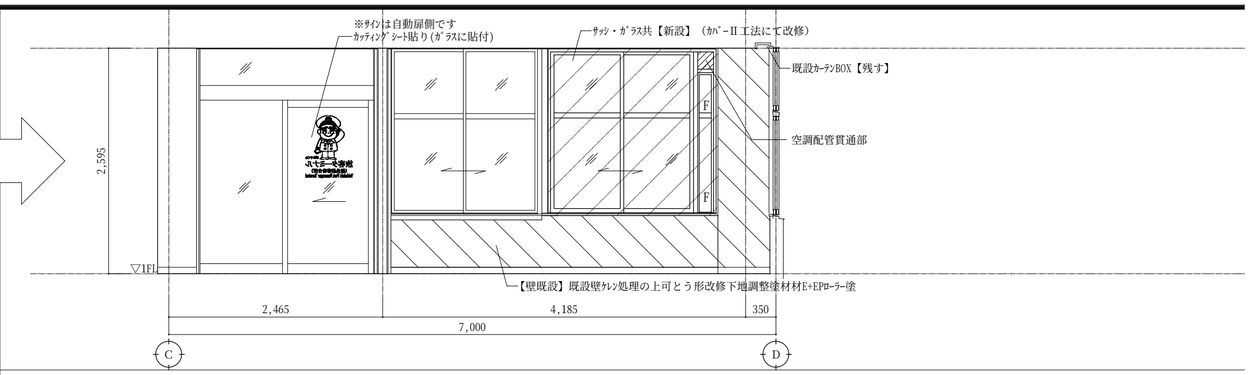

【改修後】待合室　A

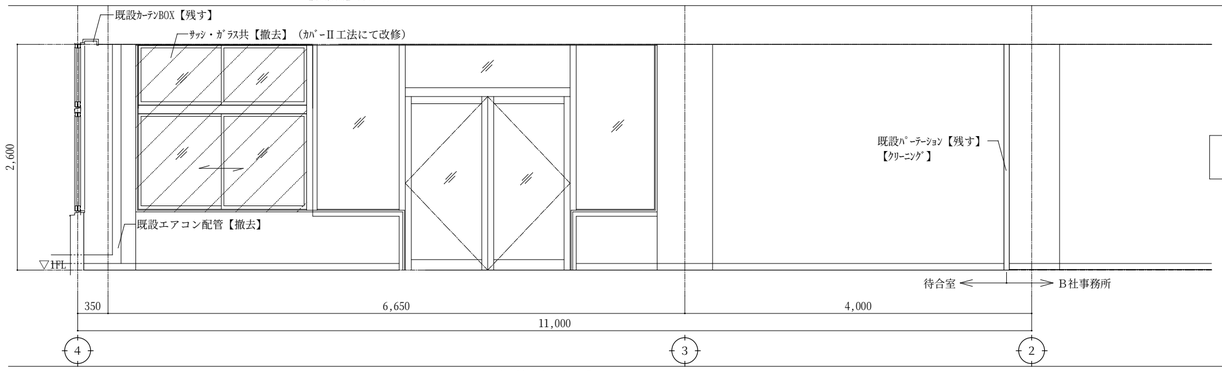

【改修前】待合室　B

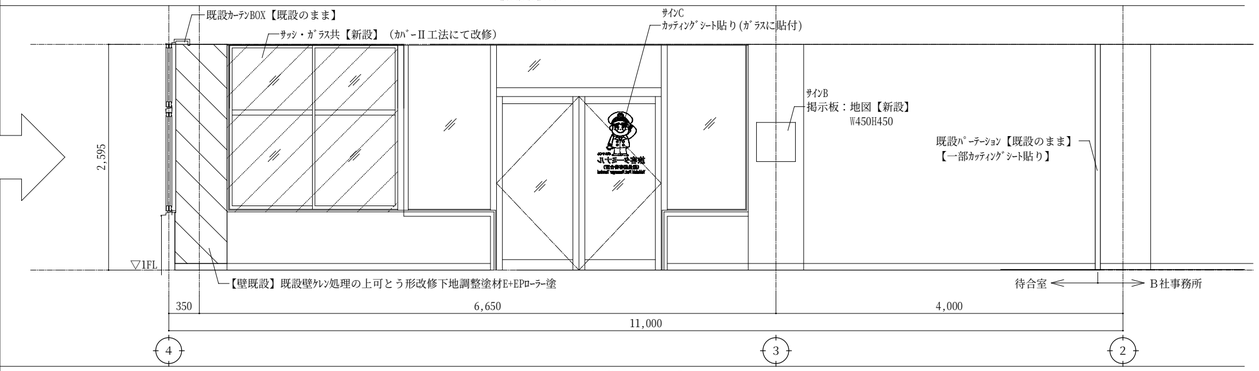

【改修後】待合室　B

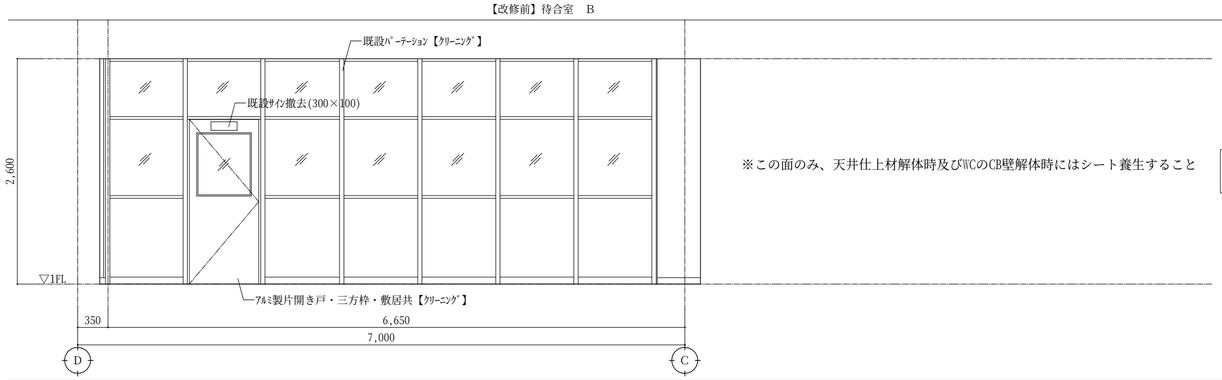

※この面のみ、天井仕上材解体時及びWCのCB壁解体時にはシート養生すること

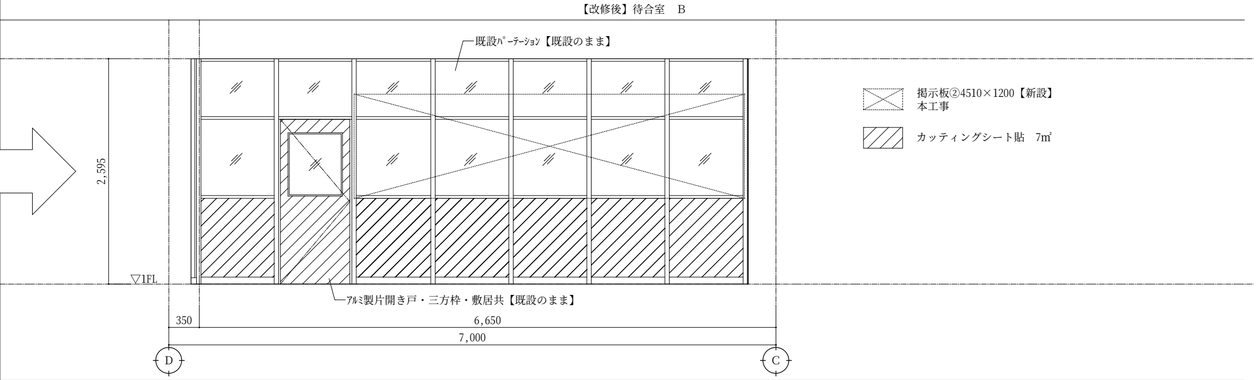

【改修前】待合室　C

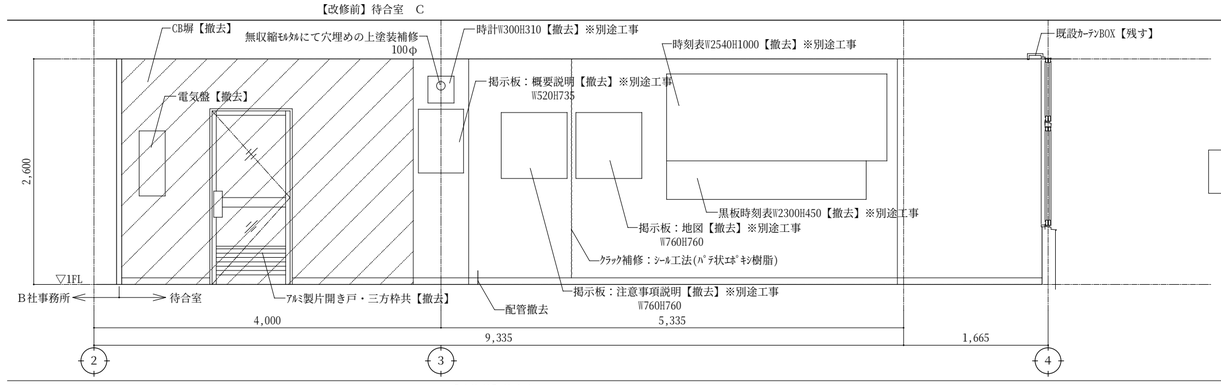

【改修前】待合室　D

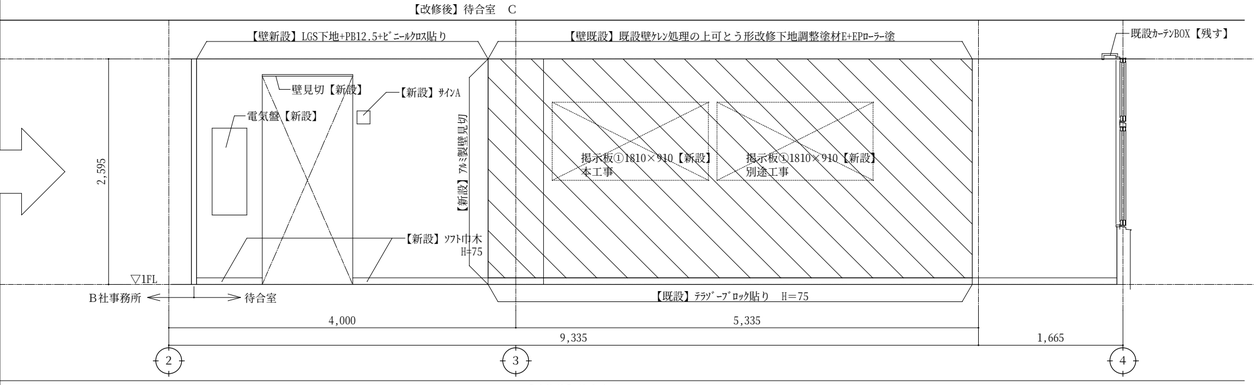

【改修後】待合室　D

記.

四日市港船員船客待合所改修工事

【改修前】【改修後】待合室展開図

S. 1/50

D. H25.9.12

D. 稲葉　C. 中村

No. A-09

（株）中村建築設計事務所
NAKAMURA
三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９
TEL　代表　０５９４－７６－２１０２

一級建築士　中村　久
一級建築士　登録第１７７２４３号
建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

Ⓐ　下地のCB壁は残し、仕上のみ撤去

Ⓑ　下地のCB壁、仕上のタイル共解体撤去

土間ｔ＝100　解体、撤去

▲　土間切断位置

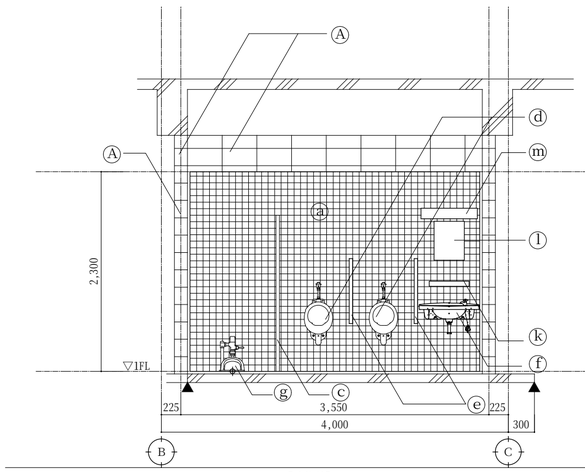

【改修前】男子ＷＣ　Ａ

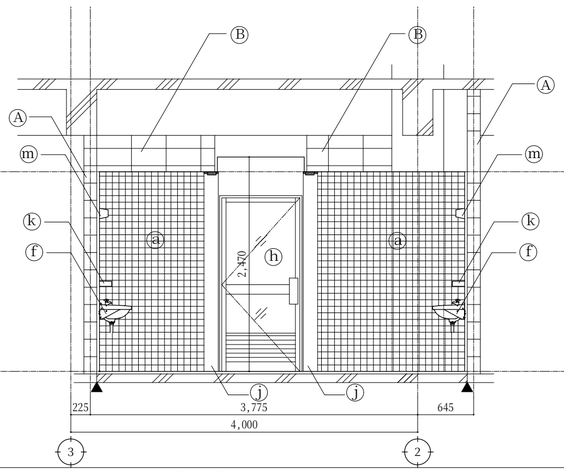

【改修前】男子ＷＣ・女子ＷＣ　Ｂ-１

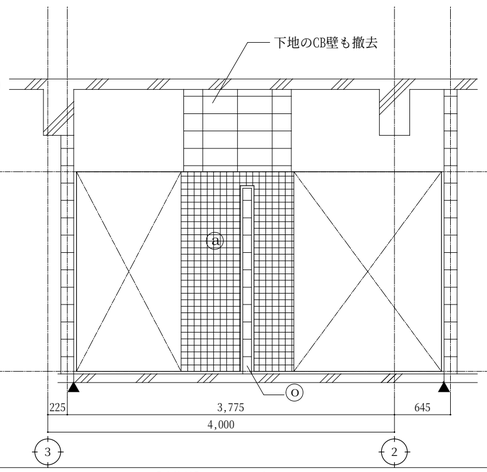

【改修前】男子ＷＣ・女子ＷＣ　Ｂ-２

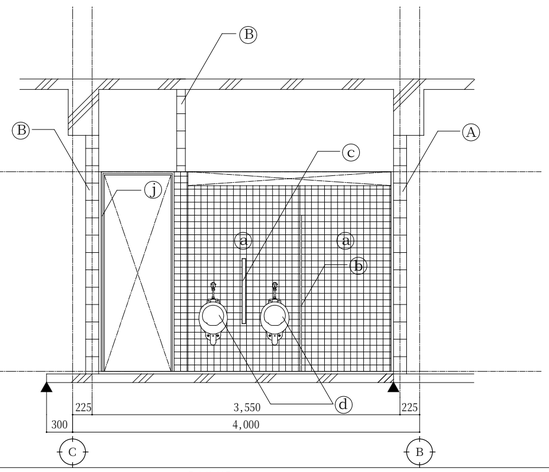

【改修前】男子ＷＣ　Ｃ

凡　例	
ⓐ	壁：75角タイル貼り
ⓑ	木製トイレブース
ⓒ	鋼製トイレブース
ⓓ	小便器
ⓔ	間仕切り
ⓕ	手洗い器
ⓖ	和式大便器
ⓗ	アルミ製片開き戸
ⓘ	
ⓙ	木製三方枠
ⓚ	棚
ⓛ	鏡
ⓜ	照明
ⓞ	CB壁

※　隣室に面する壁下地のCB以外
　　壁、床、天井の下地含めて全て解体、撤去

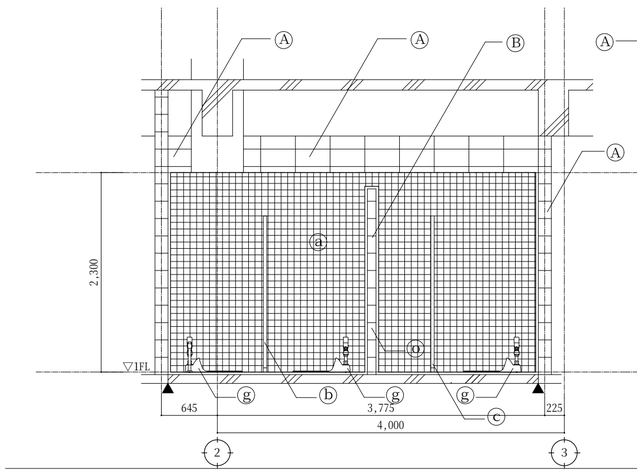

【改修前】男子ＷＣ・女子ＷＣ　Ｄ-１

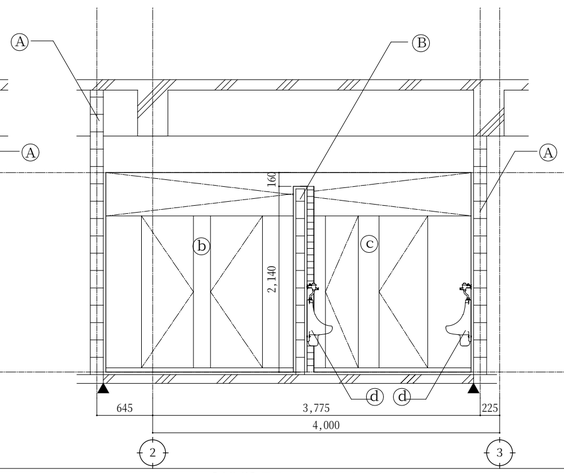

【改修前】男子ＷＣ・女子ＷＣ　Ｄ-１

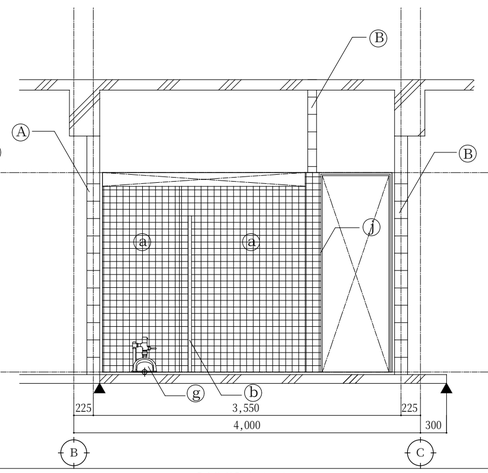

【改修前】女子ＷＣ　Ａ

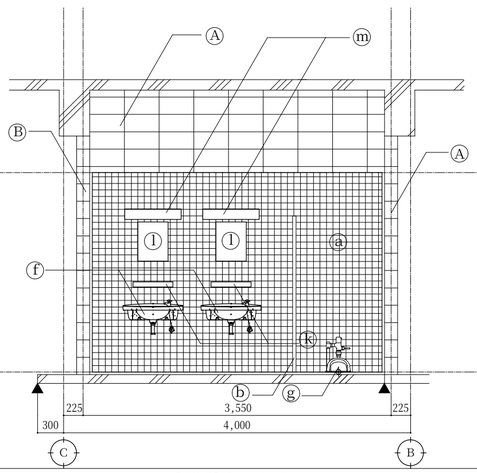

【改修前】女子ＷＣ　Ｃ

記.

四日市港船員船客待合所改修工事

【改修前】男子ＷＣ・女子ＷＣ展開図

S.　1/50

D.　H25.9.12

D.　C.　（稲葉）（中村）

No.　A-10

（株）中村建築設計事務所
NAKAMURA
三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９
TEL　代表　０５９４－７６－２１０２

一級建築士　中村　久
一級建築士　登録第１７７２４３号
建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

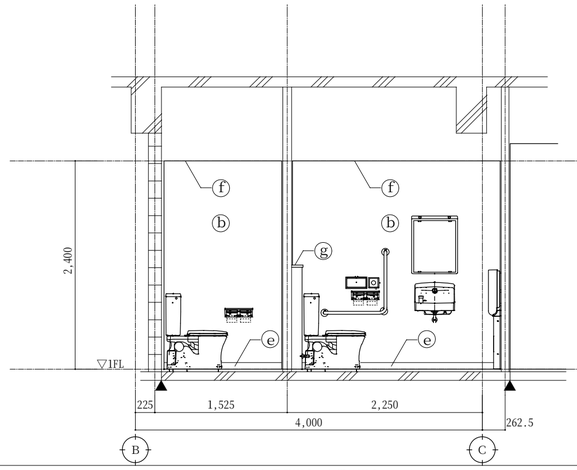

【改修後】男子WC・多目的WC　A-1

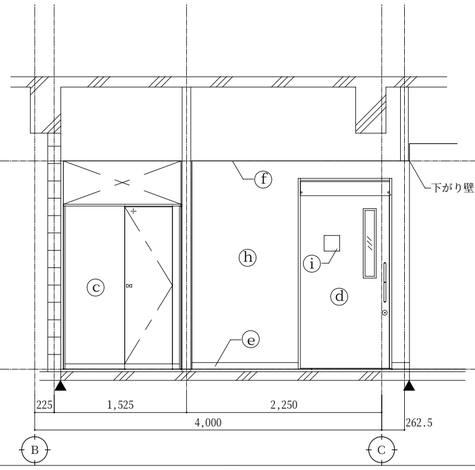

【改修後】男子WC・通路　A-2

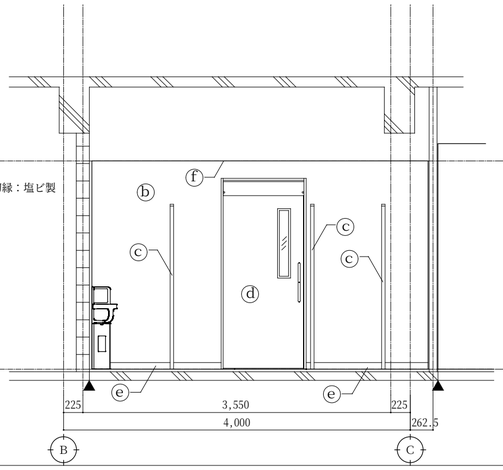

【改修後】女子WC　A-3

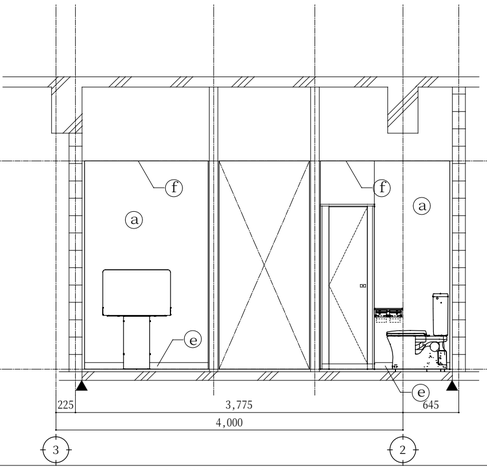

【改修後】多目的WC・女子WC　B-1

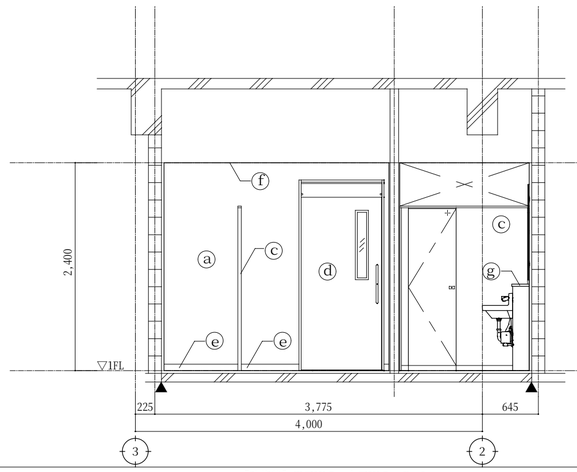

【改修後】男子WC・女子WC　B-2

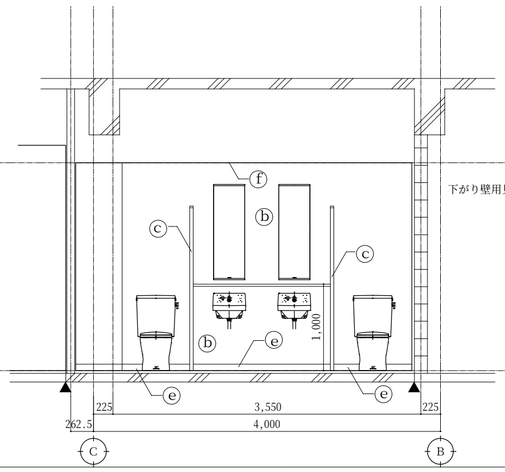

【改修後】女子WC　C-1

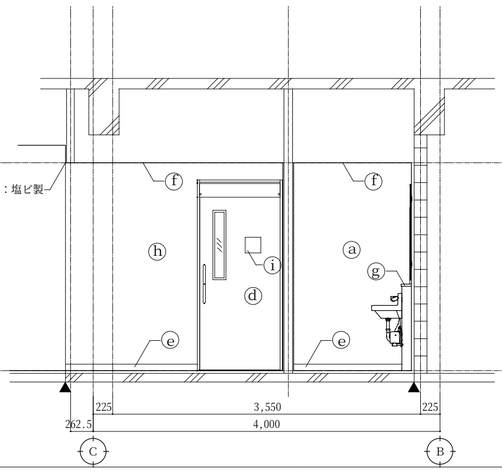

【改修後】男子WC・通路　C-2

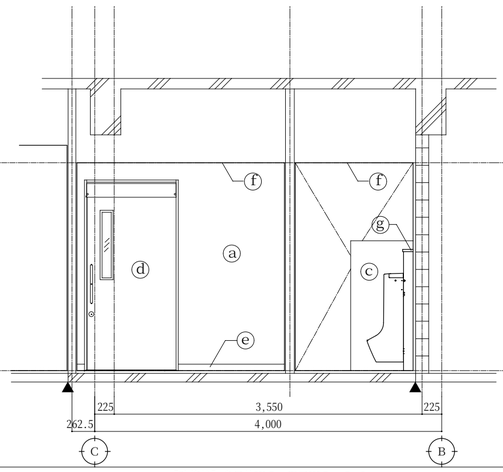

【改修後】多目的WC・男子WC　C-3

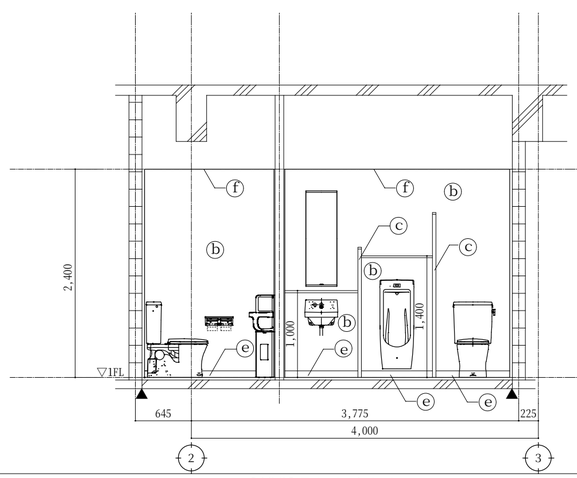

【改修後】男子WC・女子WC　D-1

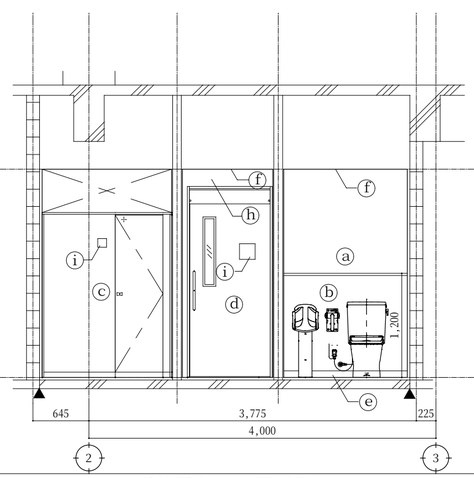

【改修後】女子WC・通路・多目的WC　D-2

凡　例	
ⓐ	耐水PBｔ＝12.5+化粧ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板ｔ＝6貼り(軽鉄壁下地)
ⓑ	耐水PBｔ＝12.5+化粧ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板ｔ＝6貼り(GL工法)
ⓒ	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（別図参照）
ⓓ	ﾊﾝｶﾞｰﾄﾞｱ（別図参照）
ⓔ	ｿﾌﾄ巾木H=75
ⓕ	天井廻り縁：塩ﾋﾞ製
ⓖ	面台：ﾎﾟｽﾄﾌｫｰﾑｶｳﾝﾀｰｔ＝19　LGS下地
ⓗ	耐水PBｔ＝12.5+ﾋﾞﾆｰﾙｸﾛｽ貼り(軽鉄壁下地)
ⓘ	ﾋﾟｸﾄｻｲﾝ
ⓙ	
ⓚ	

土間ｔ＝100　補修、復旧（D10@200ﾀﾃﾖｺｼﾝｸﾞﾙ、接着系あと施工ｱﾝｶｰ：ﾀﾐｶﾙｱﾝｶｰD10×480）

※新設土間下には防湿ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ ｔ＝0.15敷きとする

▲　土間接続位置

天井下地新設

記.

四日市港船員船客待合所改修工事	S. 1/50	D. 稲葉 C. 中村	（株）中村建築設計事務所
【改修後】多目的WC・男子WC・女子WC展開図	D. H25.9.12	No. A-11	三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL　代表　０５９４－７６－２１０２

一級建築士　中村　久

一級建築士　登録 第１７７２４３号
建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

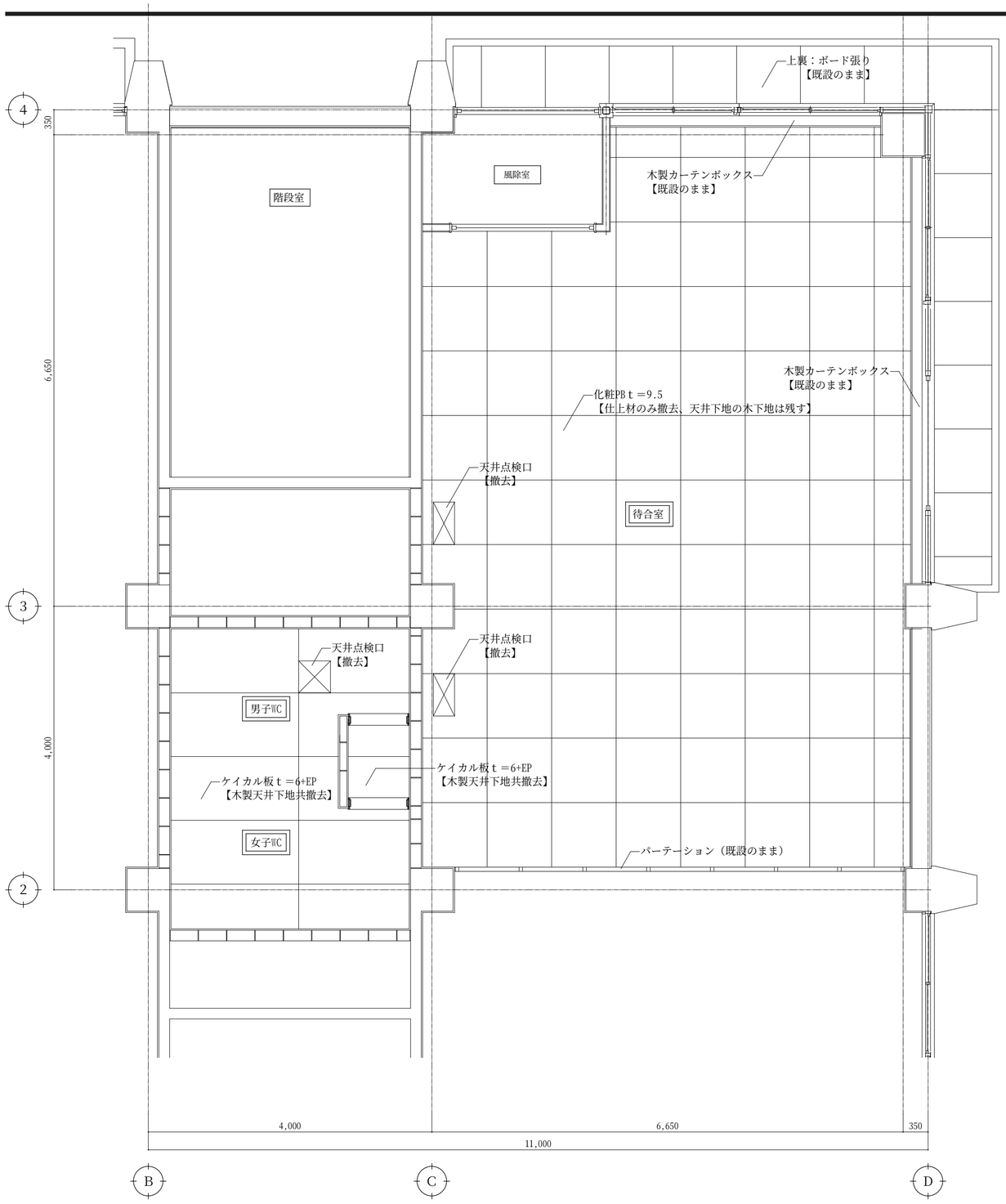

（改修前）　1階天井伏図　　1/50　　：改修室を示す

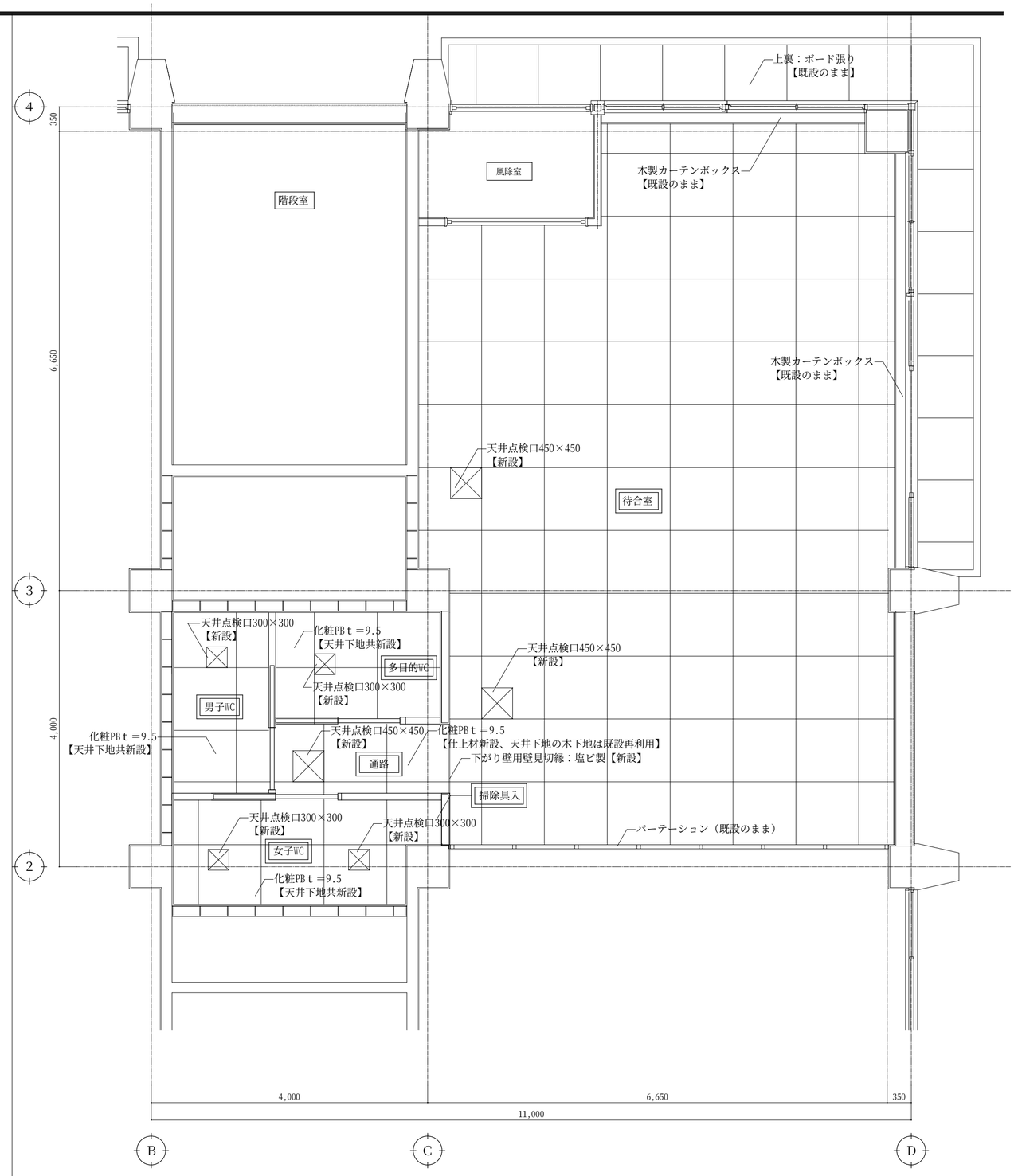

（改修後）　1階天井伏図　　1/50　　：改修室を示す

記.

四日市港船員船客待合所改修工事

【改修前】【改修後】1階天井伏図

S.　1/50

D.　H25.9.12

D.　稲葉　C.　中村

No.　A-12

（株）中村建築設計事務所
NAKAMURA
三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９
TEL　代表　０５９４－７６－２１０２

一級建築士　中村　久
一級建築士　登録第１７７２４３号
建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

記　号	数　量	1/AW 改修前　1ヶ所	1/AW 改修後（カバーⅡ工法）　1ヶ所
姿　図		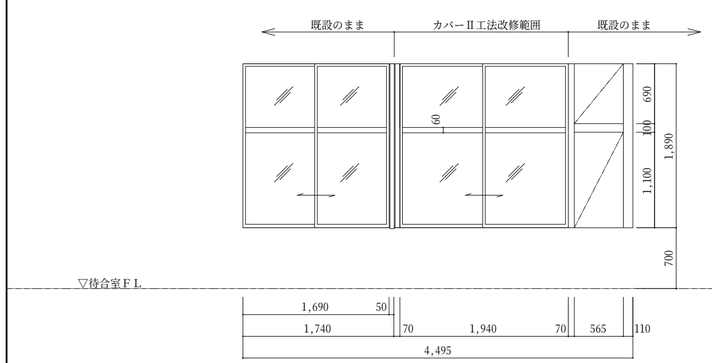	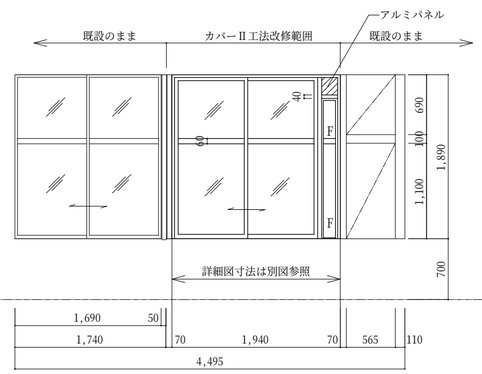
場　所		待合室	待合室
内　法	見　込	1,940 * 1,890 / 70	1,940 * 1,890 / 70
形　式	材　質	引き違い窓 / ｱﾙﾐ　ｼﾙﾊﾞｰ	引き違い窓 / ｱﾙﾐ　ｼﾙﾊﾞｰ
付属金物		戸車・ｸﾚｾﾝﾄ・ｱﾙﾐ水切	戸車・ｸﾚｾﾝﾄ・ｱﾙﾐ水切
硝　子	塗　装	強化ｶﾞﾗｽ FL-6	強化ｶﾞﾗｽ FL-6
備　考		ｶﾞﾗｽ留 ｼﾘｺﾝｼｰﾘﾝｸﾞ 5*5 両面	ｶﾞﾗｽ留 ｼﾘｺﾝｼｰﾘﾝｸﾞ 5*5 両面

記　号	数　量	2/AW 改修前　1ヶ所	2/AW 改修後（カバーⅡ工法）　1ヶ所
姿　図		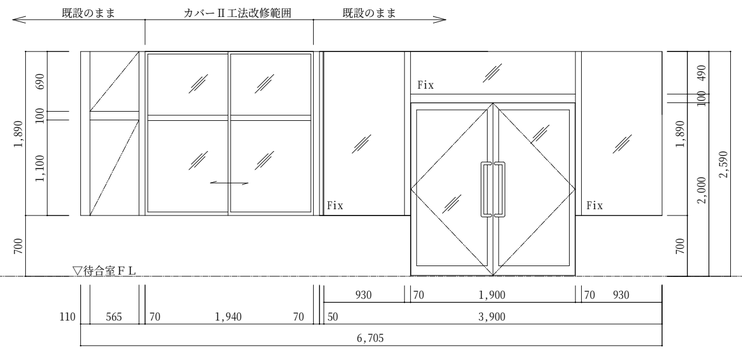	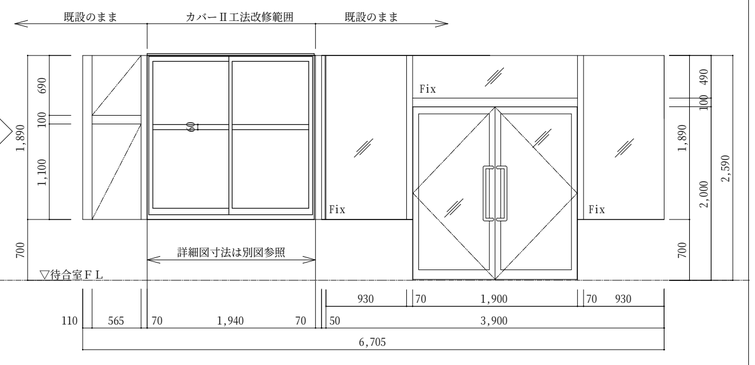
場　所		待合室	待合室
内　法	見　込	1,940 * 1,890 / 70	1,940 * 1,890 / 70
形　式	材　質	引き違い窓 / ｱﾙﾐ　ｼﾙﾊﾞｰ	引き違い窓 / ｱﾙﾐ　ｼﾙﾊﾞｰ
付属金物		戸車・ｸﾚｾﾝﾄ・ｱﾙﾐ水切	戸車・ｸﾚｾﾝﾄ・ｱﾙﾐ水切
硝　子	塗　装	強化ｶﾞﾗｽ FL-6	強化ｶﾞﾗｽ FL-6
備　考		ｶﾞﾗｽ留 ｼﾘｺﾝｼｰﾘﾝｸﾞ 5*5 両面	ｶﾞﾗｽ留 ｼﾘｺﾝｼｰﾘﾝｸﾞ 5*5 両面

記.

四日市港船員船客待合所改修工事

サッシ改修図（1）

S. 1/50

D. H25.9.12

D. 稲葉　C. 中村

No. A-13

（株）中村建築設計事務所
NAKAMURA
三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９
TEL 代表　０５９４－７６－２１０２

一級建築士　中村　久
一級建築士　登録 第１７７２４３号
建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

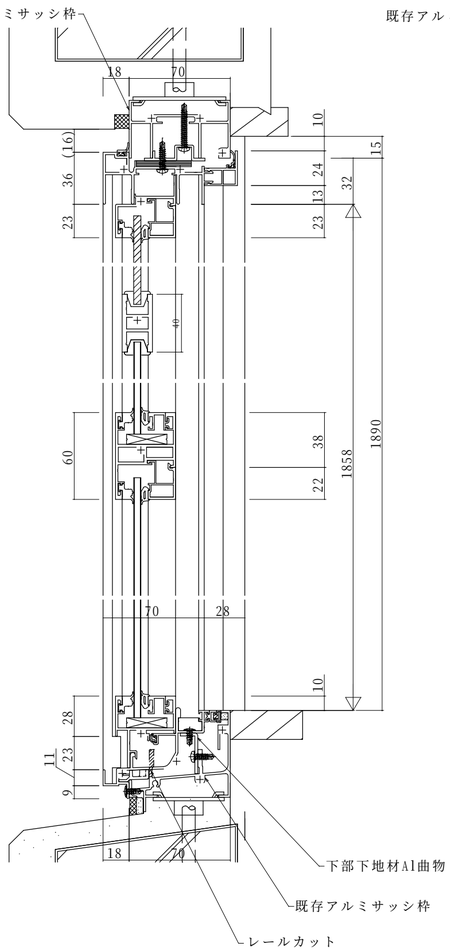

A-A'断面詳細図　S=1/3

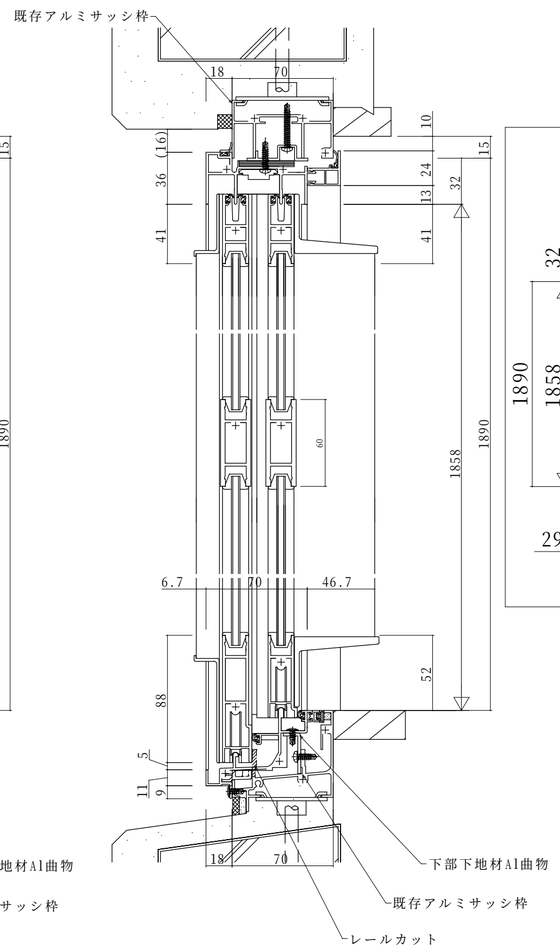

B-B'断面詳細図　S=1/3

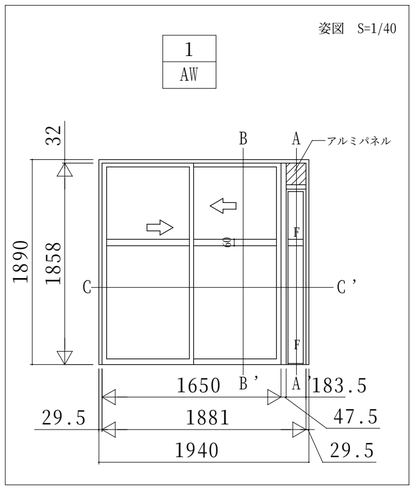

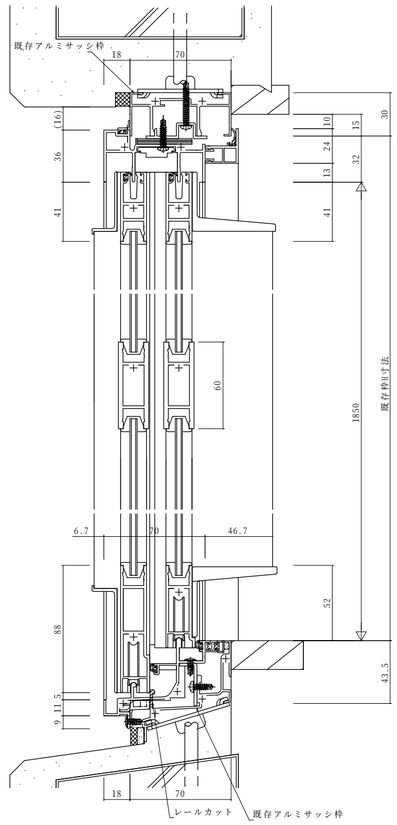

A-A'断面詳細図　S=1/3

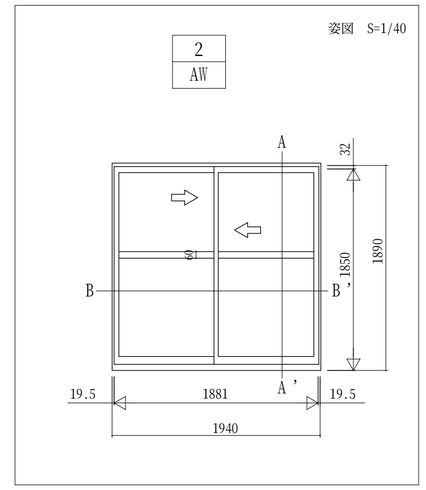

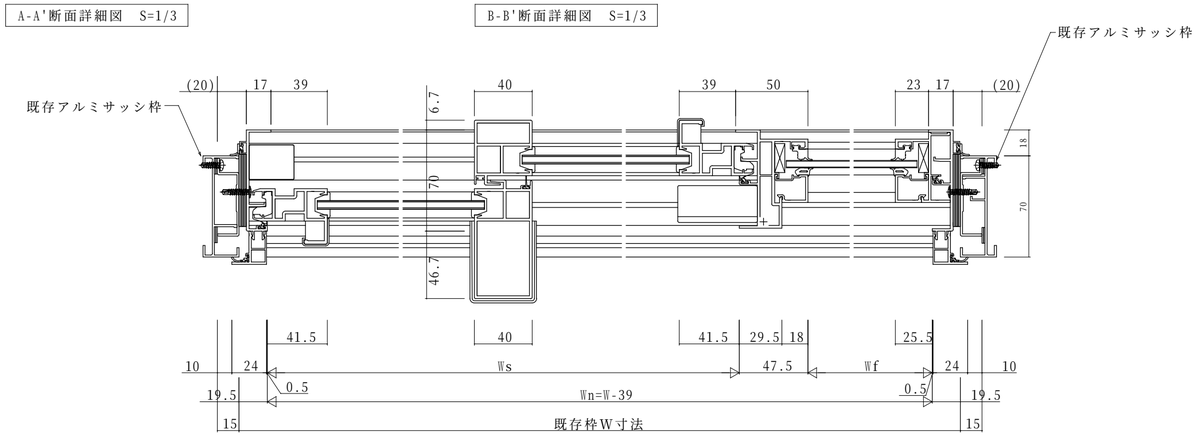

C-C'平面詳細図　S=1/3

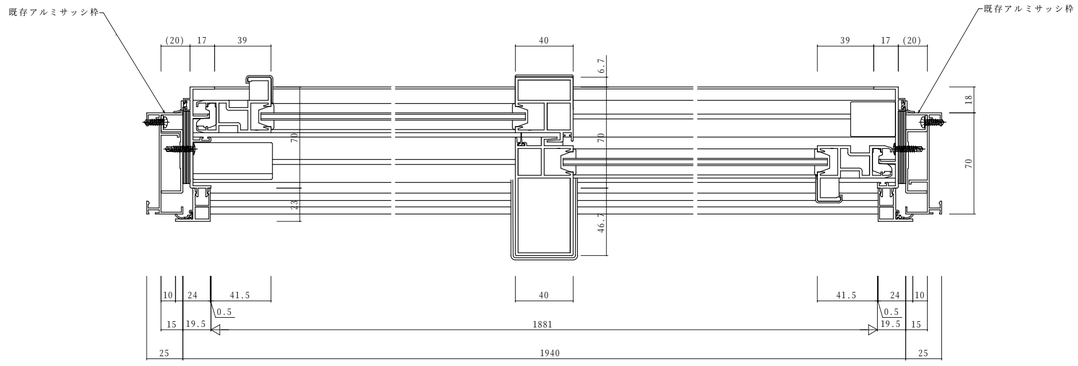

B-B'平面詳細図　S=1/3

記.	四日市港船員船客待合所改修工事	S. 1/3、1/40	D. 稲葉 C. 中村	(株) 中村建築設計事務所 NAKAMURA 三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL　代表　０５９４－７６－２１０２
	サッシ改修図（2）（参考図）	D. H25.9.12	No. A-14	一級建築士　中村　久 一級建築士　登録第１７７２４３号 建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

◇自閉式ハンガードア（ＬＧＳ内蔵タイプ）

展開図　S=1/50

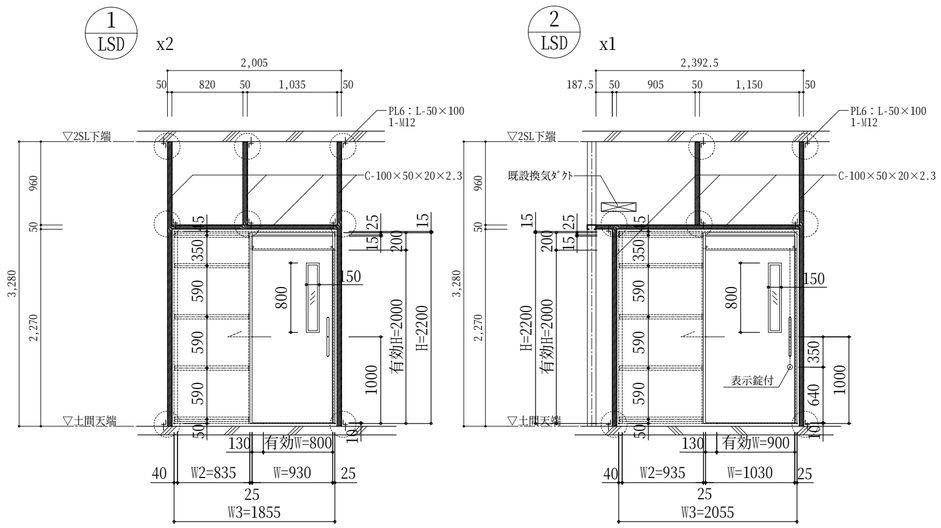

材料仕様

項　目	部　材	材　料（板厚ｔ）	仕　上
枠　類	ドア縦枠１・戸袋見切り	亜鉛めっき鋼板1.6mm	焼付塗装
	三方上枠・三方縦枠		
	上枠・縦枠・床レール	亜鉛めっき鋼板1.6mm	
	アンカー・金物補強	亜鉛めっき鋼板2.3mm	
	クッション材	クロロプレンゴム(ＣＲスポンジ)	
	沓摺（オプション）	ステンレス1.5㎜	ヘアライン
レール	ベース板	亜鉛めっき鋼板2.3mm	防錆塗装グレー色
	レール	アルミ押出形材	アルマイト
点検カバー・見切	点検見切り	亜鉛めっき鋼板1.2mm	焼付塗装
	ランマ見切り		
	点検カバー		
戸袋部	ボード下地材	亜鉛めっき鋼板1.2㎜　巾50㎜	
	補強材（手摺取付用）	亜鉛めっき鋼板1.6㎜	
扉仕様	パネル表面材（両面）	亜鉛めっき鋼板0.6㎜	焼付塗装
	芯材	ペーパーコア	
	ドア切窓	アルミ押出形材	焼付塗装
	フロントゴム	ポリ塩化ビニル(ＰＶＣ)	
建具金物	引手	ステンレス鏡面（L=450）	
	ロック	本締錠／非常解錠付樹脂製サムターン	
	自閉装置	傾斜式	
	戸車	樹脂製	
	ガイドローラー	樹脂製	

断面詳細図　S=1/5

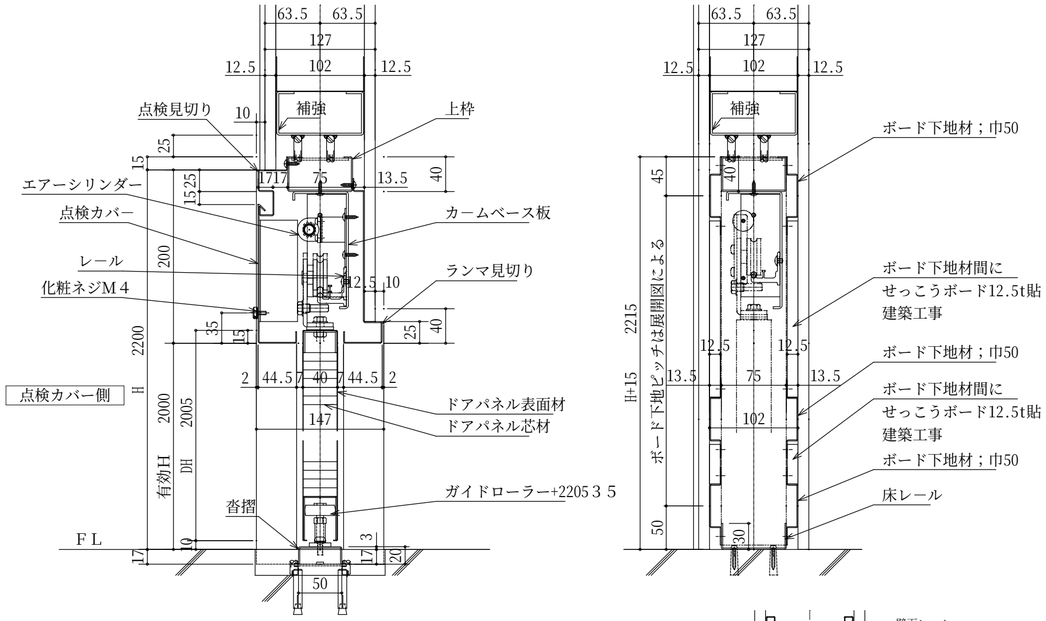

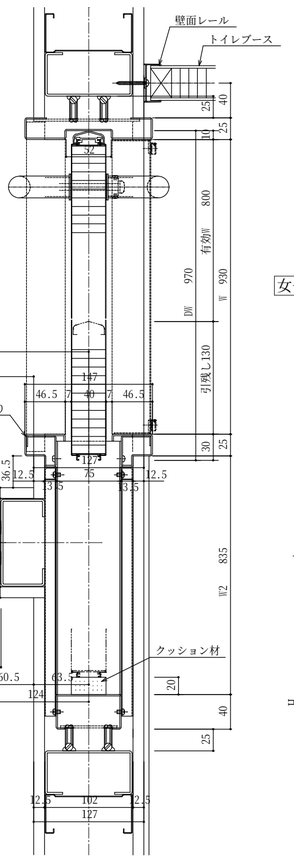

女子WC

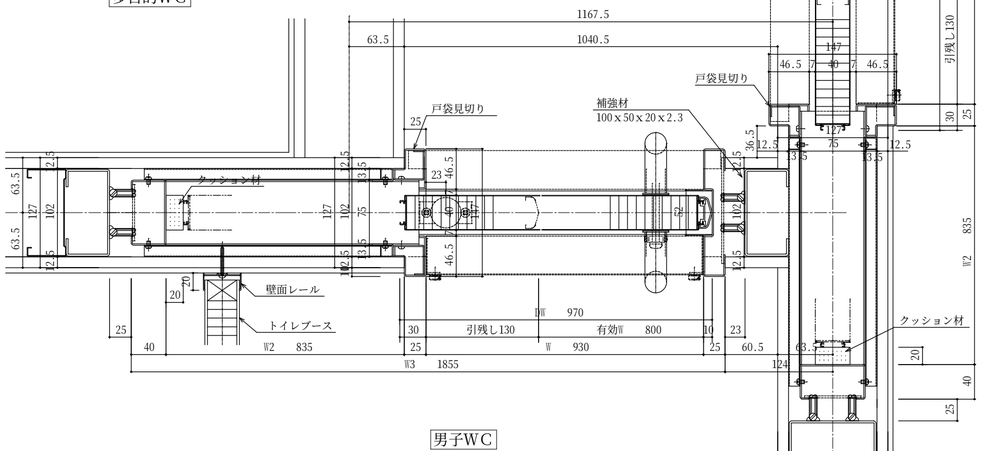

切窓

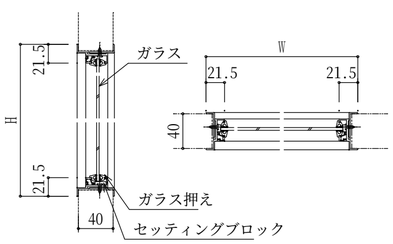

記.	四日市港船員船客待合所改修工事	S. 1/50・1/5	D. 稲葉　C. 中村	（株）中村建築設計事務所	一級建築士　中村　久
	ハンガードア詳細図（参考図）	D. H25.9.12	No. A-15	三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL　代表　０５９４－７６－２１０２	一級建築士　登録 第１７７２４３号 建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

◇トイレブース

展開図　S=1/50

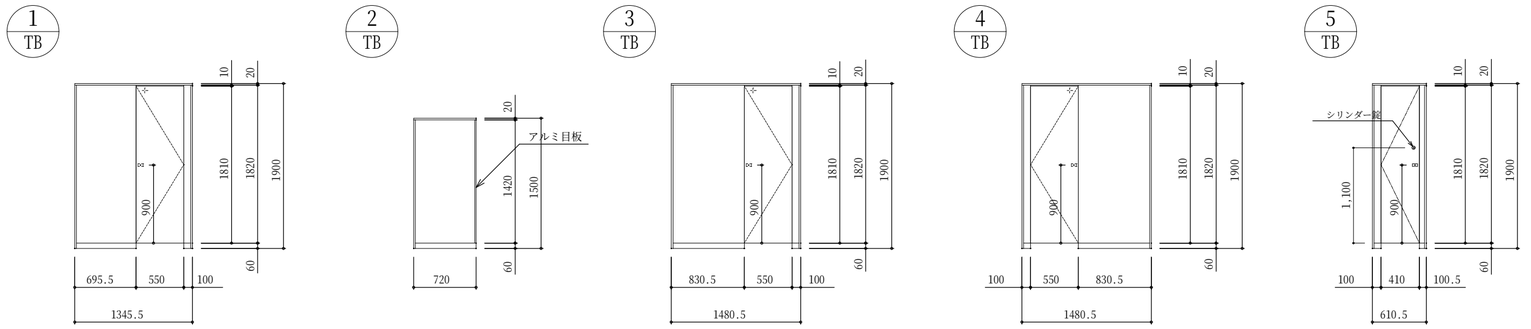

断面詳細図　S=1/3

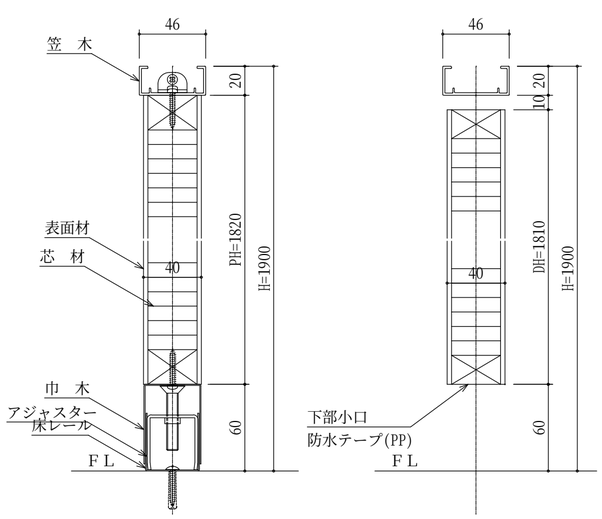

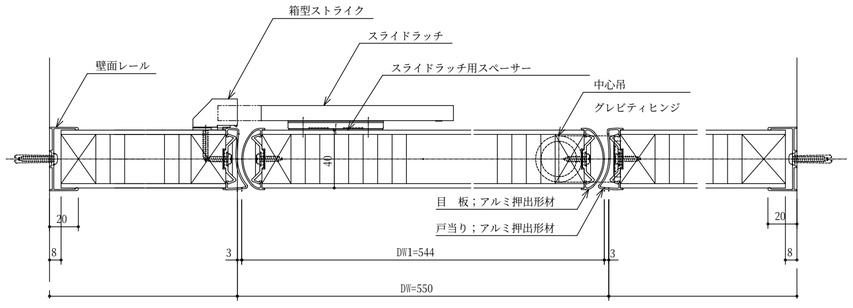

内開きトイレ用扉

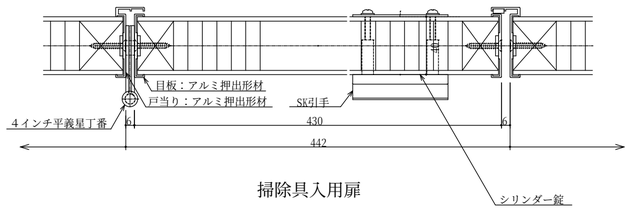

掃除具入用扉

材料仕様

項　目	部　材	材　料（板厚㎜）	仕上
パネル	表面材	高圧メラミン樹脂化粧板	
	下地材	MDF	
	芯材	ペーパーコア	
	枠材	LVL	
	エッジ材	アルミ押出形材	アルマイトクリア仕上
骨　材	巾木／床レール	ステンレス　0.8ｔ	ヘアライン仕上
	笠木	アルミ押出形材	アルマイトクリア仕上
	笠木コーナーカバー	樹脂	グレー色
	壁面レール	アルミ押出形材	アルマイトクリア仕上
構造用金物	巾木用アジャスター	冷間圧延鋼板　2.0ｔ	ユニクロめっき仕上
	中心吊グレビティヒンジ	ステンレス	ヘアライン仕上
	壁面笠木固定金具	亜鉛めっき鋼板2.0t	
付属金物	スライドラッチ	ステンレス	ヘアライン仕上
	スライドラッチ用スペーサー	樹脂	ブラック色
	箱型ストライク	ストライク；ステンレス	
		カバー；樹脂	ダークグレー色
	SK取手(物入等用)	ステンレス	ヘアライン仕上
	戸当り帽子掛	本体：ステンレス	ヘアライン仕上
		ゴム；エチレンプロピレンゴム	グレー色
	戸当りストッパー	本体；ステンレス	ヘアライン仕上
		ゴム；クロロプレンゴム	グレー色
	シリンダー錠	ＴＢ-5のみ設置	

記.

四日市港船員船客待合所改修工事

トイレブース詳細図（参考図）

S.　1/3・1/50

D.　H25.9.12

D.　稲葉　C.　中村

No.　A-16

NAKAMURA
（株）中村建築設計事務所
三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９
TEL　代表　０５９４－７６－２１０２

一級建築士　中村　久
一級建築士　登録 第１７７２４３号
建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

サインＡ詳細図　Ｓ＝1/5

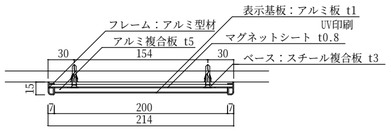

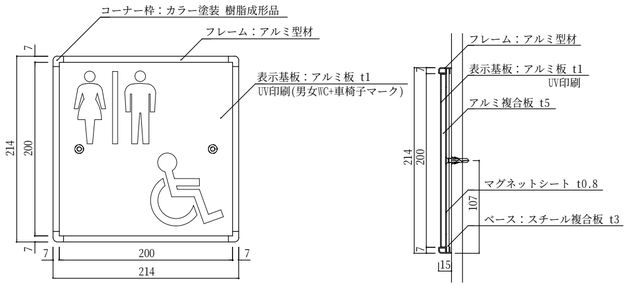

サイン詳細図　S=1/5

フレーム：アルミ型材
ベ　ー　ス：スチール複合板 t3
表示基板：アルミ板 t1
表示方法：UV印刷

サインＣ詳細図　Ｓ＝1/5

旅客ターミナル
（船員船客待合所）
Yokkaichi Port Passenger Terminal

カッティングシート貼り　2ヶ所　S=1/5
※貼付け場所は待合室展開図参照し、屋外側からの貼付けとする
※文字色等については監督員と協議の上決定すること

サインＤ詳細図　Ｓ＝1/5　※カッティングシート貼り

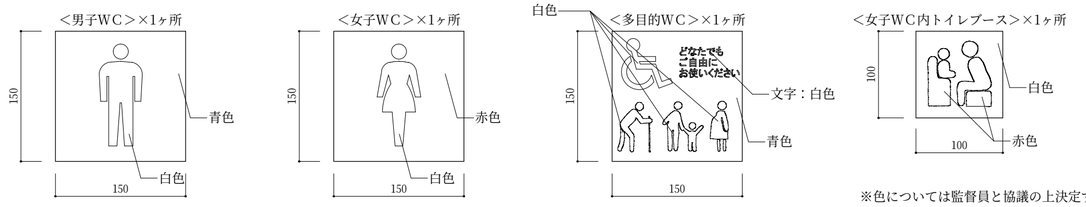

※色については監督員と協議の上決定すること

掲示板①詳細図

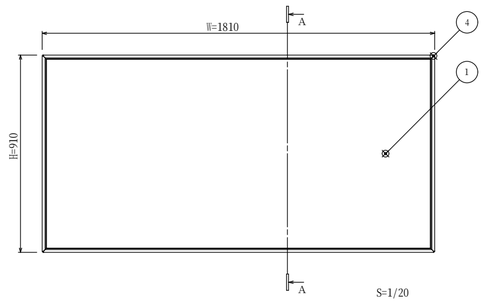

S=1/20

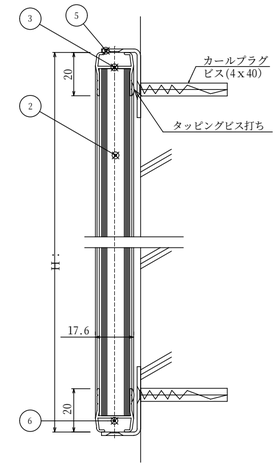

A－A断面図　S=1/2

パーツ一覧			
部番	品名	数量	材質
1	表面材	1	スポンジレザーシート
2	芯材	1	インシュレーションボード
3	フレーム	4	A6063S−T5
4	UAコーナー グレー	4	ABS樹脂
5	特小Ｌ型金具	2	A6063S−T5
6	K下止用金具	2	SPCC

掲示板②詳細図

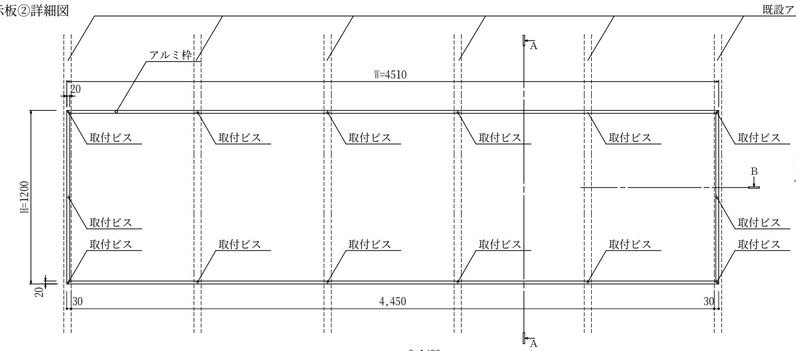

S=1/30

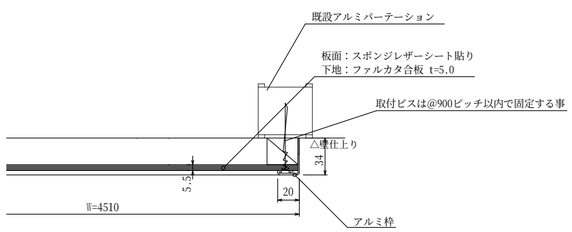

B断面図　S=1/4

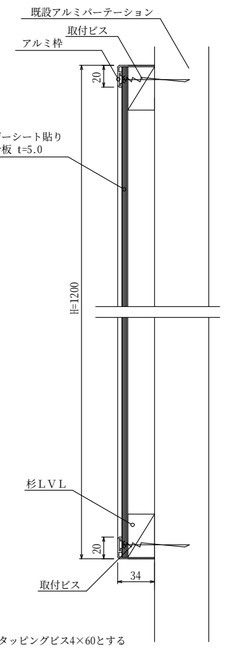

※取付ビスはタッピングビス4×60とする

A－A断面図　S=1/4

サインＢ詳細図　Ｓ＝1/5

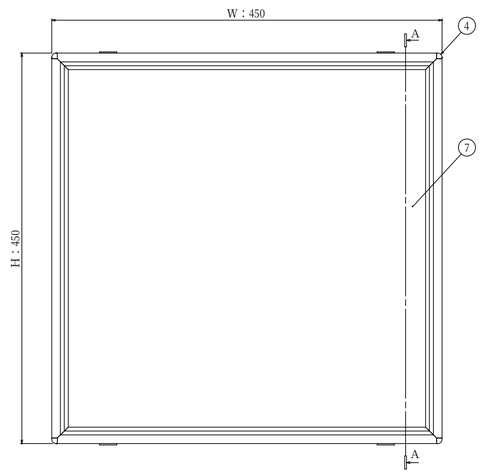

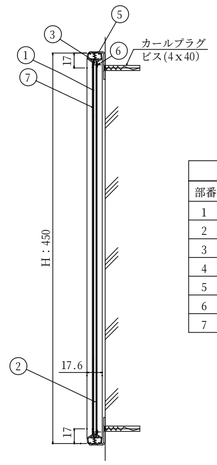

A-A断面図

パーツ一覧			
部番	品名	数量	材質・仕様
1	表面材：スチールホワイト	1	Ｖ８０１／裏鉄板０．１９
2	芯材	1	ＭＤＦ　４．０㎜　テクウッド
3	**アルミ枠　タテ・ヨコ（各２）**	計4	ＵＡ-１４
4	ＵＡコーナーパーツ	4	ＡＢＳ　グレー
5	特小Ｌ型金具	-	-
6	リベット	〃	ＡＳ-４１（シルバー）
7	インクジェットシート（案内図）	〃	記載内容は監督員と協議の上決定すること

記.

四日市港船員船客待合所改修工事

サイン・掲示板詳細図

S. 1/2・1/4・1/5
1/20・1/30

D. H25.9.12

D. 稲葉　C. 中村

No. A-17

（株）中村建築設計事務所
NAKAMURA
三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９
TEL　代表　０５９４－７６－２１０２

一級建築士　中村　久
一級建築士　登録 第１７７２４３号
建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

電気設備工事特記仕様書
(包含工事の場合、◆印の項目及び事項については元請負者の業務内容に含むものとする。)

Ⅰ.工事概要

1．工事名称　四日市港船員船客待合所改修工事

2．工事場所　四日市千歳町37番地

3．建物概要

建物概要	構造	階数	延べ面積(㎡)	用途区分
				消防法施行令別表第一
埠頭ビル	RC	4	11、035．90	10項
計				

(延べ面積は建築基準法による表記)

4．工事種目
主な工事種目は、下記の○印のついたものである。

工事種目		工事場所				
電力設備	電灯設備	○				
	動力設備	○				
	雷保護設備					
	接地設備					
受変電設備						
電力貯蔵設備	直流電源設備					
	交流無停電電源設備					
発電設備	ディーゼル発電設備					
	ガスエンジン発電設備					
	ガスタービン発電設備					
	太陽光発電設備					
	風力発電設備					
通信・情報設備	構内情報通信網設備					
	構内交換設備					
	情報表示設備					
	映像・音響設備					
	拡声設備	○				
	誘導支援設備	○				
	テレビ共同受信設備	○				
	テレビ電波障害防除設備					
	監視カメラ設備					
	駐車場管制設備					
	防犯・入退室管理設備					
	自動火災報知設備	○				
	自動閉鎖設備					
	非常警報設備					
	ガス漏れ火災警報設備					
中央監視制御設備						
構内配電線路						
構内通信線路						
その他						

◆5．県内企業優先使用
本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。

◆6．不当介入を受けた場合の措置
暴力団等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除処置要綱第２条第１項第１項第１０号）を受けた場合の措置について
(1)受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除処置要綱第２条第１項第１項第８号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
(2)(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。なお、発注者への報告は文書で行うこと。
(3)受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

◆7．総合評価方式
総合評価方式の工事において、技術提案の不履行があった場合は、本工事の完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の技術評価点（満点）の１割を減点する。また、同一年度に複数工事で不履行があった場合は不履行工事件数に応じて、発注工事の技術評価点（満点）を減点する。

◆8．主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間（国総建第７４号　平成２１年６月３０日　国土交通省総合政策局建設業課長）
(1)現場施工に着手するまでの期間
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。
(2)検査終了後の期間
工事完成後検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

Ⅱ．共通仕様
1．適用
図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。（最新のものを適用）
・三重県公共工事共通仕様書
・三重県建設工事実務必携
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編）
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
・国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修「建築設備耐震設計・施工指針」
・電気設備に関する技術を定める省令（電気設備技術基準）
・電気工事業の業務の適正化に関する法律
・電気工事士法
・労働安全衛生法
・消防関連法規（条例・所轄署指導要領を含む。）
・電力会社供給約款
・その他関連法令、関連諸基準

2．一般共通事項
下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

項目	特記事項
1．一般事項	(1)工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 (2)設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとおりに施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。 なお、設計図書のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。 (3)他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。 なお、調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。
◆2．施工体制台帳等の提出	工事を施工するために締結した下請契約の代金の総額が３,０００万円以上になる工事及び低入札価格で受注した工事は、施工体制台帳、施工体系図を提出する。
3．施工中の安全確保及び環境保全	低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。
◆4．工事保険等	(1)建設業退職金共済に加入（請負代金５００万円以上の工事） 1）建退共制度の発注者用掛金収納書を契約後１ヶ月以内に契約者に提出する。 2）当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示する。 3）未加入下請業者に対して加入を指導する。 (2)建設労災補償共済に加入 建設労災補償制度への加入証明書等を契約後１ヶ月以内に契約者に提出する。
◆5．足場	設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省　平成21年４月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
◆6．三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月31日までの間に三重県産業廃棄物税支払い請求書に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。
7．電気工作物の種類	・一般電気工作物　●自家用電気工作物　・事業用電気工作物
8．電気工事士	電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が５００kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。
9．有資格者の配置	(1)非常用予備発電設備の工事別責任者は、発電設備自家用発電設備専門技術者据付工事部門(K)の有資格者とする。 また、非常用予備発電工事に従事する者は、非常用予備発電装置の工事に係る「特殊電気工事資格者認定証」の交付を受けた者とする。 (2)太陽光発電設備の設置工事等に従事する者は、太陽光発電システム設置工事に関する研修事業（一般社団法人太陽光発電協会）の受講及び太陽光発電設備の製造者が実施する施工の資格を有する者とする。 (3)消防設備の工事に従事する者は、当該設備に関する甲種消防設備士の資格を有する者とする。 (4)電話設備、その他施工に資格が必要なものにあっては、関係法令に基づいた有資格者を配置し、施工するものとする。
10．電気工事業の業務の適正化に関する法律	電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
11．電気主任技術者との調整	自家用電気工作物等で電気主任技術者が選任されている施設で工事を行う場合は、電気保安技術者を選任し、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。 また、工事期間中の電気工作物の保安業務も行う。
◆12．現場事務所等に備え付ける図書	下記の図書（最新版のもの）を備え付ける。 ①国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ②国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編） ③国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ④国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」、「電気設備工事監理指針」、「機械設備工事監理指針」 ⑤工事写真の撮り方－建築設備編－ ⑥三重県公共工事共通仕様書 ⑦三重県建設工事実務必携 ⑧その他、監督員の指示する図書及び工事の容量計算等に必要な図書
13．施工計画等	受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 なお、書類の作成においては、関連する関係者と充分に調整すること。 ①総合施工計画書 包括工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 ②工種別施工計画書（施工要領書） 各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。 ③施工図（ブロット図、平面図、展開図、各種詳細図） 主要機器、重量機器、3t超過吊荷揚具等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、充分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 ④耐震計算書、幹線計算書等 ⑤照度分布図、センサー動作範囲図など
14．品質計画	品質計画については、監督員の承諾を受けること。
15．測定機器の校正等	試験に使用する計測器類は２年以内の校正証明書（写）又は有効期限内の精度保証書（写）等を提出する。
16．機材等	工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。 ①使用機材届出書 ②機器明細図 仕様機材届出書に記載のものの他、監督員の指示による。 ③各種計算書 設計図書による他、監督員の指示による。 ④機器の品質・性能証明 機器及び材料等の選定にあたっては後述の「電気設備工事指定資機材適用規格及びメーカーリスト」、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿」又はこれらと同等以上のものとする。 なお、設備機材については、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料（「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」（(社)公共建築協会）による場合は評価書の写し）を監督員に提出する。 また、品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努め、「みえ・グリーン購入基本方針」に準ずること。 建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員との協議による。 （認定製品の品名：　　） 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名：間伐材製工事用バリケード・看板・標示板・ガードフェンス、石こうボード・　）
17．機器類の能力等	機器の能力、容量等（電動機出力は除く）は原則として表示された数値以上とする。
18．鋼材検査証明書	本工事に使用する鋼材は鋼材検査証明書を提出すること。
◆19．工程表	関連業者間にて十分協議し実施工程表、月間工程表を作成して監督員に提出すること。 なお、月間工程表には増殖・隠蔽・高所等の施工確認項目の該当時期を印すること。
◆20．工事写真	建設大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方（改訂第3版）－建築設備編－」によるほか、監督員の指示により撮影し電子納品及び以下のものを提出する。なおCD提出部数は「電子納品」を参照とする。 ①全写真をサムネールにて印刷（Ａ４版用紙に両面印刷にて１５枚程度／ページ）　１部 ②代表写真（不可視部分や材料、寸法写真、拡大写真、施工状分法、撤出状況等）を抽出ＬＬ判相当サイズで印刷。（Ａ４版用紙に両面印刷にて３枚／ページ）　１部 ③黒板抜きの完成写真をＬ判相当サイズで印刷。（Ａ４版用紙に両面印刷にて３枚／ページ）　１部
◆21．施工条件	監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 1）施工可能日 ●指定なし ・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ・指定あり 指定日（・施設の休業日　・打ち合わせによる　・その他（　　）） 2）施工可能時間帯 ●指定なし ・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ・指定あり 指定時間（・（　）時～（　）時　・打ち合わせによる　・その他（　　）） 3）概成工期 ・適用する（工事期日より（　　）日前）　・適用しない 4）その他 （　　）
◆22．埋蔵文化財調査	埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。 ・発掘調査等の実施あり ・発見された場合、発掘調査等の実施あり
◆23．部分引渡し等	部分引渡し等がある場合は協力すること。 ・部分引渡しの予定あり　・部分使用の予定あり 該当部分（　　）
◆24．事故の発生時	工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。
◆25．建設副産物	(1)請負額１億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」（建設資材を搬入する場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物を搬出する場合）を施工計画書に綴じ込んで監督員に提出する。 また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」（建設資材を搬入した場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出する。 なお、計画書及び実施書の提出とともにＪＡＣＩＣが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。 (2)請負額１億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後に報告書を提出すること。
◆26．発生材の処理等	(1)引き渡しを要するもの （　　） 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。 (2)特別管理産業廃棄物 ・変圧器　・コンデンサ ・その他（　　） 現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。 なお施工に際して、ＰＣＢ等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は受注者にて含有の確認を行い、監督員に報告し対応を協議するものとする。 (3)現場内において再利用を図るもの ・発生土 ・その他（　　） (4)再資源化を図るもの ・アスファルトコンクリート塊　・セメントコンクリート塊　・建設発生木材 (5)発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。 また、再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。 (6)引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。（マニフェストＡ、Ｂ２、Ｄ票は監督員に提示し、Ｅ票は写しを提出する）
◆27．電子納品	(1)工事写真は「営繕工事に係る電子納品マニュアル（デジタル工事写真編）」等に基づき電子媒体も提出すること。 提出部数　●2部　・（　　）部 (2)工事完成図書は「営繕工事に係る電子納品マニュアル（工事完成図書編）」等に基づき電子媒体も提出すること。 提出部数　●2部　・（　　）部 (3)竣工図・施工図のＣＡＤデータ（オリジナルと「ｄｘｆ」または「ｐ２１」）及びＰＤＦを格納する。 また、機器完成図と取扱説明書のＰＤＦを格納すること。
28．官公署への手続き	工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。 なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。 ・消防設備関係　・電気工作物関係　・受電関係　・通信関係　・建設工事関係 ・その他（　　）
29．防火対象物使用開始届等	(1)消火器の設置届については、電気設備にて設置届を提出する必要がある場合は、消火器についても併せて届出すること。ただし、機械設備にて設置届を提出する必要がある場合は機械設備に含めるものとする。 (2)防火対象物使用開始届については書類の作成（電気設備図面の用意及び電気設備に関する部分の記述）を行うこと。
30．既設との取合い	本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工及び改造は、本工事とする。
◆31．工事用仮設物	構内への設置　●できる（施設管理者と協議）　・できない
◆32．工事用電力、水、その他	(1)本工事に必要な工事用電力、水等の費用は受注者の負担とする。 (2)本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から工事の範囲の電力料金も本工事に含まれる。 また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の設定及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。
33．工事中等の保安管理	新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。
34．搬入計画	大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法（扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等）、障害物（足場等）、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。
35．製品確認	発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。
36．機材等の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。
37．完成確認及び完成検査時等の電源確保	機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。
38．完成時の操作説明	オートリフター、タイマー、総合盤、動力盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。 また、必要に応じて簡易な操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。
39．不正軽油の使用の禁止	県工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。
40．その他	設計図書に定められていない事項は監督員に報告し、指示を受けるものとする。

Ⅲ．工事仕様
1．工事範囲
主な工事範囲は、下記の○印のついたものである。

工事種目		機器等			配管等									配線等									
					金属管			合成樹脂管			ダクト・ラック			金属管			合成樹脂管			ダクト・ラック			架空等		
		設置	脱着	撤去	設置	脱着	撤去	設置	脱着	撤去	設置	脱着	撤去	設置	脱着	撤去	設置	脱着	撤去	設置	脱着	撤去	設置	脱着	撤去
電力設備	電灯設備	○		○																		○		○
	動力設備	○		○																		○		○
	雷保護設備																							
	接地設備																							
受変電設備																								
電力貯蔵設備	直流電源設備																							
	交流無停電電源設備																							
発電設備	ディーゼル発電設備																							
	ガスエンジン発電設備																							
	ガスタービン発電設備																							
	太陽光発電設備																							
	風力発電設備																							
通信・情報設備	構内情報通信網設備																							
	構内交換設備																							
	情報表示設備																							
	映像・音響設備																							
	拡声設備	○		○																		○		○
	誘導支援設備	○																				○		
	テレビ共同受信設備	○		○																				
	テレビ電波障害防除設備																							
	監視カメラ設備		○																					
	駐車場管制設備																							
	防犯・入退室管理設備																							
	自動火災報知設備	○		○																		○		
	自動閉鎖設備																							
	非常警報設備																							
	ガス漏れ火災警報設備																							
中央監視制御設備																								
構内配電線路																								
構内通信線路																								
その他																								

注　・「機器等」には、スイッチ、コンセント等の器具類を含む。
・「配管等」及び「配線等」の「金属管」には、金属線ぴを含む。
・「配管等」の「埋設」には、金属管埋設、合成樹脂管埋設を含む。
・「配線等」の「架空等」は、ケーブルの「ちょう架」、「吊り」、「ころがし」、「架空」等による配線及びケーブル、ＤＶ線等による架空配電線とする。
・「機器等」の「設置」には、増設、取替を含む。
・「機器等」、「配管等」及び「配線等」の「脱着」には、移設、取外し保管を含む。

記.

四日市港船員船客待合所改修工事	S.	D. 稲葉 C. 中村	（株）中村建築設計事務所 NAKAMURA 三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL　代表　０５９４－７６－２１０２
特記仕様書（１）	D. H25.9.12	No. E-01	一級建築士　中村　久 一級建築士　登録第１７７２４３号 建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

2．施工仕様

下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

項　目	特　記　事　項
1．既設設備等の調査	既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に充分な調査を行うこと。 (1)地中埋設管路 1）項　目　・埋設配管　・埋設ケーブル　・埋設ルート　・その他（　　） 2）調査範囲　・埋設ルート　・その他（　　） (2)貫通及び埋め 1）項　目　○鉄筋　○配管　・その他（　　） 2）調査範囲　○施工部分　・その他（　　） (3)既設との取合い 1）項　目　○接続箇所　○増設箇所　・その他（　　） 2）調査範囲　○施工部分　・その他（　　）
2．施工前の測定等	改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。
3．耐震施工	(1)想定される地震に対応するものとする。 (2)耐震計算書を監督員に提出するものとする。
4．耐震基準	(1)適用 耐震措置の計算及び施工方法は、次の事項以外は最新版の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」（建設大臣官房長官庁営繕部監修）及び「建築設備耐震設計・施工指針」（国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修）による。 (2)設計用水平地震力 機器の重量（kgf）に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平震度は次による。 設計用標準水平震度(Ks) 設置場所／機器種別／耐震安全性の分類／特定の施設（重要機器／一般機器）／一般の施設（重要機器／一般機器） 上層階の最上及び塔屋／機器／2．0／1．5／1．5／1．0 上層階の最上及び塔屋／防振支持の機器／2．0／2．0／2．0／1．5 上層階の最上及び塔屋／水槽類／2．0／1．5／1．5／1．0 中間階／機器／1．5／1．0／1．0／0．6 中間階／防振支持の機器／1．5／1．5／1．5／1．0 中間階／水槽類／1．5／1．0／1．0／0．6 1階及び地下階／機器／1．0／0．6／0．6／0．4 1階及び地下階／防振支持の機器／1．0／1．0／1．0／0．6 1階及び地下階／水槽類／1．5／1．0／1．0／0．6 (3)重要機器は次のものとする。 配電盤、自家発電設備、交流無停電電源装置、直流電源装置、交換機、火災報知受信機、中央監視設備、情報通信ラック、（　　） (4)上層階の定義は次による。 2～6階建の場合は最上階 7～9階建の場合は上層2階 10～12階建の場合は上層3階 (5)重量が10kg以下の軽量な機器(標準仕様書の運用を受けるものは除く)については、取付下地を入念に施工し、機器製造者の指定する方法で取付けを行うこと。 (6)地域係数は1.0とする。
5．はつり	既設のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを使用すること。
6．インサート	インサートの取付けに使用した釘等は除去し、錆止め塗装を行う。
7．あと施工アンカー	(1)種類　・接着系アンカー（・カプセル方式　・注入方式） ○金属系アンカー（○打込み方式　・締付け方式） ・その他のアンカー類（　　） (2)性能及び施工確認　・行う　○行わない
8．基礎の配線ピット	基礎に配線ピットを設ける場合、ピットの寸法はふ設するケーブル径の最大のものの曲げ半径、条数、将来増設の作業性、事故時の対応、排水等を考慮する。
9．防火区画等の貫通	防火区画等の貫通部は、関係法令に適合したもので、貫通部に適合した方法で、防火処理を行う。
10．管路等の外壁貫通	外壁を貫通する管路等は、屋内に水が浸入しないように防水処置を施す。
11．引込部の耐震処置	建物への配管引き込み部の耐震処置　・行う　・行わない
12．最上階の埋込配管	最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。
13．露出配管	(1)雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。 (2)附属品は、ねじ込み形を使用する。 (3)壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分（2m以下）の配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する。 (4)通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2．1m以上とする。 (5)監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。
14．屋上の露出配管等	屋上の露出配管は、防水層を傷つけないように設ける。
15．合成樹脂管	(1)合成樹脂管の管端には、ブッシングを取り付ける。 (2)原則として屋外の露出には使用しない。（PF管）
16．金属製電線管等の塗装	(1)露出配管、露出ボックス、鋼製プルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 1）屋外、屋内（電気室、機械室、EPS、昭室、厨下）、その他建築意匠上必要な箇所。 2）図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のボール及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。 3）湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を充分に塗布すること。（監督員が指示した場所は除く。） 4）仮枠貫通部の金属配管には錆止め塗装を施すこと。 (2)塗装はエッチングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出プルボックスは指定色焼付塗装とする。
17．屋外ボックスへの配管接続	屋外で露出配管をボックスに接続する場合は、カップリングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取付け、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。
18．予備配管等	(1)埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備回路が4回路以下は（PF22）を1本、5回路以上は（PF22）を2本施工する。 スラブ天井の場合は、天井又は梁下200㎜まで立上げ、位置ボックスを取付ける。 また、二重天井の場合は、天井まで立上げ、位置ボックスを取付ける。 (2)防犯主装置、自動火災報知受信機、MDF、警報盤等の間に移報のための空配管を行う。
19．呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管等には、1．2m以上のビニール被覆鉄線を挿入する。
20．予備スリーブ	梁下に配管・配線スペースがない梁には、1スパンに2本程度を予備スリーブとして埋込む。 なお、防火区画貫通スリーブは、防火区画処理を行うこと。
21．ボックス類	位置ボックス及びジョイントボックス類は、図面に特記なき場合、原則として金属製とする。
22．軽量間仕切のボックス	軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。
23．プルボックス	(1)屋外形及び特別に製作された特殊形状又は大きいもの（一辺が600㎜以上のもの）は、製作図を提出すること。 (2)屋外形プルボックスと露出配管等の接続部は、カップリング溶接等による。ただし、既設プルボックスに接続する場合は防水パテ等でシーリングを行う。 (3)屋外形プルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。
24．ボルト・ナット類	屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの ・ステンレス　・溶融亜鉛メッキ仕上げ
25．環境に配慮した電線採用	電線、ケーブル及び通信線はEM（エコマテリアル）ケーブルを使用すること。
26．ケーブル及び配線	(1)表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札（ケーブル種別及びサイズ、行き先、施工年、用途、施工者名等を表示。）を取り付ける。 ①　ケーブルがスラブを貫通する部分 ②　ケーブル分岐部分 ③　変電所内のケーブル引出し部分 ④　分電盤、実験盤、端子盤、拡声アンプ及び防災盤等の引込み部分 ⑤　屋内の直線部分は、30mごと ⑥　プルボックス内 ⑦　屋外の共同溝等の直線部分は、50mごと ⑧　屋外の地中管路より建物内への引込み部分 ⑨　マンホール及びハンドホールごと (2)ケーブル余長 1）地中幹線の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所　・4箇所　・（　　）箇所 2）架空線の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所　・4箇所　・（　　）箇所
27．開口部布設のケーブル保護	貫通穴等の開口部にケーブルを通す場合には、ケーブル損傷を防ぐためシール材を充填するなどのケーブル保護を行うこと。
28．高圧ケーブル端末処理	高圧ケーブルの端末処理部、直線接続部等に処理者銘板（屋内外共で、線名、作業日、氏名等を表示。）を取り付ける。
29．配線器具の設置	(1)配線器具（コンセント、スイッチ等）には電圧、用途などの表示を行う。 なお、表示内容については、監督員と調整を行う。 (2)特殊コンセントはプラグ付とする。 (3)電源の種類により色区別する。 (4)公共住宅の住戸部分に設置するスイッチ・コンセントは原則として表示付とし、特記なきスイッチはワイドスイッチとする。 (5)配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁枠を使用する。 (6)プレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする。 (7)カバープレートは、原則として新金属製とする。 なお、器具を実装しない位置ボックスには用途表示をすること。 (8)フロアプレートは、水平高低調整型（空転防止リング付）とする。
30．照明器具の設置	(1)コードペンダント以外の放電灯及び水気のある場所の器具は接地する。なお、金属配管の場合は、配管を利用してもよい。（乾燥した場所のコンパクト形器具（27W以下）を除く。） (2)接地線は電灯配線と同一太さのケーブルの1芯（緑色）を使用する。ただし、監督員の指示により1．6㎜の絶縁電線（緑線）を添えることもできる。 (3)照明器具を設置する前に、照度分布図を作成し監督員の承認を得ること。 (4)照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形AA級とする。 (5)天井下地材より支持をする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。 (6)照明器具には、製造年及び安定器の種類の表示を行う。 例　「2010年　初期照度補正型」　→　［2010／PK］ (7)パイプ吊りの照明器具は振れ止めを施工する。
31．照明制御装置の設置	照明器具の人感センサー制御を行う部屋には、注意プレートを設置する。
32．換気扇	手や物が届く箇所やカーテン等が付く箇所には、格子ガードを付けること。 また、金属製パネルに設置する場合は、絶縁枠等を使用する。
33．分電盤、制御盤、キュービクル等	(1)図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。 また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。 (2)屋外キャビネットで露出配管をボックスに接続する場合は、カップリングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取付け、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。
34．受変電設備、発電設備の設置場所	(1)保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2)屋内に設置する場合は、床の強度計算書、換気計算書等を監督員に提出する。 (3)屋外に設置する場合は、機器及び基礎の質量を求め、地盤の許容地耐力を確認し、結果を監督員に提出する。 なお、地盤改良を行う場合は、工法について監督員と協議する。 (4)基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 (5)電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。
35．発電設備の燃料配管	(1)フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。 (2)配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。
36．非常放送設備のスピーカー設置	(1)放送区域の各部からスピーカーまでの水平距離は10m以内とする。 (2)階段等にスピーカーを設置する場合は、垂直距離15m以内とする。 (3)増幅器からスピーカーまでの配線及び非常電話の配線は、各系統ごとに独立させ、共通線方式は用いない。
37．電波関係の計算及び測定	(1)計算書の提出 電界強度測定結果による計算書を提出 ・施工前　・躯体上がり時　・その他（　　） (2)測定の実施 1）項目 全受信チャンネルの電界強度、受像画質、等価C／N、ビット誤り率の測定及び映像写真の撮影を行う。 2）測定時期 ・施工前　・躯体上がり時　・施工後　・その他（　　） 3）報告書提出部数 ・2部　・（　　）部
38．土工事	(1)掘削、埋戻し 1）掘　削　・機械堀り　・手堀り 2）埋戻し　・山砂　・根切り土（良質土を使用、配管周りは山砂） ・A種　・B種　・C種　・D種 (2)特記なき地中埋設配管の深さは、GL－600㎜以上とする。 (3)根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管路等は布掘り、外灯基礎、電柱等はつぼ掘りとする。 (4)機械掘削は根切り底を乱さないようにする。
39．ハンドホール、マンホール	1）地中線路及びハンドホール等沈下が考慮される場合は、沈下対策を施す。 2）地耐力 ①地耐力は、建築基準法施行令第93条の短期応力度とする。 ②衝撃係数は、設置場所に応じた衝撃係数とする。 3）高さ900㎜を超えるものにあっては、タラップ付とする。 なお、タラップの取付は450㎜間隔以内とし、原則として接地を施すこと。
40．地中配線路の表示杭	下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ①　建物への引込口及び送出口付近 ②　マンホール・ハンドホール付近 ③　地中線路の曲折箇所 ④　道路横断箇所 ⑤　直線部分では30m程度に1個

3．機器仕様

下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。
なお、詳細については、図面による。

項　目	特　記　事　項
【電力設備】 1．電灯設備 (1)電灯方式	1）種別 ①幹線　○単相3線式（200／100V） ②分岐　・単相3線式（・100V　・200V　・（　　）V） ・単相2線式（○100V　・200V　・（　　）V） 2）周波数　60Hz
(2)既設との取り合い	・無し　・盤改造　○配線接続　・電源供給　・その他（　　）
(3)機器類	○一般照明器具　○照明制御装置　・外灯（単独設置）　○コンセント等　○分電盤、制御盤等　・その他（　　）
(4)一般照明器具	1）形式　○公共型　○一般型 2）灯具　・Hf蛍光灯　○LED灯　・HID灯　・その他（　　） 3）用途　○屋内用　・屋外用・防災用 4）環境　・普通地域　・塩害地域 5）照明器具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。 6）蛍光灯の点灯管にグローランプを使用するものは、電子点灯管に交換するものとする。 7）HIDランプを使用する下面開放形器具及びランプの破損による飛散により怪我をする恐れのある場合は、飛散防止を施したランプとする。
(5)照明制御装置	1）センサー類　・明るさセンサー　○人感センサー　・タイマー　・調光スイッチ ・その他（　　） 2）調光方式　・連続調光　・段階調光　・ON／OFF制御 ・その他（　　）
(6)外灯（単独設置）	1）照明用ポール ①材質　・アルミニウム製　・鋼製　・溶融亜鉛メッキ　・その他（　　） ②配線用避断器又はカットアウトスイッチが内蔵できるものとする。 2）基礎　・木工事　・別途工事　・既設利用　・その他（　　） 3）灯具　・水銀灯　・ナトリウム灯　・Hf蛍光灯　・LED灯 ・その他（　　） 4）安定器　・一般形高力率形（BH）　・低始動電流形　・その他（　　） 5）電源　・商用電源（60Hz）（・200V　・100V） ・単独電源（・太陽電池式　・風車式） （点灯時間（　　）時間、不日照保証日数（　　）日） ・その他（　　） 6）制御　・EEスイッチ　・タイマー　・その他（　　） 7）接地　・単独接地（・木工事　・別途工事　・既設利用）　・共用　・その他（　　）
(7)コンセント等	○一般型　・防水型　・ハイテンションアウトレット（・固定型　・上下動型（アップ式を含む））
(8)分電盤、制御盤等	1）銘板には、施工年月、請負者名、施工者名を記載する。 2）図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3）表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4）接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5）絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6）配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。
2．動力設備 (1)電気方式	1）種別 ①幹線　○三相3線式（○200V　・（　　）V） ②分岐　○三相3線式（○200V　・（　　）V） 2）周波数　60Hz
(2)既設との取り合い	・無し　○盤改造　○配線接続　・その他（　　）
(3)機器類	○分電盤、制御盤等　・その他（　　）
(4)負荷設備	・給水　・排水　・消火　○空調　・換気　・排煙　・昇降機 ・その他（　　）
(5)負荷設備への接続	図面に特記明示がない場合、負荷設備への接続は本工事とする。
(6)電動機等の接地	・専用接地　・金属管接地（7．5kW以下）
(7)電動機等の力率の改善	本工事に含む制御盤には各負荷に力率改善コンデンサを取り付ける。
(8)保護継電器	過負荷、欠相、逆相継電器は熱動式とする。
(9)分電盤、制御盤等	1）銘板には、施工年月、請負者名、施工者名を記載する。 2）図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3）表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4）接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5）絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6）配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 7）電流計は赤指針付（定格電流指示）とする。
3．雷保護設備 (1)避雷針	1）受雷部　○突針　・棟上導体　・笠木等の別途施工物 2）避雷導線　・引下げ導体　○建築構造体利用 3）接地極　○接地極埋設　・建築構造体利用　・測定用補助接地極 4）接地抵抗の測定 ①測定方法　○電位差計方式　・電圧降下法 ②測定回数　○3回　・（　　）回 5）接地埋設標を設置する。
(2)雷サージ保護	1）耐雷トランス　・設置（・単相用　・動力用）　・設置しない 2）SPD　・低圧用（・クラスⅠ　・クラスⅡ）　・通信用（・カテゴリC　・カテゴリD）
(3)電源回路の保護	(1)低圧用SPDに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。 (2)主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5kA以上とする。
(4)通信回線の保護	電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場所は、雷サージから機器を保護するため通信用SPDを設置する。
4．接地設備 (1)接地工事	1）種別　・A種　・B種　・C種　・D種 2）施工　○各種単独　・共用有り（　　）
(2)接地抵抗の測定	1）測定方法　○電位差計方式　・電圧降下法 2）測定回数　○3回　・（　　）回
(3)接地埋設標等	接地には接地埋設標等を施工し、接地極の位置がわかるようにする。
【受変電設備】 5．受変電設備 (1)電気方式	1）種別　・三相3線式（・6．6kV　・200V） ・単相3線式（200／100V）　・単相2線式（100V）
(2)既設との取り合い	・無し　・改造（機器取替、追加等を含む）　・増設　・配線接続 ・その他（　　）
(3)機器類	・盤類　・交流遮断器　・断路器　・変圧器　・進相コンデンサ　・直列リアクトル ・配線用遮断器　・低圧電磁接触器　・高圧気中開閉器　・その他（　　）
(3)盤類	1）形式　・閉鎖型（○キュービクル式配電盤（JIS） ・開放型　・壁面型 2）中通路　・有　○無 3）特記事項　（　　）
(4)交流遮断器	1）真空遮断器（VCB） ①操作方式　・手動ばね操作　・電動ばね操作　・電磁操作 ②引外し方式　・コンデンサ引外し　・直流電圧引外し 2）主遮断器の定格遮断電流は、電気事業者の計算値以上とする。
(5)断路器	1）極数　○3極　・単極 2）形式　○双投　・単投
(6)変圧器	1）形式　○油入　・モールド 2）設置　○屋外型　・屋内型 3）その他　○温度計付（○置き指針付　・置き指針なし）　・温度計なし
(7)進相コンデンサ	1）形式　○低圧　・高圧 2）容量　○6％リアクトル　・13％リアクトル 3）その他　○警報接点付　・警報接点なし
(8)直列リアクトル	1）形式　○放電抵抗　・放電コイル（力率制御がある場合は必須） 2）容量　○6％リアクトル　・13％リアクトル 3）その他　○警報接点付　・警報接点なし
(9)配線用遮断器	定格遮断容量は、短絡電流値以上のものとする。
(10)低圧電磁接触器	低圧進相コンデンサ制御用電磁接触器の定格使用電流は、コンデンサ定格電流の1．5倍以上とする。
(11)高圧気中開閉器	1）制御電源用変圧器及び避雷器内蔵 2）開閉器及び地絡方向継電器外箱（　　）　○ステンレス製　・鋼板製 3）定格電流　○200A　・（　　）A 4）定格投入遮断電流　○12．5kA　・（　　）A
(12)設備不平衡	高圧受電の三相3線式における不平衡の制限は、設備不平衡率が30％以下となるようにする。
(13)キュービクル等	1）銘板には、施工年月、請負者名、施工者名を記載する。 2）図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3）表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4）接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5）絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。
(14)基礎	○本工事（○21N/m2　・18N/m2）　・別途工事　・既設利用　・その他（　　）
(15)配線ピット及び置	1）施工　○本工事　・別途工事　・既設利用　・その他（　　） 2）ピット蓋の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。
(16)設置場所	・屋内　・屋外（・地上　・屋上）
(17)消火器	・有（ABC10型　収納箱共）　・無　・その他（　　）
【電力貯蔵設備】 6．直流電源設備 (1)用途	・非常用照明器具電源　・受電変設備制御電源　・その他（　　）
(2)容量	（　　）kVA
(3)整流装置	1）入力電圧　・三相3線式（・200V　・（　　）V） ・単相2線式（・100V　・200V　・（　　）V） 2）入力周波数　60Hz 3）出力電圧　・三相3線式（・200V　・（　　）V） ・単相2線式（・100V　・200V　・（　　）V） 4）整流装置は、蓄電池を充電するための電流並びに監視及び制御等で消費される電流を考慮して選定する。
(4)蓄電池	1）種類　○鉛蓄電池（・HS　・MSE　○長寿命形MSE） ・アルカリ蓄電池（・AH　・AMH） ・その他（　　） 2）最低蓄電池温度　○5℃　・15℃　・25℃　・－5℃　・（　　）℃
7．交流無停電電源設備 (1)用途	（　　）
(2)容量	（　　）kVA
(3)給電方式	○常時インバータ給電方式　・ラインインタラクティブ方式　・常時商用給電方式 ・その他（　　）
(4)整流装置等	1）入力電圧　・三相3線式（・200V　・（　　）V） ・単相2線式（・100V　・200V　・（　　）V） 2）入力周波数　60Hz 3）出力電圧　・三相3線式（・200V　・（　　）V） ・単相2線式（・100V　・200V　・（　　）V） 2）出力周波数　60Hz 5）整流装置、インバーター装置は、接続する負荷の特性を配慮し選定する。
(5)蓄電池	1）種類　○鉛蓄電池（・HS　・MSE　○長寿命形MSE） ・アルカリ蓄電池（・AH　・AMH） ・その他（　　） 2）最低蓄電池温度　○5℃　・15℃　・25℃　・－5℃　・（　　）℃
【発電設備】 8．燃料式発電設備 (1)用途	1）用途　○防災電源専用（防災認定品）　・防災電源兼用（防災認定品）　・一般用 2）区分　・常用　○非常用
(2)設置場所	・屋内　・屋外（・普通地域　・塩害地域）
(3)機器	・発電装置　・燃料槽　・給油ボックス　・燃料配管 ・その他（　　）
(4)発電装置	1）発電装置の選定にあたっては、設置場所及び過去の気象データを考慮し選定する。 2）種類　○ディーゼル発電装置　・ガスエンジン発電装置　・ガスタービン発電装置 3）形式　・簡易形　・オープン式　○キュービクル式（○85dB(A)/1m　・75dB(A)/1m） 4）始動時間（停電検出後）　○10秒以内　・40秒以内　・（　　）秒以内 5）連続運転時間　・1時間以上　・10時間以上　○24時間以上　・72時間以上 ・その他（　　） 6）発電機 ①電気方式　・三相3線式（・6．6kV　・200V　・（　　）V） ・単相3線式（200／100V） ・単相2線式（・100V　・200V　・（　　）V） ②定格周波数　60Hz ③定格出力　（　　）kVA 7）原動機 ①定格出力　・（　　）kW以上　・（　　）ps以上 ②冷却方式　○ラジエター方式　・冷却水循環式　・その他（　　）
(5)燃料	1）種類　○軽油　・灯油　・A重油　・その他（　　） 2）引渡時燃料　○満タン　・指定なし　・その他（　　）
(6)燃料槽	1）形式及び容量　・パッケージ搭載タンク（　　）リットル ・燃料小出槽（　　）リットル　・主燃料槽（　　）リットル 2）燃料小出槽　・屋外型（○ステンレス製　・鋼板製）　・屋内型（・ステンレス製　○鋼板製） 3）主燃料槽 ①設置場所　・屋内　・屋外（地上）　・地下埋設（○タンク室内埋設　・直埋設） ②形式　○二重殻タンク　・一重殻タンク ・その他（　　） ③設置工事　・木工事　・別途工事　・その他（　　） ④タンク室工事　・木工事　・別途工事　・既設利用　・その他（　　）
(7)給油ボックス	1）材質　○ステンレス製　・鋼板製　・その他（　　） 2）油量指示計　○有　・無

記.	四日市港船員船客待合所改修工事	S.	D. 稲葉 C. 中村	（株）中村建築設計事務所 三重県員弁郡東員町北大社1325－9 TEL　代表　0594－76－2102
	特記仕様書（2）	D. H25.9.12	No. E-02	一級建築士　中村　久 一級建築士　登録　第177243号 建築士事務所登録　（三重）第1－715号

（８）基礎　⊙本工事（⊙２１N/mm2　・１８N/mm2）　・別途工事　・既設利用　・その他（　　）

（９）消火器　⊙有（ＡＢＣ１０型　収納箱共）　・無　・その他（　　）

9．太陽光発電設備
（１）機器　⊙太陽電池アレイ　⊙パワーコンディショナ　⊙情報処理装置
・その他（　　）

（２）太陽電池アレイ　１）発電能力　　公称出力（　　）kW
２）架台は、JIS　C　8955「太陽電池アレイ用支持設計標準」による。

（３）パワーコンディショナ及び系統連系保護装置　１）電気方式　⊙三相３線式（⊙２００Ｖ　・（　　）Ｖ）
・単相２線式（・２００Ｖ　・１００Ｖ　・（　　）Ｖ）
２）定格周波数　６０Hz
３）設置場所　・屋内　⊙屋外　・その他（　　）
４）設置方式　・壁掛型　⊙自立型　・その他（　　）
５）機能　⊙系統連系（・高圧連系　⊙みなし低圧連系　・低圧連系）
・自立運転
・その他（　　）
６）系統連系に要する技術要件は、関係法令を確認し、電気事業者と十分協議する。

（４）情報処理装置　１）装置　⊙データ処理装置　⊙データ表示装置　⊙気温計　⊙日射計
・その他（　　）
２）記録作成　⊙日報　⊙月報　⊙年報
・その他（　　）

（５）仕様詳細　仕様詳細については「太陽光発電設備特記仕様書」による。

10．風力発電設備
（１）機器　・風車　・制御盤　・系統連係保護装置　・情報処理装置
・その他（　　）

（２）風車　１）発電能力　　定格出力（　　）kW
２）架台は、積載荷重、風圧荷重等に耐えるものとする。

（３）制御盤　１）電気方式　・三相３線式（・２００Ｖ　・（　　）Ｖ）
・単相２線式（・２００Ｖ　・１００Ｖ　・（　　）Ｖ）
２）定格周波数　６０Hz
３）設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　　）
４）設置方式　・壁掛型　・自立型　・その他（　　）
５）機能　・系統連系（・高圧連系　・みなし低圧連系　・低圧連系）
・自立運転
６）系統連系に要する技術要件は、関係法令を確認し、電気事業者と十分協議する。

（４）情報処理装置　１）装置　・データ処理装置　・データ表示装置　・風速計　・風向計　・気温計
・その他（　　）
２）記録作成　・日報　・月報　・年報
・その他（　　）

（５）仕様詳細　仕様詳細については「風力発電設備特記仕様書」による。

【通信・情報設備】
11．構内情報通信網設備（１）伝送速度　・１０ＢＡＳＥ　・１００ＢＡＳＥ　・１０００ＢＡＳＥ
・その他（　　）

（２）機器　・リピータ　・スイッチ　・ＨＵＢ　・ルータ　・メディアコンバータ　・ファイアーウォール
・時刻同期装置　・ネットワーク管理装置　・無線ＬＡＮ　・機器収納ラック　・アウトレット
・その他（　　）

（３）ネットワーク網　・広域網（ＷＡＮ）　・構内網（ＬＡＮ）

（４）ケーブル　１）幹線系　・ＵＴＰケーブル　・ＳＴＰケーブル　・光ファイバーケーブル
・その他（　　）
２）支線系　・ＵＴＰケーブル　・ＳＴＰケーブル　・光ファイバーケーブル
・その他（　　）
３）フロア系　・ＵＴＰケーブル　・ＳＴＰケーブル　・その他（　　）

（５）アウトレット　・ローテンションアウトレット（・固定型　・上下動型（アップ式を含む））　・壁コンセント
・その他（　　）

12．構内交換設備
（１）機器　・交換装置　・電話機　・端子盤類　・アウトレット
・その他（　　）

（２）交換装置　１）種別　・構内交換装置（・デジタルＰＢＸ　・ＩＰ－ＰＢＸ　・ＶｏＩＰサーバ
・その他（　　））
・ボタン電話装置
・その他（　　）
２）方式　・局線応答方式　・局線中継台方式　・分散中継台方式　・ダイヤルイン方式
・その他（　　）
３）停電保障時間　・３０分以上　・（　　）時間以上
４）保安用接地　・本工事　・別途工事　・その他（　　）
５）本配電盤（ＭＤＦ）　・自立フレーム（・片面形　・両面形）　・交換機一体型　・壁掛型
・その他（　　）
６）電源装置　・別置型　・一体形　・その他（　　）

（３）電話機　・一般電話機　・多機能電話機　・コードレス電話機　・ＰＨＳ
・その他（　　）

（４）端子盤類　１）端子盤　・中継端子盤（ＩＤＦ）　・室内端子盤
２）中継端子盤には実装数の２０％以上、室内端子盤には１０Ｐ以上の接続端子板スペースを見込む。

（５）アウトレット　・ローテンションアウトレット（・固定型　・上下動型（アップ式を含む））　・壁コンセント
・その他（　　）

13．情報表示設備
（１）設備　・マルチサイン装置　・時刻表示装置　・警報等表示装置

（２）マルチサイン装置　１）機器　・情報表示盤　・操作制御装置
・その他（　　）
２）情報表示盤　・発光ダイオード式　・プラズマ式　・液晶式
・その他（　　）
３）操作制御装置は、入力制御、表示制御、電源制御等の機能を有する。
４）通信方式　・専用通信線　・ＴＣＰ／ＩＰ　・その他（　　）

（３）時刻表示装置　１）機器　・親時計　・子時計　・電源装置　・単独時計
・その他（　　）
２）親時計　①形式　・壁掛型　・自立型　⊙ラックマウント型（ラック架組込）
②時刻修正　・ＦＭ放送受信（・アンテナ設置　・既設利用）
⊙長波標準電波受信（⊙アンテナ設置　・既設利用）
・その他（　　）
③回線数　（　　）回線
④機能　⊙電子チャイム（　　）曲　⊙時報　⊙プログラムタイマー（・年間　・週間）
（引渡し時は機器の説明及びプログラムの入力を行うこと。）
３）子時計　①方式　・アナログ式　・デジタル式
②設置場所　⊙屋内　・屋外　・その他（　　）
４）電源装置　運転可能時間（・１０時間　・（　　）時間）
５）単独時計　①方式　・アナログ式　・デジタル式
②設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　　）
③時刻修正機能　・有り　・無し

（４）警報等表示装置　１）機器　・表示盤　・検出装置
・その他（　　）
２）表示盤　①表示方式　⊙表示窓式　・その他（　　）
②施工　・本工事　・別途施工　・既設使用　・その他（　　）
３）検出装置　①検出方式　・電極　・無電圧接点　・その他（　　）
②施工　・本工事　・別途施工　・既設使用　・その他（　　）
４）図面に特記明示がない場合、検出装置への接続は本工事とする。

14．映像・音響設備
（１）設備　・映像機器　・音響機器　・操作装置

（２）映像機器　１）表示機器　・プロジェクタ（⊙前面投射式　・背面投射式）
・スクリーン（⊙反射マット形　・反射ビーズ形　・反射ストライプ形　・透過形
・その他（　　））
・スクリーン巻上装置（・電動式　・手動式）
・プラズマディスプレイ
・液晶ディスプレイ
２）付属機器　・録画再生装置（・ＨＤＤ　・ＤＶＤ　・ＶＨＳ　・その他（　　））
・テレビチューナー（・ＵＨＦ　・ＢＳ　・ＣＳ　・その他（　　））
・カメラ　・パソコン
・その他の機器（　　）

（３）音響機器　１）増幅器
①出力　（　　）Ｗ
②方式　⊙ステレオ　・モノラル
③出力インピーダンス　⊙Lo形　・Hi形
２）付属機器　・グラフィックイコライザー　・オーディオミキサー　・電源制御器
・録音再生装置（・ＣＤ　・カセットテープ　・その他（　　））
・ラジオチューナー（・ＦＭ　・ＡＭ　・その他（　　））
・マイクロホン（・コード式　・ワイヤレス式）
・その他の機器（　　）
３）スピーカー　・天井分散配置方式　・集中配置方式　・併用方式　・その他（　　）

（４）操作装置　１）形状　・卓型　・キャビネットラック型　・その他（　　）
２）設置　・固定式　・可動式　・その他（　　）

15．拡声設備
（１）機器　・増幅器　・付属機器　・操作装置　⊙スピーカー　・その他（　　）

（２）増幅器　・非常放送兼用（仕様は非常放送装置を参照）
・専用　出力（　　）Ｗ
出力インピーダンス　・Lo形　・Hi形

（３）付属機器　・オーディオミキサー　・リモコンマイク
・録音再生装置（・ＣＤ　・カセットテープ　・その他（　　））
・アナウンスレコーダ（・チャイム　・独自メッセージ　・プログラムタイマ
・その他（　　））
・マイクロホン（・コード式　・ワイヤレス式）　・ラジオチューナー（・ＦＭ　・ＡＭ）
・スピーカー切替装置　・その他の機器（　　）

（４）操作装置　・卓型　・キャビネットラック型　・壁掛型　・その他（　　）

（５）スピーカー　・非常放送兼用（仕様は非常放送装置を参照）
・専用　結線　⊙１Ｗ　・３Ｗ　・（　　）Ｗ
インピーダンス　・Lo形　⊙Hi形
設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　　）

16．誘導支援設備
（１）設備　・音声誘導装置　・インターホン　⊙トイレ等呼出装置

（２）音声誘導装置　１）検出方式　・磁気式　・無線式　・画像認識式　・その他（　　）
２）設置場所　・屋外（防雨形）　・屋内
３）機能　・自動火災報知設備より火災報知信号を受信した場合停止する
・タイムスケジュールにより停止及び開始を可能とする
・その他（　　）
４）機器　・制御装置　・送信機　・受信機　・その他（　　）
５）制御装置　・壁掛型　・卓上形　・複合盤組込　・その他（　　）
６）送信機　・壁掛形　・卓上形　・埋込形　・その他（　　）
７）受信機　・スピーカー式　・イヤホン式　・その他（　　）

（３）インターホン　１）用途　・内部受付用　・外部受付用　・夜間訪問用　・身体障害者用　・保守用
・その他（　　）
２）機能　・音声通話　・映像モニタ
３）通話網　・親子式　・相互式　・複合式
４）通話方式　・同時通話式　・交互通話式　・その他（　　）
５）機器　・親機　・子機　・その他（　　）
６）親機
①形状　・壁掛型　・卓上形　・複合盤組込　・その他（　　）
②送受話器　・電話機形　・マイク形　・その他（　　）
７）子機
①形状　・壁掛形　・卓上形　・埋込形　・その他（　　）
②送受話器　・電話機形　・マイク形　・その他（　　）

（４）トイレ等呼出装置　１）用途　⊙トイレ呼出　・受付呼出　・非常通報　・ナースコール
・その他（　　）
２）機器　⊙親機　⊙呼出スイッチ　⊙警報装置　・その他（　　）
３）親機　⊙壁掛型　・卓上型　・複合盤組込　・その他（　　）
４）呼出スイッチ　⊙押ボタン式　・引紐式　・その他（　　）
５）警報装置　・光　・音声　⊙ブザー　・ベル　・その他（　　）

17．テレビ共同受信設備
（１）受信放送　・ＵＨＦ　・ＢＳ　・ＣＳ　・ＦＭ　・ＣＡＴＶ　・その他（　　）

（２）機器　・増幅器　・混合器　・分波器　・分岐分配器　・機器収容箱　・アンテナ
⊙その他（　直列ユニット　）

（３）アンテナ　１）放送　・ＵＨＦ　・ＢＳ　・ＣＳ　・ＦＭ　・その他（　　）
２）マスト　・地上波用（・壁面取付　・自立　・既設利用　・その他（　　））
・衛星用（・壁面取付　・自立　・既設利用　・その他（　　））
・その他（　　）
３）自立用基礎　・本工事　・別途工事　・既設利用　・その他（　　）

18．テレビ電波障害防除設備（１）対象戸数　（　　）戸

（２）機器　・増幅器　・混合器　・分波器　・分岐分配器　・機器収容箱　・アンテナ
・ヘッドエンド装置　・その他（　　）

（３）アンテナ　１）放送　・ＵＨＦ　・ＢＳ　・ＣＳ　・ＦＭ　・その他（　　）
２）マスト　・地上波用（・壁面取付　・自立　・既設利用　・その他（　　））
・衛星用（・壁面取付　・自立　・既設利用　・その他（　　））
・その他（　　）
３）自立用基礎　・本工事　・別途工事　・既設利用　・その他（　　）

19．監視カメラ設備
（１）機器　・カメラ　・モニタ装置　・録画装置
・その他（　　）

（２）カメラ　１）色方式　・白黒　⊙カラー
２）駆動方式　・固定式　・遠隔可動式
３）撮影条件　・昼間　・薄明時　・夜間
４）設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　　）

（３）モニタ装置　１）色方式　・白黒　⊙カラー
２）モニタ　⊙液晶　・プラズマ　・ＰＣ　・その他（　　）
３）設置　・自立型　・卓上型　・壁掛型　・その他（　　）

（４）録画装置　１）記録媒体　・ビデオテープ　・ビデオディスク　⊙ハードディスク
・その他（　　）
２）録画時間　①時間　（　　）時間
②間隔　・連続　・間欠（　　）分間隔）
３）機能　・時刻修正機能
・その他（　　）

（５）伝送方式　・アナログ伝送方式　・ネットワーク伝送方式　・その他（　　）

20．駐車場管制設備
（１）機器　・管制盤　・検知器　・信号警報灯　・発券機　・カーゲート　・カードリーダー
・その他（　　）

（２）管制盤　１）機能　・入場管理　・退場管理　・発券管理　・その他（　　）
２）形式　・自立型　・壁掛型　・卓上型　・その他（　　）

（３）検知器　１）方式　・赤外線式　・ループコイル式　・アンテナ式　・その他（　　）
２）検知器外箱　⊙ステンレス製　・鋼板製
３）検出対象車両　⊙普通車　・大型車　・その他（　　）
４）検出対象速度　（　　）km以下

（４）信号警報灯　１）信号灯　⊙発光ダイオード　・その他（　　）
２）警報灯　⊙回転灯　・表示灯　・その他（　　）
３）警報音　・音声　⊙ブザー　・その他（　　）
３）外箱　⊙ステンレス製　・鋼板製

（５）発券機　１）発行券　・磁気式　・ＩＣカード式　・パンチカード式　・ＲＦ－ＩＤ式
・その他（　　）
２）発券方式　・入場時発行　・事前発行　・その他（　　）

（６）カーゲート　・バー式（・グラスファイバー製　・アルミ製　・鋼製（防錆処理））
・その他（　　）

21．防犯・入退室管理設備
（１）設備　・防犯装置　・入退室管理装置

（２）防犯装置　１）機器　・センサー　・監視制御装置　・警報装置　・その他（　　）
２）センサー　・バッジセンサー　・赤外線センサー　・画像センサー　・マグネットセンサー
・ガラス破壊センサー　・その他（　　）
３）監視制御装置　・自立型　・壁掛型　・卓上型　・複合盤組込　・その他（　　）
４）機能　⊙警報　・記録　・監視カメラ連動制御　・センサー入切制御
・その他（　　）

（３）入退室管理装置　１）機器　・認識装置　・監視制御装置　・警報装置　・その他（　　）
２）認識装置　・バイオメトリックス　・音声　・暗証番号　・カード
・その他（　　）
３）監視制御装置　・自立型　・壁掛型　・卓上型　・複合盤組込　・その他（　　）
４）機能　・遠隔施解錠制御　・スケジュール設定制御　・照明制御　・空調制御
・センサー入切制御　・警報　・記録　・監視カメラ連動
・その他（　　）

22．自動火災報知設備
（１）機器　・受信機　・副受信機（表示装置）　・中継器　・発信機　⊙感知器
・その他（　　）

（２）受信機　１）型式　・Ｐ型１級　・Ｐ型２級　・Ｒ型
２）回線数　・（　　）回線　・（　　）アドレス
３）試験機能　・自動試験機能　・遠隔試験機能
４）盤形式　・複合盤組込　・自立型　・壁掛型　・その他（　　）

（３）副受信機（表示装置）　１）盤形式　・自立型　・壁掛型　・その他（　　）
２）回線数　・（　　）回線　・（　　）アドレス

（４）中継器　試験機能　・自動試験機能　・遠隔試験機能

（５）発信機　１）型式　・アドレス付　・Ｐ型１級　・Ｐ型２級
２）消火栓ポンプ起動　特記なき場合は、発信機連動方式とし、発信機表面に「消火栓起動」等の文字を併記する。
３）設置　・単独設置　・機器収容箱に組込　・消火栓ボックス（別途）に組込
・その他（　　）

（６）感知器　１）型式　・アドレス付　⊙一般型
２）種類　⊙熱感知器　⊙煙感知器　・炎感知器
２）試験機能　・自動試験機能　・遠隔試験機能
３）設置場所　・屋内（・一般　・防水　・防爆　・防食　・その他（　　））
・屋外（・防水　・その他（　　））

23．自動閉鎖設備
（１）機器　・連動制御器　・感知器　・自動閉鎖装置　・自動開鎖装置
・その他（　　）

（２）連動制御器　１）制御対象　・防火戸　・防火シャッター　・防排煙ダンパー　・非常口等の扉
・その他（　　）
２）回線数　（　　）回線（遠方復帰機構（　　）回路）
３）設置　⊙単独　⊙壁掛形　・自立形　・火災受信機等との複合盤

（３）感知器　１）型式　・アドレス付　・一般型
２）種類　煙感知器（・２種　・３種）
２）試験機能　・自動試験機能　・遠隔試験機能
３）設置場所　・屋内（・一般　・防水　・防爆　・防食　・その他（　　））
・屋外（・防水　・その他（　　））

（４）自動閉鎖装置　１）方式　・電磁式　・ラッチ式　・その他（　　）
２）施工　・本工事　・別途施工　・既設　・その他（　　）

（５）自動開鎖装置　１）方式　・電気錠　・その他（　　）
２）施工　・本工事　・別途施工　・既設　・その他（　　）

24．非常警報設備
（１）設備　・非常放送装置　・非常ベル

（２）非常放送装置　１）消防法基準適合マーク品とする。
２）機器　・増幅器　・スピーカー　・非常用リモコンマイク
・その他（　　）
３）増幅器
①出力　（　　）Ｗ
②出力インピーダンス　・Lo形　⊙Hi形
③形式　・ロングラック型　・スタンダードラック型　・壁掛型　・その他（　　）
④機能　・マイク放送　・自動火災報知設備連動放送　・緊急地震速報設備連動放送
・その他（　　）
⑤用途　⊙拡声設備兼用　・非常放送専用
４）スピーカー　①結線　⊙１Ｗ　・３Ｗ　・（　　）Ｗ
②インピーダンス　・Lo形　⊙Hi形
③設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　　）
④用途　・拡声設備兼用　・非常放送専用
５）非常用リモコンマイク
形式　・壁掛形　・ラック収納形　・卓上形　・その他（　　）

（３）非常ベル（自動式サイレンを含む）　１）機器　・起動装置　・非常ベル　・表示灯　・その他（　　）
２）設置　・単独設置　・機器収容箱に組込　・消火栓ボックス（別途）に組込
・その他（　　）

25．ガス漏れ火災警報設備
（１）機器　・受信機　・副受信機　・中継器　・検知器　・警報器
・その他（　　）

（２）受信機　１）回線数　（　　）回線
２）種類　・都市ガス用　・液化石油ガス用
３）設置　・単独（・壁掛形　・自立形）　・火災受信機などとの複合盤
・その他（　　）

（３）副受信機　設置　・単独（・壁掛形　・自立形）　・火災受信機などとの複合盤
・その他（　　）

（４）検知器　１）動作　・単独（単独動作）　・連動（受信機に伝送）
２）定格電圧　・ＡＣ１００Ｖ　・ＤＣ２４Ｖ（受信機等から供給）　・その他（　　）
３）ガス検知出力信号　・有電圧出力方式　・無電圧接点方式

【中央監視設備】
26．監視制御設備
（１）監視制御対象設備　・動力設備　・受変電設備　・発電設備　・火災報知設備
・その他（　　）

（２）既設との取り合い　・無し　・盤改造　・配線接続　・その他（　　）

（３）機器　・監視操作装置　・信号処理装置　・記録装置　・伝送装置　・端末装置
・その他（　　）

（４）監視操作装置　１）形式　・壁掛型　・自立型　・卓型　・その他（　　）
２）表示装置　・グラフィックパネル　・ミニグラフィックパネル　・プラズマディスプレイ
・液晶ディスプレイ　・指示計器
・その他（　　）
３）操作装置　・操作スイッチ　・キーボード　・マウス
・その他（　　）

（５）信号処理装置　１）形式　・壁掛型　・自立型　・卓型　・ラック型　・卓上型　・その他（　　）
２）設置　・単独　・監視操作装置に組込　・その他（　　）

（６）記録装置　１）形式　・壁掛型　・自立型　・卓型　・ラック型　・卓上型　・その他（　　）
２）設置　・単独　・監視操作装置に組込　・その他（　　）
３）装置　・プリンタ　・記録メディア（　　）
・その他（　　）

【構内配電線路】
27．構内配電線路
（１）電気方式　１）種別　・三相３線式（・６.６kV　・２００Ｖ　・（　　）Ｖ）
・単相３線式（２００Ｖ／１００Ｖ）　・単相２線式（・１００Ｖ　・（　　）Ｖ）
２）周波数　６０Hz

（２）配線方式　・地中線式（・直埋　⊙管路）　・架空線式（・直接　⊙ちょう架線添架）
・建築物等添架式（⊙露出配管　・隠蔽配管　・その他（　　））
・その他（　　）

（３）建柱　１）施工　・本工事　・別途工事　・既設　・その他（　　）
２）電柱　⊙コンクリート柱　・鋼管柱　・パンザマスト
・その他（　　）
３）支持材　・根かせ　・根はじき　・根巻き　・底板　・支線（保護ガード　⊙有　・無）
４）装柱材料　⊙有（電力仕様）　・無
５）銘板　⊙有　・無

（４）装柱機器（高圧用）　１）機器　・開閉器　・避雷器　・カットアウト　・碍子
・その他（　　）
２）耐環境性　・一般用　・耐塩用
３）開閉器
①形式　・気中形　・ガス形　・真空型
②地絡継電器　⊙方向性　・無方向性
③制御電源用変圧器及び避雷器内蔵とする。
④開閉器及び装置の外箱はステンレス製とする。

（５）装柱機器（低圧用）　１）機器　・開閉器　・開閉器箱　・避雷器　・カットアウト　・碍子
・その他（　　）
２）耐環境性　・一般用　・耐塩用

（６）ハンドホール、マンホール　１）形式　⊙ブロック式　・現場打ち
２）施工　・本工事　・別途工事　・既設　・その他（　　）
３）ケーブル支持金物の取付　⊙２箇所　・４箇所　・（　　）箇所

（７）鋳鉄蓋　１）鋳鉄蓋の刻印は「強電」、「電力」又は「高圧」とする。
２）雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。

（８）地中ケーブル保護材料　１）種類　⊙ＦＥＰ　・ＧＬＴ（ＰＥライニング管）　・ＶＥ　・ＨＩＶＥ　・ＳＧＰ
・厚鋼電線管　・その他（　　）
２）標示杭埋設　・コンクリート製　⊙鉄製（アスファルト部分）
３）埋設標示シート　・一重　⊙２倍長　・（　　）
４）埋設表示シートの表記は電力用であることがわかるものとする。

【構内通信線路】
28．構内通信線路
（１）用途　・電話用　・拡声用　・時刻表示用　・火災報知用　・非常警報用　・インターホン用
・テレビ共同受信用　・防犯用　・制御用　・その他（　　）

（２）配線方式　・地中線式（・直埋　⊙管路）　・架空線式（・直接　⊙ちょう架線添架）
・建築物等添架式（⊙露出配管　・隠蔽配管　・その他（　　））
・その他（　　）

（３）建柱　１）施工　・本工事　・既設柱利用　・構内配電線柱に添架　・その他（　　）
２）電柱　・コンクリート柱　・鋼管柱　・パンザマスト
・その他（　　）
３）支持材　・根かせ　・根はじき　・根巻き　・底板　・支線（保護ガード　⊙有　・無）
４）装柱材料　⊙有　・無
５）銘板　⊙有　・無

（４）ハンドホール、マンホール　１）形式　⊙ブロック式　・現場打ち
２）施工　・本工事　・別途工事　・既設　・その他（　　）
３）ケーブル支持金物の取付　⊙２箇所　・４箇所　・（　　）箇所

（５）鋳鉄蓋　１）鋳鉄蓋の刻印は「弱電」又は「通信」とする。
２）雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。

（６）地中ケーブル保護材料　１）種類　⊙ＦＥＰ　・ＧＬＴ（ＰＥライニング管）　・ＶＥ　・ＨＩＶＥ　・ＳＧＰ
・厚鋼電線管　・その他（　　）
２）標示杭埋設　⊙コンクリート製　⊙鉄製（アスファルト部分）
３）埋設標示シート　・一重　⊙２倍長　・３.５倍長　・（　　）
４）埋設表示シートの表記は弱電用であることがわかるものとする。

【その他】
29．消火器　１）設置　・本工事　⊙別途工事
２）消火器　種別（　　）、数量（　　）本
３）消火器収納箱　材質（　　）、数量（　　）面

記.

四日市港船員船客待合所改修工事

特記仕様書（３）

S.

D. H25.9.12

D. 稲葉　C. 中村

No. E-03

（株）中村建築設計事務所
NAKAMURA
三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９
TEL　代表　０５９４－７６－２１０２

一級建築士　中村　久
一級建築士　登録第１７７２４３号
建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

4．電気設備工事指定資機材適用規格及びメーカーリスト

分　類	資 機 材 名	適 用 範 囲	規 格 ・ メ ー カ ー 等
電線	電線、ケーブル類（エコ電線・ケーブルを優先使用）	一般配線工事に使用するもので、エコ電線・ケーブルのあるもの	・ＪＩＳ規格適合品 ・ＪＣＳ(日本電線工業会規格)規格適合品
		上記以外の一般配線工事に使用するもの	・ＪＩＳ規格適合品
	耐火、耐熱電線	耐火・耐熱性を必要とする場所に使用するもの	・登録認定機関（(社)電線総合技術センター）または指定認定機関（(社)日本電線工業会（耐火・耐熱電線認定業務委員会））により認定または評定されたもの ・(社)日本電線工業会により自主認定（評定）されたもの
	圧着端子 裸圧着スリーブ	一般配線工事に使用するもの	・ＪＩＳ規格適合品
電線保護物類	金属管、ＶＥ、ＰＦ、ＨＩＶＥ、ＦＥＰ、ＣＤ、合成樹脂製可とう管、可とう電線管、フロアダクト、各付属品	一般配線工事に使用するもの	・ＪＩＳ規格適合品 ・ＪＩＳ規格のない物にあっては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品
配線器具	コンセント、スイッチ	一般配線工事に使用するもの	・ＪＩＳ規格適合品 ・ＪＩＳ規格のない物にあっては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品
照明器具	蛍光灯器具 （省エネ型を優先使用）		・ＪＩＳ規格適合品 ・(社)日本照明器具工業会標準（ＪＩＬ規格）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	非常用照明器具		・指定認定機関による型式適合認定または型式部材等製造者認証、を受けたもの ・(社)日本照明器具工業会の自主評定を受け、ＪＩＬ５５０１の適合マークが貼付されたもの
	誘導灯		・登録認定機関（(社)日本電気協会（ＪＥＡ誘導灯認定委員会））の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
	その他の照明器具		・ＪＩＳ規格適合品 ・(社)日本照明器具工業会標準（ＪＩＬ規格）適合品
	安定器	高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器	・ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		上記以外のもの	・ＪＩＳ規格適合品 ・(社)日本電球工業会規格（ＪＥＬ）適合品
照明制御装置	センサ、照明制御部等		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
インバータ装置	可変速運転用インバータ装置	可変速電動機用	※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
換気扇	窓用換気扇		・ＪＩＳ規格適合品
雷保護装置	避雷針設備（突針、支持管、引下げ導線、試験用接続端子箱、他）		・ＪＩＳ規格適合品
サージ保護デバイス	アレスタ（避雷器）	低圧用ＳＰＤ	・ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは"設備機材等評価名簿」による
		通信用ＳＰＤ	・ＪＩＳ規格適合品
盤類	分電盤、実験盤		・ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	制御盤		・(社)日本配電制御ｼｽﾃﾑ工業会規格（ＪＳＩＡ）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	消防防災用制御盤	消防用加圧送水装置、不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備に使用するもの、火災通報装置、総合操作盤等の消防用設備等の認定対象品目	・登録認定機関（(財)日本消防設備安全センター（消防用設備等認定委員会））の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
		不活性ガス消火設備等の操作箱、新ガス系消火設備機制御盤、非常通報装置等の消防防災用設備機器の性能評定対象品目	・(財)日本消防設備安全センターの性能評定を受け、評定証票が貼付されたもの
	キュービクル式配電盤		・ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	高圧スイッチギヤ	CW形、PW形	・(社)日本電機工業会規格（ＪＥＭ）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
高圧機器	高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧避雷器		・ＪＩＳ規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	断路器		・ＪＩＳ規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品
遮断器	高圧交流遮断器		・ＪＩＳ規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	配線用遮断器、漏電遮断器		・ＪＩＳ規格適合品
変圧器	高圧変圧器	特定機器	・(社)日本電機工業会規格（ＪＥＭ）適合品のトップランナー変圧器 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		特定機器以外の変圧器	・ＪＩＳ規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品
コンデンサ	高圧進相コンデンサ	直列リアクトルを含む	・ＪＩＳ規格適合品 ※コンデンサのメーカーは「設備機材等評価名簿」による
	低圧進相コンデンサ	直列リアクトルを含む	・ＪＩＳ規格適合品
計器用変成器	計器用変圧器、計器用変流器		・ＪＩＳ規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品
計器	電圧計、電流計、周波数計、力率計、電力計、電力量計（無検定、検定付）、他		・ＪＩＳ規格適合品
継電器	保護継電器		・ＪＩＳ規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品
絶縁監視装置	絶縁監視装置	高圧回路用、低圧回路用	※メーカーは「設備機材等評価名簿」による

分　類	資 機 材 名	適 用 範 囲	規 格 ・ メ ー カ ー 等
直流電源装置	蓄電池	消防用設備以外に使用するもの	・ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	整流装置	防災電源用以外に使用するもの	・ＪＩＳ規格適合品
	防災電源用	消防用非常電源、非常灯等用予備電源	・登録認定機関（(社)日本電気協会（ＪＥＡ蓄電池設備認定委員会））の認定をうけ、認定証票が貼付されたもの
交流無停電電源装置	交流無停電電源装置（ＵＰＳ）	定格出力３００ｋVA以下のもの	・ＪＩＳ規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
発電設備	ディーゼル発電装置	防災電源用以外に使用するもの	・発電機及び原動機（ディーゼル機関）はＪＩＳ規格又は(社)日本電機工業会規格（ＪＥＭ）の適合品
	ガスタービン発電装置	防災電源用以外に使用するもの	・発電機及び原動機（ガス機関）はＪＩＳ規格又は(社)日本電機工業会規格（ＪＥＭ）の適合品
	防災電源用	消防用非常電源、非常灯等用予備電源	・登録認定機関（(社)日本内燃力発電設備協会）の認定を受け、認定証票（長時間形）が貼付されたもの
太陽光発電装置	パワーコンディショナ	出力１０ｋW未満のもの（系統連係保護機能を有するものを含む）	・ＪＩＳ規格適合品
		出力１０ｋW以上のもの（系統連係保護機能を有するものを含む）	・ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価事業名簿」による
	太陽電池アレイ（太陽電池モジュール及びアレイ接続箱）		・ＪＩＳ規格適合品で高効率型のもの
	架台		・太陽電池アレイの製造者が推奨するもの ・太陽電池アレイの製造者が同等と認めたもの ・上記と同等であると認められるもの
構内交換装置	交換機、局線中継台、電源装置、電話機		・登録認定機関（(財)電気通信端末機器審査協会（ＪＡＴＥ））の技術基準適合認定を受け、適合表示が貼付されたもの
拡声装置	非常用放送設備	非常用放送設備として使用するもの	・登録認定機関（日本消防検定協会）の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
テレビ共同受信装置	アンテナ、ブースター、混合器、分波器、分岐器、分配器、テレビ端子、他	右記の認定品のあるもの	・優良住宅部品（ＢＬ部品）の認定を受けたもので、ＢＬマーク証紙が貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・ＮＨＫ共同受信施設使用機材住様規格適合機器の認定を受けたもので、証明するマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・ＪＥＩＴＡデジタルハイビジョン受信マーク登録品の認定を受けたもので、ＤＨマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・上記と同等であると認められるもの
監視カメラ装置	カメラ、モニタ、録画装置、他		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
自動火災報知装置	感知器、発信機、中継器、受信機、漏電火災警報器		・登録検定機関（日本消防検定協会）の検定を受け、検定合格証票が貼付されたもの
中央監視制御設備	中央監視制御装置		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
マンホールハンドホール	蓋	鋳鉄製	※メーカーは「設備機材等評価名簿（機械設備機材評価名簿・鋳鉄製ふた）」による
	桝	レディミクストコンクリート、セメント	・ＪＩＳ規格適合品
電柱	コンクリート柱		・ＪＩＳ規格適合品

注　・「ＪＩＳ規格適合品」と指定された資材は、工業標準化法に基づく適合の表示（製品・包装の外面、容器の外面、結束荷札ごとの納品書にＪＩＳマーク表示、またはＪＩＳ規格証明書等の添付）のあるものをいう。
・「設備機材等評価名簿」とは、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿（電気設備機材・機械設備機材）」の最新版をいう。ただし、納入地区及びアフターサービス地区に中部地区または近畿地区が含まれ、評価の有効期間内にある場合にのみ有効とする。
・「設備機材等評価名簿」に記載されていないメーカーの資機材を使用する場合は、評価基準と同じ条件を満たすことを証明する書類を監督員に提出し、承諾が得られた場合のみ使用できるものとする。
・特殊仕様の資機材を使用する必要がある場合は、仕様、性能等を証明する書類を監督員に提出し、承諾が得られた場合のみ使用できるものとする。

◆Ⅳ　完成書類

引き渡し時には下記の書類を提出する。

名　称	完成書類	部数
完成図（原図サイズ）	竣工図（製本）	１部
	施工図（製本）	１部
完成図（原図サイズＡ４折り）	ファイル綴	１部
完成図（Ａ３版縮小二つ折り）	竣工図（製本）	２部
	施工図（製本）	２部
機器完成図 ・制御システム図 ・システム系統図 ・資・機材一覧表 ・機器完成図 ・取扱説明書 ・試験結果報告書 ・工場試験成績書 ・各種計算・検討書 ・予備品・付属品一覧表 ・機器銘板の写し ・検査済証 ・保証書 ・メンテナンス要領書 ・メンテナンス参考業者一覧表 ・官公庁手続き書類一覧表 ・官公庁手続き書類の写し（表紙のみ） ・その他監督員の指示するもの ※各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	ファイル綴	１部
保全に関する資料 ・制御システム図 ・システム系統図 ・資・機材一覧表 ・機器完成図 ・取扱説明書 ・試験結果報告書 ・工場試験成績書 ・予備品・付属品一覧表 ・機器銘板の写し ・保証書の写し ・メンテナンス要領書 ・メンテナンス参考業者一覧表 ・その他監督員の指示するもの ※各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	ファイル綴	１部
工事に関する書類 ・工事カルテ受領書の写し ・施工計画書 ・施工要領書 ・部分下請負通知書及び下請負契約書の写し ・施工体制台帳及び施工体系図 ・総合評価方式技術提案履行確認協議書及び確認書 ・工事進捗状況報告書 ・各種計画書及び報告書 ・排出ガス対策型建設機械使用報告書 ・工事日報 ・工事打合簿 ・段階確認書 ・工事事故報告書 ・安全管理関係書類 ・使用機材届出書 ・工事材料搬入報告書 ・機器明細図 ・機材の品質及び性能証明書 ・各種計算・検討書 ・工場試験成績書 ・試験結果報告書 ・計測機器類校正証明書又は精度保証書の写し ・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書 ・産業廃棄物処理集計表 ・マニフェスト上票の写し ・現場発生品調書 ・再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書 ・再資源化等完了報告書（特定建設資材廃棄物） ・工事写真（サムネール及び代表写真） ・足場施工写真 ・完成写真 ・検査立会者名簿 ・指示事項履行報告書 ・手直し結果等報告書 ・その他監督員の指示するもの ※各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	ファイル綴	１部
官公庁手続き書類 ・官公庁手続き書類一覧表 ・官公庁手続き書類（本冊）	ファイル綴	１部
電子納品		２部
完成検査写真		１部
工事目的物引渡書 引渡目録 工事書類預かり書		３部

注　・保全に関する資料は、国土交通省「施設保全マニュアル作成要領」を参照する。
・改修工事等は既存の完成図を修正すること。
・白焼き（青焼き不可）で文字潰れのないこと。表紙（可能な範囲で背表紙にも）に「年度、工事名、工期、竣工図（又は施工図）、請負者名」を印字（シール不可）すること。
・作成しがたい場合は、監督員との協議による。
・上記表は標準の部数であり、詳細については監督員の指示による。
・その他監督員の指示する書類を作成して提出すること。
・ファイルはチューブファイル以上とする。
・完成書類の著作権にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。

Ⅴ　機器標準取付高さ

標準的な高さであるり、詳細については監督員と協議する。（○印はバリアフリー対応）

名　称	側　点	取付高さ（㎜）	備　考
電力	接地端子盤	床上～下端	
	取引用計器	地上～窓中心	１,８００～２,０００
	引込開閉器	床上～中心	１,８００～２,０００
電灯	分電盤	床上～中心	１,５００
	スイッチ	床上～中心	１,３００
	コンセント（一般）	床上～中心	３００
	コンセント（和室）	床上～中心	２００
	コンセント（台上）	床上～中心	１５０
	コンセント（ＷＰ）	床上～中心	１,０００
	コンセント（地下）	床上～中心	１,０００
	コンセント（土間）	床上～中心	５００
	ブラケット（一般）	床上～中心	２,１００～２,３００
	ブラケット（鏡上）	鏡上端～中心	１５０
	ブラケット（処理場）	床上～中心	２,５００
動力	壁掛型制御盤	床上～中心	１,５００
	手元開閉器	床上～中心	１,５００
	操作スイッチ	床上～中心	１,３００
電話	端子盤	床上～下端	３００
	保安器盤	床上～中心	２,０００
	壁位置ボックス	床上～中心	３００
	壁位置ボックス（和室）	床上～中心	２００
時計・拡声	壁掛型親時計	床上～中心	１,５００
	子時計	床上～中心	２,３００
	壁掛型スピーカ	床上～中心	２,３００
	アッテネータ	床上～中心	１,３００
表示	表示器	床上～中心	２,３００
	壁付発信器	床上～中心	１,３００
	ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	２,３００
インターホン	壁付インターホン	床上～中心	１,３００
	壁位置ボックス	床上～中心	３００
	壁位置ボックス（和室）	床上～中心	２００
	子機（身障者用）	床上～中心	１,１００
	呼出しボタン（身障者用）	床上～中心	８００～９５０
	表示灯（身障者用）	床上～中心	１,８００
テレビ	機器収容箱	床上～中心	２,０００
	直列ユニット	床上～中心	３００
	直列ユニット(和室)	床上～中心	２００
火災報知	受信機・副受信機	床上～中心	１,５００
	発信器	床上～中心	１,３００
	表示灯	床上～中心	１,８００
	ベル	床上～中心	２,３００

備考：㎜は窓下端から後ろへ100～200㎜
２個目（高700㎜、便座先端から前方400㎜）

参考資料：高齢者が居住する住宅の設計に係る指針（最終改正　平成２１年国交省告示第９０６号）
ユニバーサルデザインのまちづくり施設　整備マニュアル　（平成２０年４月　三重県）

設計図書に関する情報欄

建築士法第２０条第５項の規定に基づく表示
□　建築設備の設計に関し、建築設備士に意見を聴いていない。
□　建築設備の設計に関し、建築設備士に意見を聴いた。

【氏　名】	三橋建一
【資　格】	建築設備士
【勤 務 先】	アクアマリン設備設計
【登録番号】	第1602-70051G号
【意見を聞いた設計図書（図面番号）】	E-1 ～ E-7

記.

四日市港船員船客待合所改修工事	S.	D. C. 稲葉 中村	（株）中村建築設計事務所 三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL　代表　０５９４－７６－２１０２
特記仕様書（４）	D. H25.9.12	No. E-04	一級建築士　中村　久 一級建築士　登録第１７７２４３号 建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

凡　例

記　号	名　　称	
⊠	計　器　盤	
▬⊠	電　灯　・　動　力　盤	
⊖	蛍　光　灯	
⊖	蛍　光　灯	壁付
□	Ｌ　Ｅ　Ｄ　埋　込　灯	
◎	ダ　ウ　ン　ラ　イ　ト	
●	非　常　灯	
⊗	誘　導　灯	
•	ス　イ　ッ　チ	片切
▽S	人　感　セ　ン　サ　ー	
▽$_A$	人　感　セ　ン　サ　ー	親機
▽$_B$	人　感　セ　ン　サ　ー	子機
•$_S$	センサー用切替スイッチ	
⊖$_2$	コ　ン　セ　ン　ト	2P15Ax2
⊖$_{2E}$	コ　ン　セ　ン　ト	2P15AEx2+ET
⊖$_E$	コ　ン　セ　ン　ト	2P15A+ET
⊖	コ　ン　セ　ン　ト	ヌケ止め
◁	ス　ピ　ー　カ　ー	別途
⊟	トイレ呼出表示器	
▭	電　源　ア　ダ　プ　タ　ー	
N	呼　出　押　釦	
◎	直　列　ユ　ニ　ッ　ト	
BOP	総　合　盤	
⊖	差動式スポット型感知器	2　種
▷▭	監　視　カ　メ　ラ	
⊖	定温式防水型感知器	

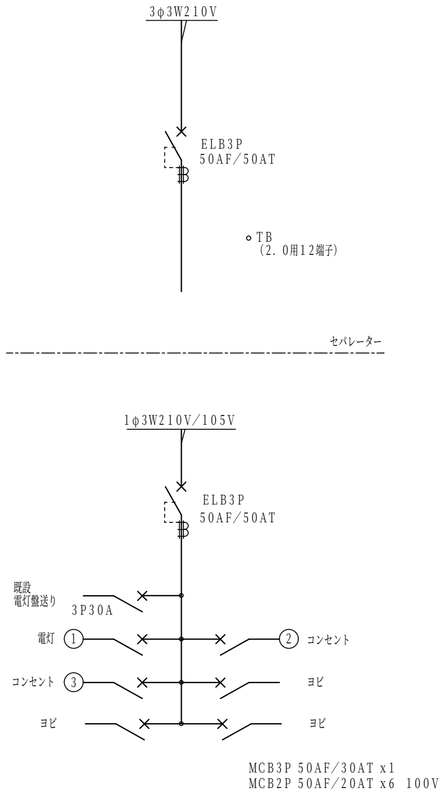

LP－１Ｂ

（半埋込型）

照明器具姿図

(A) LEDライト　FHP32×3灯相当タイプ　埋込開放	(B) LEDダウンライト
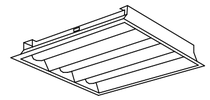 □450タイプ 本体：鋼板（高反射白色粉体塗装）	LRS1－950LM 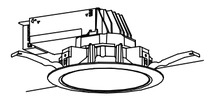
(C) LEDダウンライト	
LRS1－1400LM 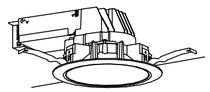	

記.	四日市港船員船客待合所改修工事	S. 1/100	D. 稲葉 C. 中村	(株) 中村建築設計事務所 三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL 代表　０５９４－７６－２１０２	一級建築士　中村　久 一級建築士　登録 第１７７２４３号 建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号
	凡例・単線結線図・照明器具姿図	D. H25.9.12	No. E-05		

弱 電 機 器 姿 図

トイレ呼出表示器

参考型番　CN−1A34/A

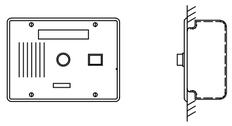

電源電圧	DC12V（電源アダプタから供給）
形　状	埋込形（JIS3個用スイッチボックス）
材　質	ステンレス
窓　数	1窓
表示方式	断続ブザー音と表示窓点灯

電源アダプター

参考型番　PS−1225A

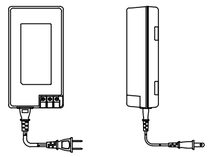

電源電圧	AC100V 50/60Hz
入力容量	62VA
出力電圧	DC12V
出力電流	2.5A
形　状	据置・壁取付両用型
材　質	難燃性樹脂

注記

電源アダプターは収納ボックス（参考型番：B12−23）共とし、
ボックス内へコンセント取付とする

N　呼出押ボタン

参考型番　NBR−7HW

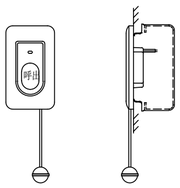

形　状	壁埋込型（JIS1個用スイッチボックス）
材　質	自己消火性樹脂
備　考	引きひも式、押ボタン式両用

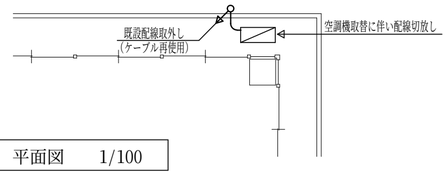

注記

＊ ×撤去を示す
＊ 取 器具取替を示す
＊ 脱器具脱着を示す
＊ 不要配管、配線は可能な限り撤去する。

（改修前）　2階　平面図　　1/100

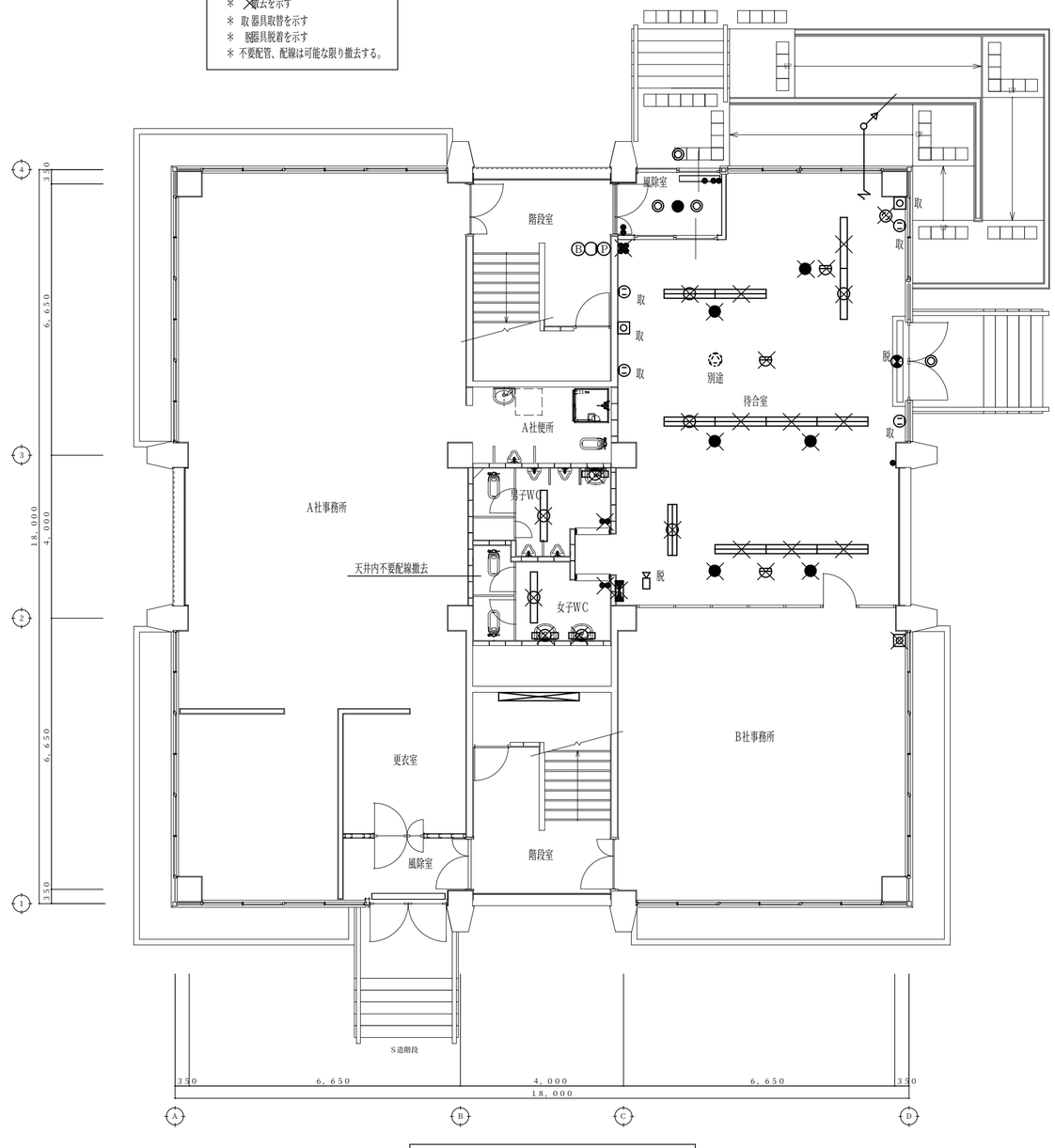

（改修前）１階　平面図　１／１００

記.

四日市港船員船客待合所改修工事	S. 1/100	D. 稲葉 C. 中村	（株）中村建築設計事務所
弱電機器姿図・改修前平面図	D. H25.9.12	No. E-06	三重県員弁郡東員町北大社１３２５−９ TEL　代表　０５９４−７６−２１０２

一級建築士　中村　久

一級建築士　登録 第１７７２４３号
建築士事務所登録　（三重）第１−７１５号

特記なき配線は下記による

―//―	EM-EEF2.0-2C
――――	EM-EEF1.6-2C
―///―	EM-EEF1.6-3C
―/5―	EM-EEF1.6-3C+2C

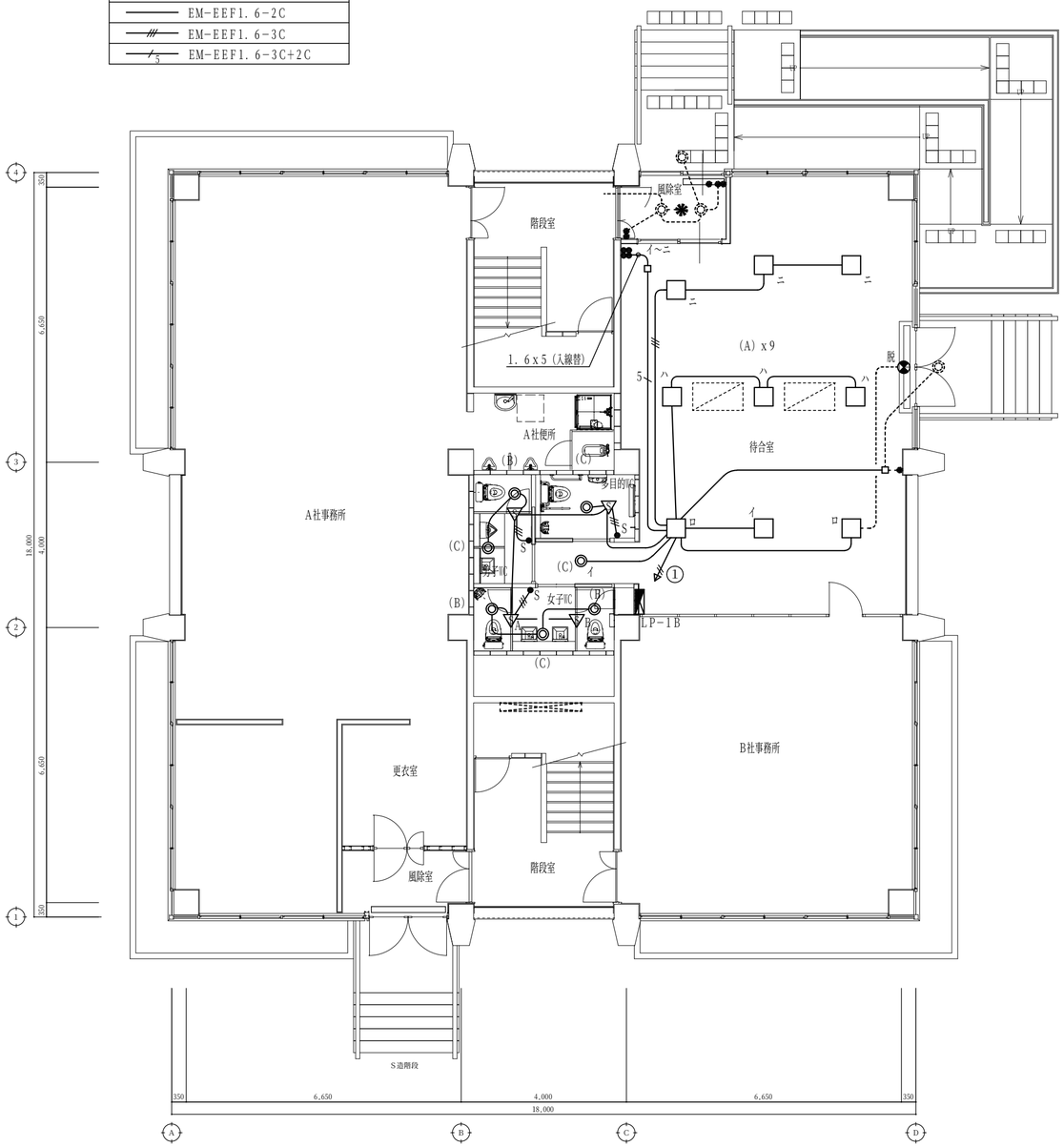

(改修後)　1階　平面図　　1/100

(電灯設備)

特記なき配線は下記による

―//―	EM-EEF2.0-2C
―//\―	EM-EEF2.0-3C（1C アース）
―//\―	EM-AE1.2-3C
―//\― AE	EM-AE1.2-2C
―///― AE	EM-AE1.2-4C
―//― 入	EM-IE2.0x2 入線替

注記
※ ―●―ツリ貫通を示す

空調機取替に伴い配線再接続
既設配線再使用
(CV14°-3CE2.0)

(改修後)　2階　平面図　　1/100

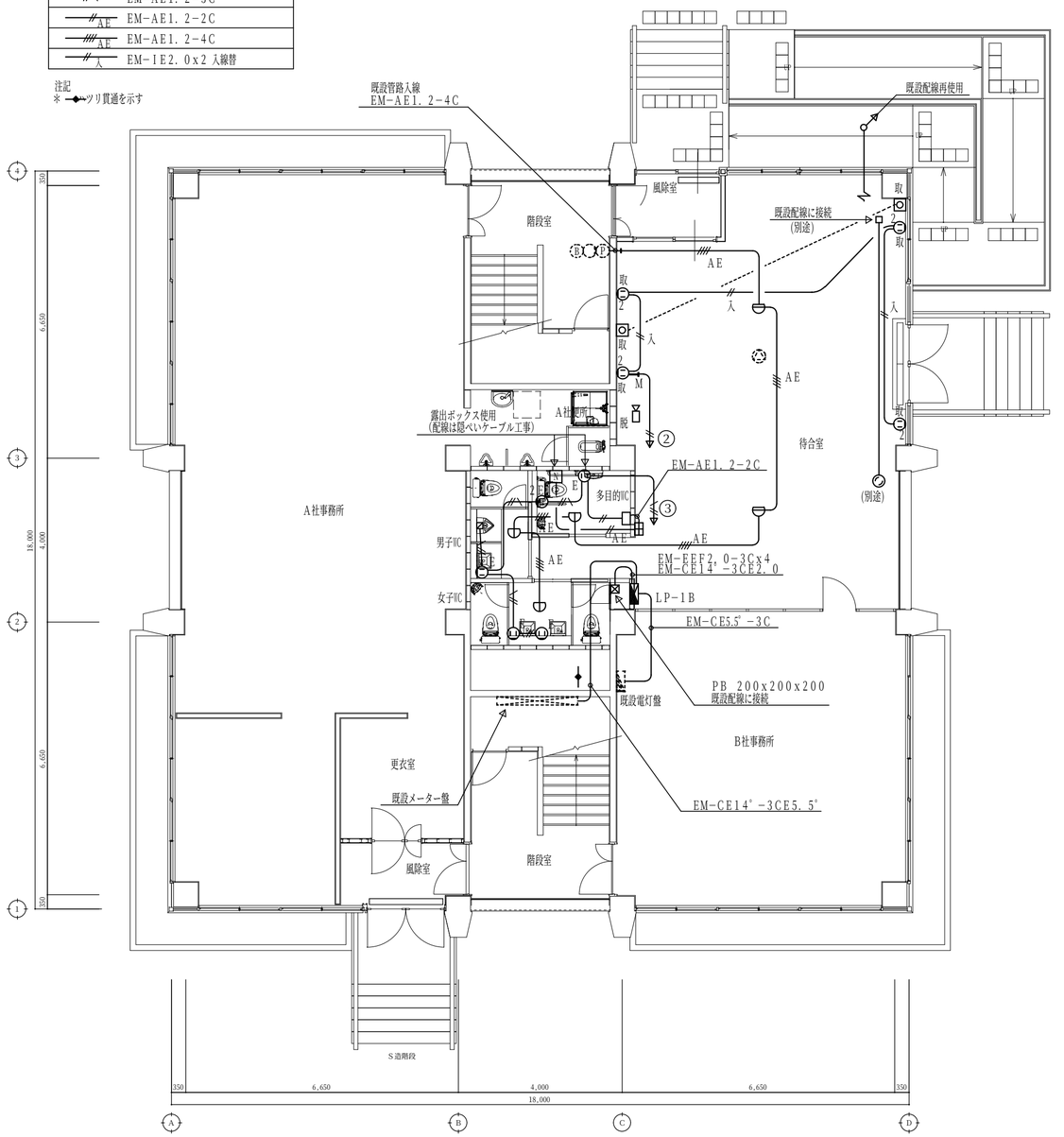

(改修後)　1階　平面図　　1/100

(コンセント・弱電設備)

記.

四日市港船員船客待合所改修工事

電灯・コンセント・弱電設備図

S. 1/100

D. H25.9.12

D. 稲葉　C. 中村

No. E-07

（株）中村建築設計事務所
NAKAMURA
三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９
TEL　代表　０５９４－７６－２１０２

一級建築士　中村　久
一級建築士　登録　第１７７２４３号
建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

機械設備工事特記仕様書

1　工事名称　　四日市港船員船客待合所改修工事

2　工事場所　　四日市市千歳町37番地

3　建築概要　　埠頭ビル　RC造　4階建　　延べ面積　1，035.90㎡
消施令の適用　　(10) 項

4　適用基準　　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による
三重県公共工事共通仕様書（平成24年7月）
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
「公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成 25年版」
「公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成 25年版」
「公共建築設備工事標準図（電気、機械設備工事編）平成 25年版」
「建築、電気、機械設備工事監理指針平成22年版」
国土交通省国土技術政策総合研究所監修
「建築設備耐震設計・施工指針2005年版」
なお、以下において選択する事項は、■印のついたものを適用する。

5　一般事項
工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。
設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書とおりに施　工することで将来不具合が発生しうると判断される場合については、その都度、監督員と協議すること。なお設計図書とおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。
他工事との取り合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。なお調整不足による意匠的な仕上がりの不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。
(1) 提出図書
1)　工事書類　：　各１部ずつ
・施工計画書　・打合記録　・材料搬入報告書
・施工要領書　・工程表　・安全・訓練実施記録
・機器明細図　・工事日報　・品質確認書類
・工事写真（データ）　等
2)　工事完成図書：　・完成図（竣工図｛製本3(原寸 1部,A3(見開き) 2部｝・施工図｛製本1部｝
・機器完成図（ファイル等2部）
・保守に関する説明書（取扱説明書・保証書）　2部
・機器性能試験成績書　2部
・総合調整測定表（試験結果・測定結果等）　2部
・官公署届出書類控、検査済証　2部
・出来形確認書類　2部　等
※　竣工図・施工図はＣＡＤにより作成すること。
※　工事書類は営繕工事に係る電子納品マニュアル（デジタル工事写真編、工事完成図書編）に基づき電子納品すること。
※　工事写真は営繕工事写真撮影要領（平成24年版）に従い撮影すること。
※　建築包含工事の場合、監督員に確認のこと。

(2) 機器及び材料等
工事に使用する機器及び材料等については、予め使用機材届出書（メーカーリスト）、機器明細図、現品、カタログ、その他諸資料を事前に届け出ること。
尚、図面に記載の品番は、参考品番として便宜上メーカー品番を使用しているので、メーカー選定にあたっては、同等品以上の性能を有するものとする。また、国等による環境物品等の調達推進に関する法律（グリーン購入法）を考慮し、再生品などの環境に優しい（環境物品）の調達に努める。
又、重量機器については、機器据付要領・耐震計算書もあわせて提出すること。

(3) 官公署等への届出手続
工事に伴う関係官公署への必要な諸手続きは、　受注 者が遅滞なく行い、これに要する費用も負担する。
1)　消火器の設置届については、機械設備にて設置届を提出する必要がある場合、届出を行うこと。
2)　防火対象物使用開始届については、書類の作成（機械設備図面の用意及び機械設備に関する部分の記述）を行うこと。

(4) 品質管理
工事施工に関して、着手前・施工途中・施工後の自主検査を実施すること。
チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。

(5) 出来形管理
以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。
1)　各種機器据付
・　耐震強度（設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ）
・　基礎寸法　　・　水平、垂直等
2)　配管・ダクト工事
・　支持間隔　　・　振れ止め支持間隔
3)　屋外排水工事
・　排水勾配　　・　桝の深さ
4)　水栓、リモコンスイッチ類の取付高さ

(6) 製品確認
発注者、受注者において仕様を決定し、製作するような規格品ではない製品については、試験・検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認を行うものとする。
□　適用する　　■　適用しない

(7) 耐震安全性の分類
構造体（ ）類　　建築非構造部材（ ）類　　建築設備（ ）類

(8) 機器の地震力（主要機器）
機器名
設置階　（　　）　設計標準震度Ks（　　）地域係数　(1.0)
水槽類
設置階　（　　）　設計標準震度Ks（　　）地域係数　(1.0)

その他監督員が指示するもの

(9) 冷媒（フロン類）の回収　　■適用する　　□適用しない
冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第３編２．１．２０により、次の書類の写しを監督員に提出すること。
・フロン回収行程管理表
・特定家庭用機器廃棄物管理表（家電リサイクル券）
撤去する前にフロンを屋外機ユニットに集める作業（ポンプダウン）を行うこと。
パッケージ形空調機の移設等により、冷媒の回収が必要となる場合においても、上記に準じて冷媒の大気中への飛散を防止する措置を講じること。

6　工事種目　　給排水衛生設備工事
(1) 屋内給水設備工事　(2) 排水通気設備工事　(3) 衛生器具設備工事

空調設備工事
(1) 機器設備工事　(2) 配管設備工事　(3) 換気設備工事

7　工事概要
給排水衛生設備工事
(1) 給水設備工事
本工事は図示のごとく便所の改修に伴って既設設備を撤去し、新規レイアウトに対応した所要の場所に給水するものである。当該建築物の給水系統区分に対応した施工が必要である為、着手前に調査確認を十分に行うこととする。
(2) 排水設備工事
本工事は図示のごとく便所の改修に伴って既設設備を撤去し、新規レイアウトに対応した排水の発生点より汚水、雑排水を分流式により改装エリア内の既存配管に接続するものである。
(3) 衛生器具設備工事
衛生器具を所定の位置に附属金具により堅固に取り付けるものとし、陶器の色は監督員と協議の上決定する。

空調設備工事
(1) 機器設備工事
本工事は図示のごとく空気熱源ヒートポンプパッケージエアコンによって待合室について空調するものである。既存のエアコンは撤去する事とし各機器の据付・試運転調整を含めて機器設備工事とする。

空調設備工事に於ける外気、室内の温湿度条件

		乾球温度℃	湿球温度℃	相対湿度%
外気条件	夏期	34.5	27.3	57.6
	冬期	1.7	-1.3	49.6
室内条件	夏期	26	-	50
	冬期	22	-	40

(2) 配管設備工事
本工事は新設されるパッケージエアコンの室内機と室外機を接続する工事である
屋内については天井内隠蔽とし外壁貫通部以降を露出にて配管する。屋内露出部
屋外露出部の保温外装工事を本工事とする。

(3) 換気設備工事
本工事は改装される便所の臭気を既設のセントラル式排風ダクトに接続する工事である。制気口及び既設ダクトまでのダクト接続について本工事とする。

8　総合調整
(1)　風量調整
■　適用する　　□　適用しない
(2)　水量調整
■　適用する　　□　適用しない
(3)　室内外空気の温度測定
■　適用する　　□　適用しない

9　工事細目
(1) 配管材料

■　給水管	■　水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管　JWWA K116 （一般；SGP-VA　地中　；SGP-VD） □　フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管　WSP 011 （一般；SGP-FVA，FVB　地中　；SGP-FVD） □　水道用硬質塩化ビニル管　JIS K 6742 （一般・地中；HIVP） □　水道配水用ポリエチレン管　JWWA K 144　（地中：PE） ※　地中埋設管VD は、取出し位置のGL面又はSL,FL面より+100立ち上げた所までとする。 ※　継ぎ手はコア内蔵型とする。 ※　給水管100Aはねじ又はフランジ接合、125A以上はフランジ接合(工場加工）とする。
■　雑排水管	□　配管用炭素鋼鋼管(白)　JIS G 3452（SGP-白） ※　継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、MD継ぎ手を使用 （地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き） ■　土間：　硬質ポリ塩化ビニル管　JIS　K6741（VP・VU） □　土間：　リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管　JIS　K9798（RF-VP） ※　125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □　耐火二層管　JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又は リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管(RF-VP)規格品 に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
■　通気管	□　配管用炭素鋼鋼管(白)　JIS G 3452（SGP-白） ※　継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、MD継ぎ手を使用 （地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き） ■　土間：　硬質ポリ塩化ビニル管　JIS　K6741（VP・VU） □　土間：　リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管　JIS　K9798（RF-VP） ※　125A以下はVP、150A以上はVUとする。　RF-VPは屋外露出不可 □　耐火二層管　JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又は リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管(RF-VP)規格品 に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
■　汚水管	□　排水用塩ビライニング鋼管　WSP 042 ※　同上MD継ぎ手　MDJ 002 ■　土間：　硬質ポリ塩化ビニル管　JIS　K6741（VP・VU） □　土間：　リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管　JIS　K9798（RF-VP） ※　125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □　耐火二層管　JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又は リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管(RF-VP)規格品 に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
■　ドレン管	□　配管用炭素鋼鋼管（白）　JIS G 3452（SGP-白） ■　冷媒管共巻き：　硬質ポリ塩化ビニル管　JIS　K6741（VP） □　土間：　リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管　JIS　K9798（RF-VP） ※　125A以下はVP、150A以上はVUとする。　RF-VPは屋外露出不可。 □　耐火二層管　JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又は リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管(RF-VP)規格品 に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
■　冷媒管	□　銅及び銅合金継目無管　硬質、軟質または半硬質　JIS H3300 ■　断熱材被覆銅管　原管はJIS H3300による。製造者標準品 ただし、保温厚は　ガス管　20mm、液管　10mm とする。 ※　冷媒用銅管の肉厚は、冷凍保安規則関係基準の規定による。

※横走り管の吊り間隔

鋼管	100A以下	－	2m 以下
	125A以上	－	3m以下
ビニル管 耐火二層管 鋼管	80A以下	－	1m 以下
	100A以上	－	2m以下
鉛管	1.5m以下		
鋳鉄管	標準図による		

※横走り管形鋼振れ止め支持間隔

支持間隔	6m以下	8m以下	12m以下
鋼管 鋳鉄管	-	65A～100A	125A～
ビニル管 耐火二層管 鋼管	25A～40A	50A～100A	125A～

※冷媒用銅管の横走り管の支持間隔
基準外径　9.52㎜ 以下　吊り間隔　1.5m以下　　※　液管・ガス管共吊りの場合は
基準外径　12.70㎜ 以上　吊り間隔　2.0m以下　　液管の外径を基準とする。
形鋼振れ止め支持間隔は、鋼管に準ずる。

(2) ダクト工事　　□にチェックを入れること（□⇒■等）
短形ダクト　□　亜鉛鉄板　JIS G 3302（SGCC 、SGCCA）　鋼全付着Z18以上
□　ステンレス鋼版　JIS G4305
工法　□　アングルフランジ工法
□　共板フランジ工法
□　スライドオンフランジ工法
形鋼補強　□　山形鋼　　JIS G 3101　　□　SUS鋼材　　JIS G 4317
丸ダクト　■　スパイラルダクト
□　下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管　（多湿箇所）　AS-62（RS-VU）

(3) 保温塗装工事
1)　材料

■　グラスウール保温材（屋内一般等）	保温筒　JIS A 9504 2号　40K 保温板、保温帯　JIS A 9504 2号　40K		
■　給水管	□　排水管	□　給湯管	□　温水管
□　蒸気管	□　冷水・冷温水管	■　冷媒管	■　ドレン管
（屋外等）			
□　給湯管（70℃以上）	□　温水管	□　蒸気管	□　冷媒管

□　ロックウール保温材（防火区画貫通部等）	保温板、保温帯、ブランケット 1号JIS A 9504		
□　給水管	□　排水管	□　給湯管	□　温水管
□　蒸気管	□　冷水・冷温水管	□　冷媒管	□　ブライン管
□　消火管	□	□	□

□　ポリスチレンフォーム保温材（屋内一般等）	保温筒　JIS A 9511 3号 保温板　JIS A 9511 3号		
□　給水管	□　排水管	□　冷水・冷温水管	□　冷水管（2～4℃）
□　ブライン管	□	□	□
（屋外等）			
□　給水管	□　排水管	□　給湯管（70℃以下）	□　冷水・冷温水管
□　ブライン管	□　消火管	□	□

■　調合ペイント塗り塗料（露出）	JIS K 5516（合成樹脂調合ペイント）　1種		
□　給水管	□　排水管	□　通気管	■　ドレン管
□　ガス管	□　消火管	□　油管	□　冷却水管

2)　保温厚
・　グラスウール、ロックウール

保温厚　（㎜）	20	25	30	40	50
給水・排水・ドレン 給湯・温水・消火管	～80A	100～150A	-	200A～	-
蒸気管	～25A	-	32～50A	65A～	-
冷水・冷温水 冷媒・膨張管	-	-	～25A	32～200A	250A～

・　ポリスチレンフォーム

保温厚（㎜）	20	25	30	40	50	65
給水・消火・排水管	～80A	100A～	-	-	-	-
冷水・冷温水管	-	-	～25A	32～200A	250A～	-
冷水管（冷水温度2～4℃）	-	-	～20A	25A～100A	125A～	-
ブライン管	-	-	-	～25A	32～80A	100A～

・　機器ダクト保温厚

保温厚	
25㎜	ダクト（屋内露出［機械室、書庫、倉庫］、隠蔽部）、消音チャンバー・エルボ 膨張タンク、鋼板製タンク、排煙ダクト隠蔽部(ロックウール)
50㎜	ダクト（屋内露出［一般居室、廊下］）、サブライチャンバー、貯湯タ ンク類 冷温水ヘッダー、排気筒隠蔽部（ロックウール）
75㎜	煙導（ロックウール）

3)　種別
給排水衛生設備配管の保温仕様

		1	2	3	4
屋内露出		保温筒	鉄線	合成樹脂製カバー	
機械室・書庫・倉庫		保温筒	鉄線	原紙	ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ仕上
天井内・ＰＳ内		ｱﾙﾐｶﾞﾗｽ化粧保温筒	アルミガラスクロス粘着テープ		
暗渠内（ピット内）		保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	着色ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ
屋外露出		保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	SUS鋼板仕上

空調設備配管の保温仕様（ドレン管含む）

	1	2	3	4	5
屋内露出	保温筒	鉄線	ﾎﾞﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ	合成樹脂製カバー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	ﾎﾞﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ	原紙	ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ仕上
天井内・ＰＳ内	保温筒	鉄線	ﾎﾞﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ	アルミガラスクロス仕上	
暗渠内（ピット内）	保温筒	鉄線	ﾎﾞﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ	着色アルミガラスクロス仕上	
屋外露出	保温筒	鉄線	ﾎﾞﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ	SUS鋼板仕上	

※　1)　冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合の保温種別
■　保温化粧ケース仕上　　■　SUS鋼板仕上(屋外露出部分)

ダクト・チャンバー・煙導保温仕様

			1	2	3	4
長方形ダクト	屋内露出	一般・廊下	断	保温板	カラー鉄板	
		機械室	断	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋内隠蔽、ＤＳ内		断	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋外露出、多湿箇所		断	保温板	アスファルトルーフィング	SUS鋼板
スパイラルダクト	屋内露出	一般・廊下	保温帯	鉄線	カラー鉄板	
		機械室	アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ		
	屋内隠蔽、多湿箇所		アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ		
	屋外露出、多湿箇所		保温帯	鉄線	アスファルトルーフィング	SUS鋼板
サプライチャンバー			断	保温板	ガラスクロス	鋼亀甲金網
消音チャンバー、エルボ			断	保温板	ガラスクロス	
排煙ダクト長方形	屋内隠蔽		断	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ	
排煙ダクト　円形	屋内隠蔽		アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ		
煙導			ブランケット	鉄線	カラー鉄板	

4)　施工
ダクト保温施工範囲
1. ＥＡ
□　保温あり　　■保温なし　　□図面による　　□その他（　　）

チャンバー内貼施工
□　内貼あり（　　mm　）　　■内貼なし　　□図面による　　□その他（　　）

10　共通事項
1)　配管途中、要所にはフランジ接続箇所を設置し、取り外しを容易にすること。
2)　系統が分かるように、必要箇所（機械室、ＰＳ内等）に文字書き・矢印記入・バルブ札取付を行うこと。手書きもしくはカッティングシートとする。
3)　機器・配管・支持金物には、絶縁処理を行うこと。
4)　配管に空気が滞留する恐れのある箇所には、エア抜き弁を設置し、最寄りのドレン管に接続すること。
5)　屋外機器設置基礎のアンカーボルトは、構造体鉄筋より取り出す、もしくはあと施工アンカー工法の類とする。使用アンカーについては、機器仕様書、耐震クラス等を確認すること。また、重量機器にあと施工アンカー工法を採用する場合、ケミカルアンカーを使用し施工すること。
6)　機器、配管の耐震措置及び機器、ダクトの防振・消音については、標準仕様書、標準図、施工監理指針及び建築設備耐震設計・施工指針に基づき十分考慮すること。
7)　屋外露出及び多湿箇所（トレンチピット等）の配管架台は、SUS又はSS溶融亜鉛メッキ仕上げとすること。
8)　合成樹脂製カバーの仕上げについては、要所にステンレスバンド及び菊座の取り付けを行うこと。

11　指定資材及び参考見積りメーカー

分類	資材名		規格・メーカー等　（アイウエオ順）
管	塩ビライニング鋼管		「水」マーク表示品　WSP規格品
	配管用炭素鋼鋼管		JISマーク表示品
	塩化ビニル管		JISマーク表示品　「水」マーク表示品
	リサイクル塩化ビニル管		JISマーク表示品　塩化ビニル管・継手協会規格品
	鉛管		SHASE-S表示品
	銅管	冷媒用	㈱イノアックコーポレーション　㈱コベルコマテリアル銅管 住友軽金属工業㈱　　日晴電機産業（株）　または同等品以上
	ダクタイル鋳鉄管	水道用	「水」マーク表示品
	ステンレス鋼管		JISマーク表示品　「水」マーク表示品
	耐火二層管		国土交通大臣認定品
継手	ライニング鋼管継手	管端防食	JFE規格品
		フランジ	WSP規格品
	鋼管継手 ビニル管継手	外面含む	JISマーク表示品
			JISマーク表示品　「水」マーク表示品
	鋼管継手	冷媒用	㈱イノアックコーポレーション　東洋フィッテイング(株) 日晴電機産業（株）　または同等品以上
	ステンレス鋼管継手		JISマーク表示品　SAS規格品
	耐火二層管継手		国土交通大臣認定品
	伸縮管継手（ベローズ形、スリーブ形）		設備機材等評価名簿による
	可とう継手		トーフレ㈱　東洋バルヴ㈱　日立金属㈱　㈱ベン ㈱ヨシタケ　または同等品以上
弁	青銅弁・鋳鉄弁		JISマーク表示品
	その他弁類		㈱キッツ　東洋バルヴ㈱　日立金属㈱　㈱ベン ㈱ヨシタケ　または同等品以上
保温材	グラスウール保温材 ロックウール保温材 ポリスチレンフォーム保温材		JISマーク表示品
衛生器具	衛生陶器・水栓 衛生器具ユニット		JISマーク表示品 設備機材等評価名簿による。
空気調和機	ユニット形空気調和機 ファンコイルユニット		設備機材等評価名簿による。

【注記】　①　JISマーク、水マーク（JWWA:日本水道協会規格）、WSP(日本水道鋼管協会規格)、SHASE-S(空気調和・衛生工学会規格)、JPF(日本金属継手協会規格)
SAS(ステンレス協会規格）の番号については、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」による。
②　JISマーク表示品と指定された資材は、工業標準化法施工規則に基づき、製品・包装の外面、容器の外面、結束荷札ごとの納品書にJISマーク表示のあるものとする。
③　設備機材等評価名簿とは、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」設備機材等評価名簿（最新版）をいう。但し、評価名簿による場合、「納入地区及びアフターサービス地区」に中部地区又が含まれていて、評価の有効期間内にある場合に有効とする。

設計図書に関する情報欄
建築士法第２０条第５項の規定に基づく表示
□建築設備の設計に関し建築設備士に意見を聴いていない
■建築設備の設計に関し建築設備士に意見を聴いた
（意見を聴いた者）

【氏名】	三橋雄一
【資格】	建築設備士
【勤務先】	アクアマリン設備設計
【登録番号】	第16102-7005YG号
【意見を聴いた設計図書（図面番号）】	M-1　～　M-6

記.

四日市港船員船客待合所改修工事	S. NOSCALE	D. C. 稲葉 中村	（株）中村建築設計事務所 三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL　代表　０５９４－７６－２１０２
機械設備特記仕様書	D. H25.9.12	No. M-1	一級建築士　中村　久 一級建築士　登録　第１７７２４３号 建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

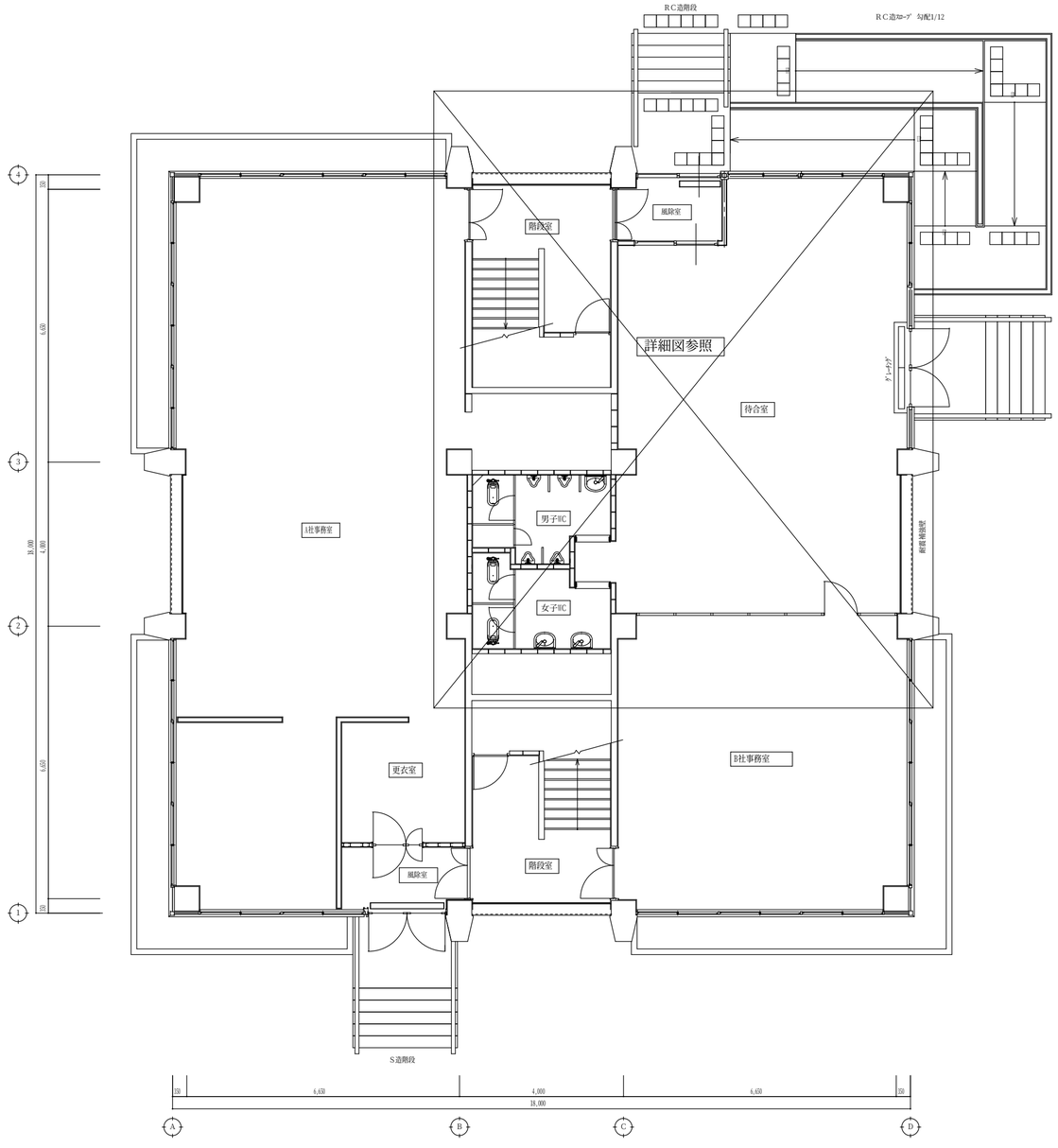

1階　平面図　1/100

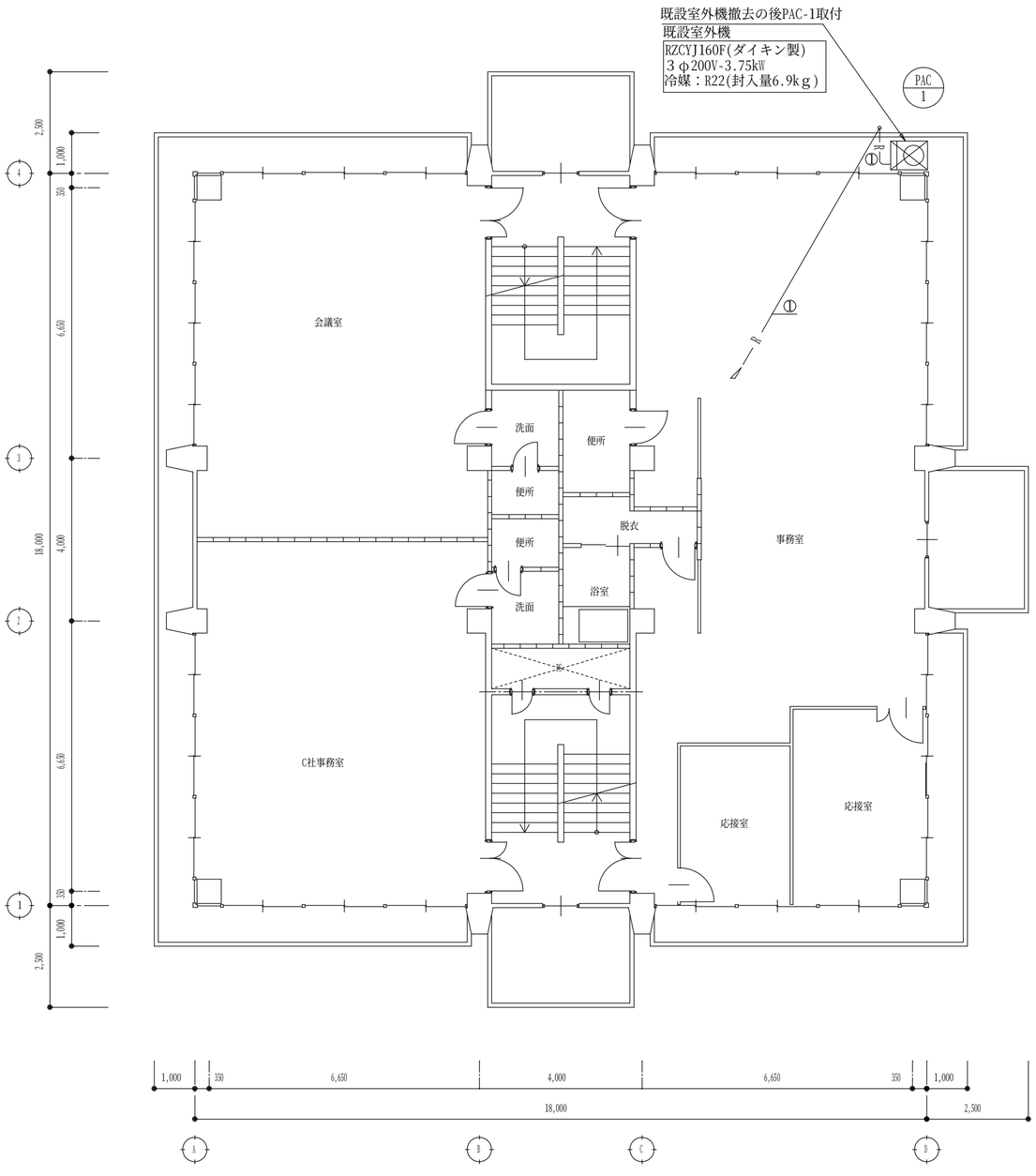

2階　平面図　1/100

冷媒管サイズリスト

	液　管	ガ ス 管
①	9.5φ	15.9φ

記.

四日市港船員船客待合所改修工事

1階2階平面図

S. 1/100

D. H25.9.12

D. 稲葉　C. 中村

No. M-2

（株）中村建築設計事務所
NAKAMURA
三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９
TEL　代表　０５９４－７６－２１０２

一級建築士　中村　久
一級建築士　登録　第１７７２４３号
建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

衛生器具表

名　称	TOTO		LIXIL		1階					屋外	合計
					男子便所	女子便所	多機能便所	男子洗面所	女子洗面所		
	型　番	付　属　品	型　番	付　属　品							
洋風便器	CS597B　SH596BAY	TC291(普通便座)	BC-P10SM	DT-PA150CH　CF-37AT	1	2					3
洋風便器	CS597B　SH596BAY	TCF4721V81W(洗浄便座)　HE30J(洗浄ユニット)	BC-P10SM	DT-PA150CH　CW-E55AQD-NECK-UR			1				1
		EC-386C（背もたれ）		KFC-271TI（背もたれ）							
紙巻器	YH702	2連式	CF-A63S		1	2	1				4
小便器	UFS800CE	低リップ壁掛け(自動洗浄)	AWU-506RP		1						1
手すり	T112CL10	L型700×700　出巾230　取付金具共	KF-920AECW70H70D23	AY-55FN			1				1
手すり	T112HK8	跳ね上げ　取付金具共	KF-471EH70	AY-68			1				1
手洗い器	LSE120AP	自動単水栓	L-A951AC					1	2		3
手洗い器	LSE40ABSR	自動単水栓	L-35	AM-90－AW　LF-30SALほかｾｯﾄ品一式			1				1
鏡	YMK51K	360×1100	KF-3610AS				1	1	2		4
シングルフック	YKH20		KF-28				1	1	2		4
汚垂石	AB690	ハイドロセラフロア	IPF-960/STP-1N		1						1
ベビーシート	YKA25	樹脂製	KFA-23	樹脂製			1				1
ベビーチェアー	YKA13	樹脂製	KFA-12	樹脂製		1	1				2

空　調　機　器　表

機器番号	機器名称	形　式　・　仕　様	電　気　容　量							台数	備　考
			相	電圧	送風機	圧縮機	消費電力				
			(φ)	(V)	(kW)	(kW)	定格冷房(kW)	定格暖房(kW)	低温暖房(kW)		
PAC-1	パッケージエアコン	形式　天井カセット2方向吹出	3	200	内0.11×2	2.90	5.24	4.95	5.61	1	設置場所：待合室
		冷房能力　14.0　KW			外0.23						＊電源周波数は60Hzとする。
		暖房能力　16.0　KW									＊グリーン購入法適合品とする。
		付属品　ワイヤードリモコン									＊耐塩害仕様とする。
		フィルター　基礎(2次製品)									
		転倒防止金具　他標準品一式									

記.

四日市港船員船客待合所改修工事

衛生器具表・空調機器表}

S. NOSCALE

D. H25.9.12

D.　C.　稲葉　中村

No. M-3

(株)　中村建築設計事務所
NAKAMURA
三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９
TEL　代表　０５９４－７６－２１０２

一級建築士　中村　久
一級建築士　登録　第１７７２４３号
建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

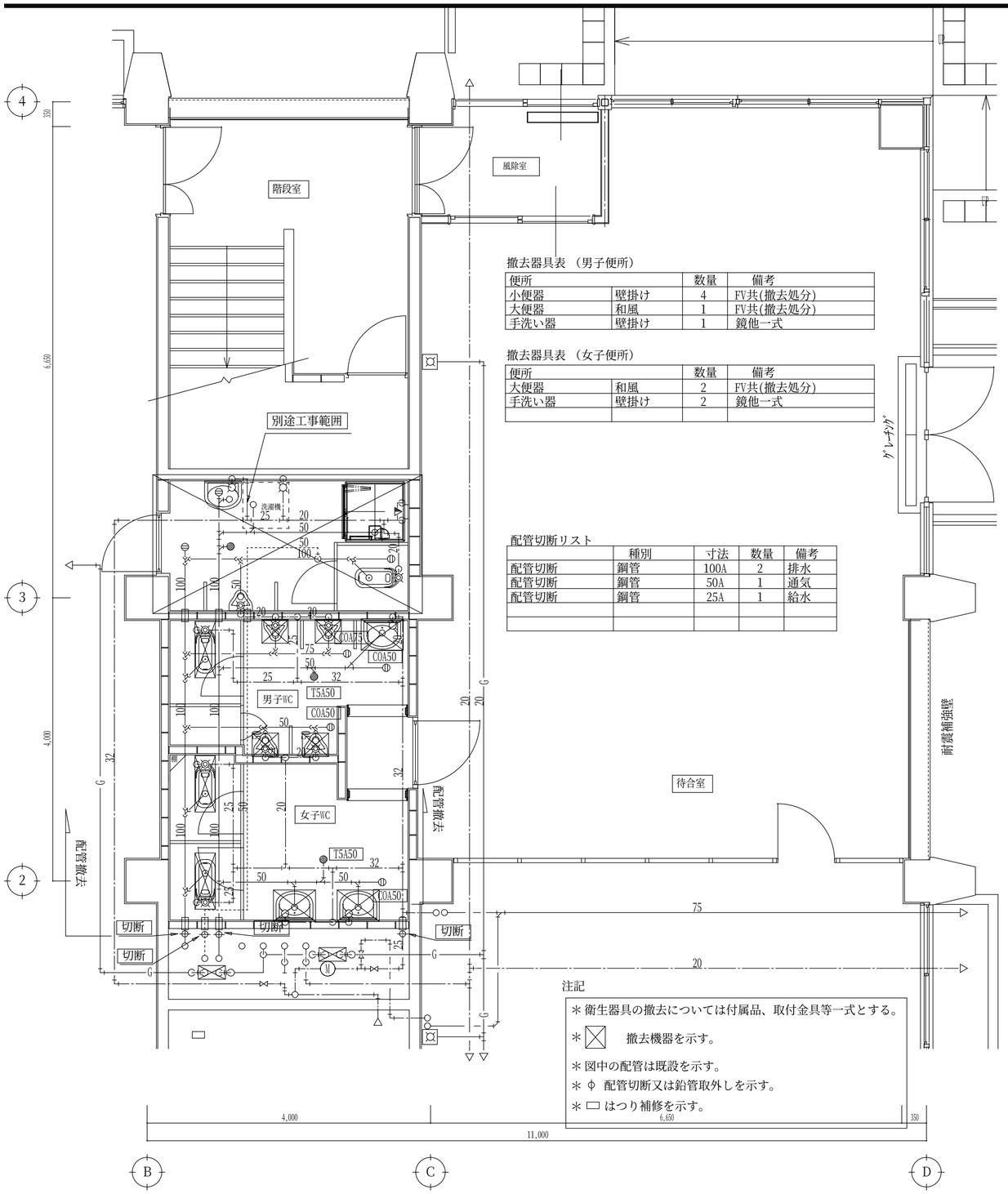

撤去器具表 （男子便所）

便所		数量	備考
小便器	壁掛け	4	FV共(撤去処分)
大便器	和風	1	FV共(撤去処分)
手洗い器	壁掛け	1	鏡他一式

撤去器具表 （女子便所）

便所		数量	備考
大便器	和風	2	FV共(撤去処分)
手洗い器	壁掛け	2	鏡他一式

配管切断リスト

	種別	寸法	数量	備考
配管切断	鋼管	100A	2	排水
配管切断	鋼管	50A	1	通気
配管切断	鋼管	25A	1	給水

注記

＊衛生器具の撤去については付属品、取付金具等一式とする。

＊ ☒ 撤去機器を示す。

＊図中の配管は既設を示す。

＊ φ 配管切断又は鉛管取外しを示す。

＊ ▭ はつり補修を示す。

（改修前） 1階平面詳細図 1/50

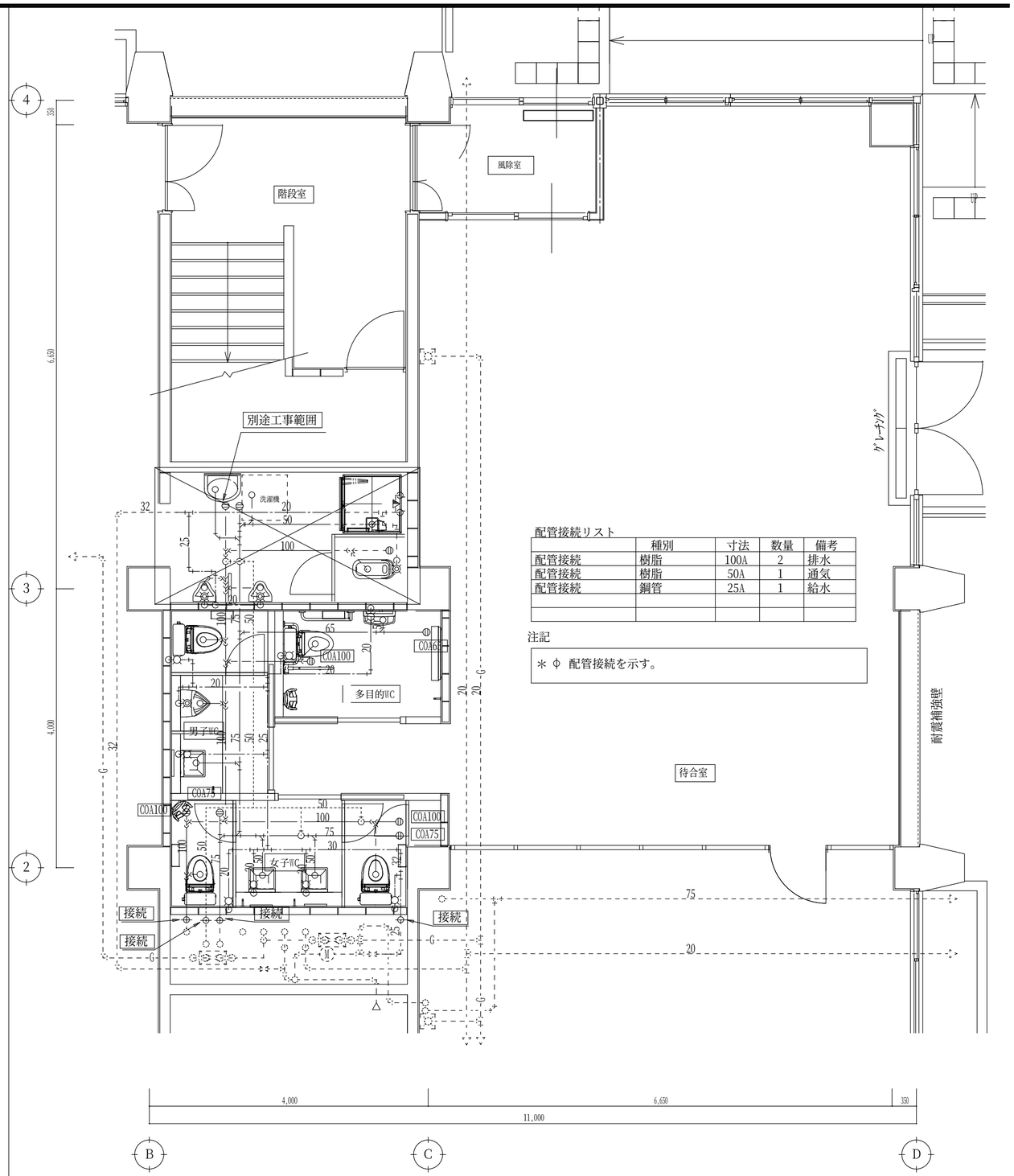

配管接続リスト

	種別	寸法	数量	備考
配管接続	樹脂	100A	2	排水
配管接続	樹脂	50A	1	通気
配管接続	鋼管	25A	1	給水

注記

＊ φ 配管接続を示す。

（改修後） 1階平面詳細図 1/50

記.

四日市港船員船客待合所改修工事	S. 1/50	D. 稲葉 C. 中村	（株）中村建築設計事務所
給排水設備 詳細図	D. H25.9.12	No. M-4	三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL 代表 ０５９４－７６－２１０２

一級建築士 中村 久

一級建築士 登録 第１７７２４３号
建築士事務所登録 （三重）第１－７１５号

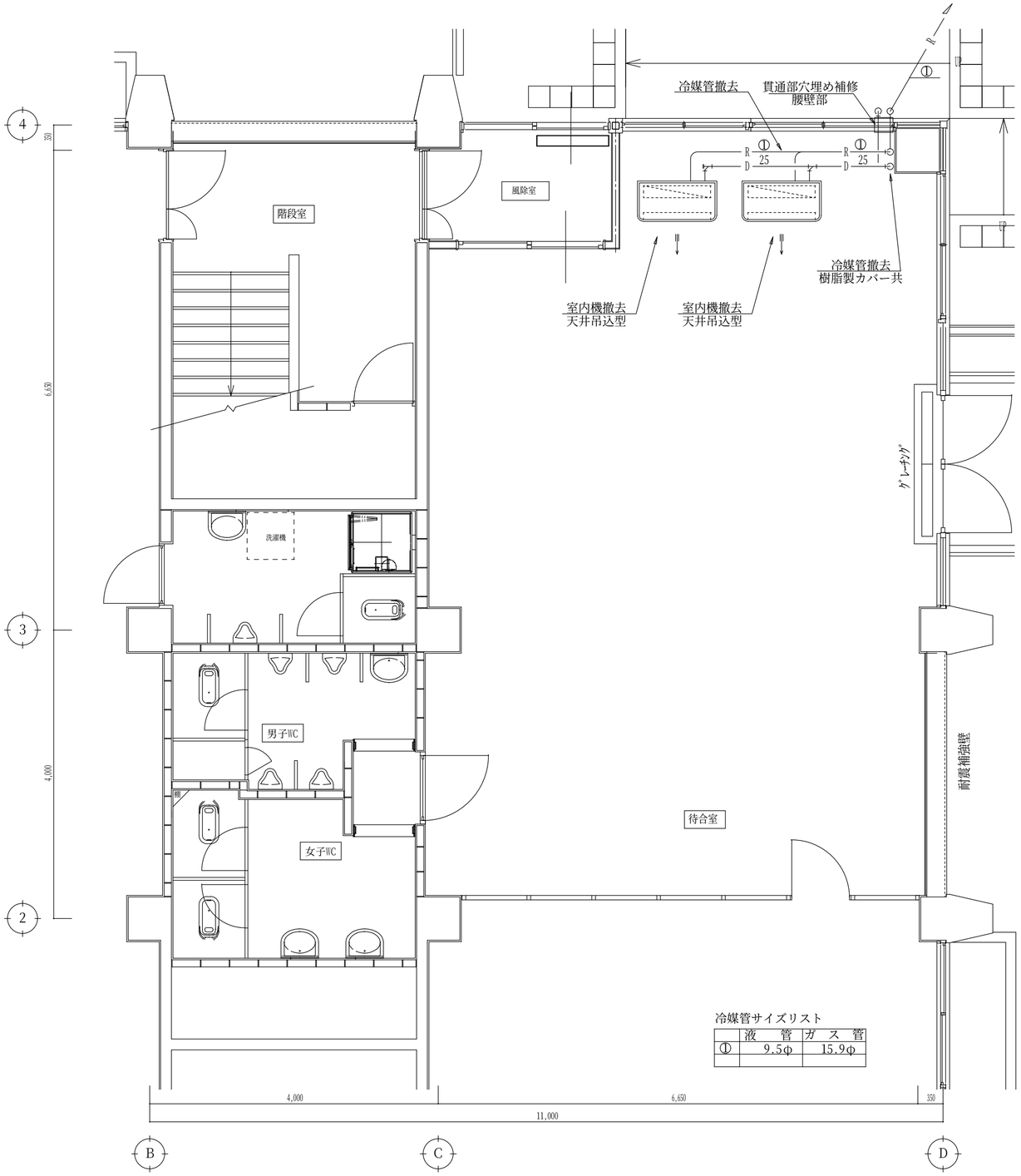

冷媒管サイズリスト

	液　管	ガス管
①	9.5φ	15.9φ

（改修前）　1階平面詳細図　　1/50

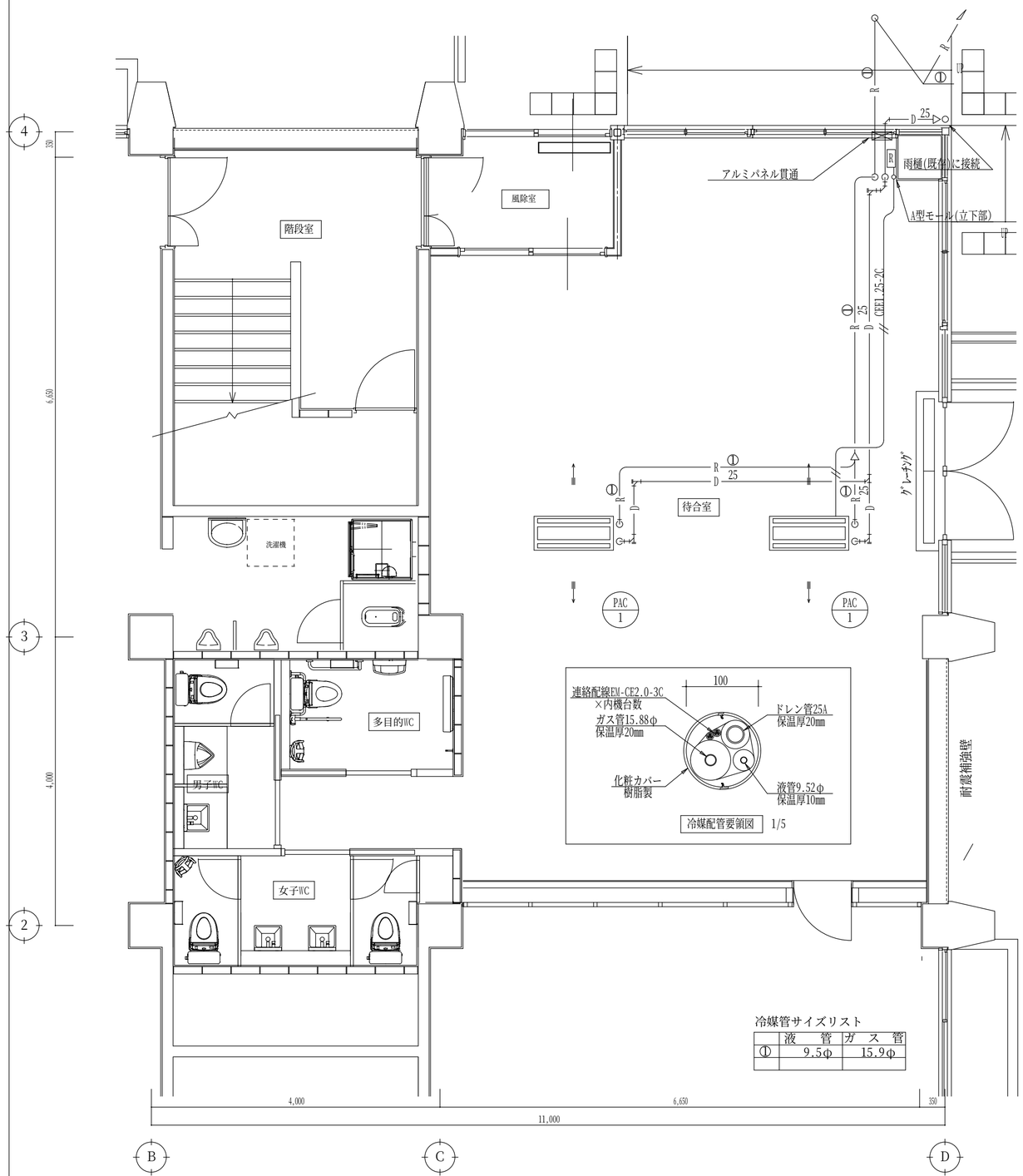

冷媒管サイズリスト

	液　管	ガス管
①	9.5φ	15.9φ

（改修後）　1階平面詳細図　　1/50

記.

四日市港船員船客待合所改修工事	S. 1/50	D. C. 稲葉 中村	（株）中村建築設計事務所 NAKAMURA 三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL　代表　０５９４－７６－２１０２
空調設備　詳細図	D. H25.9.12	No. M-5	一級建築士　中村　久 一級建築士　登録　第１７７２４３号 建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

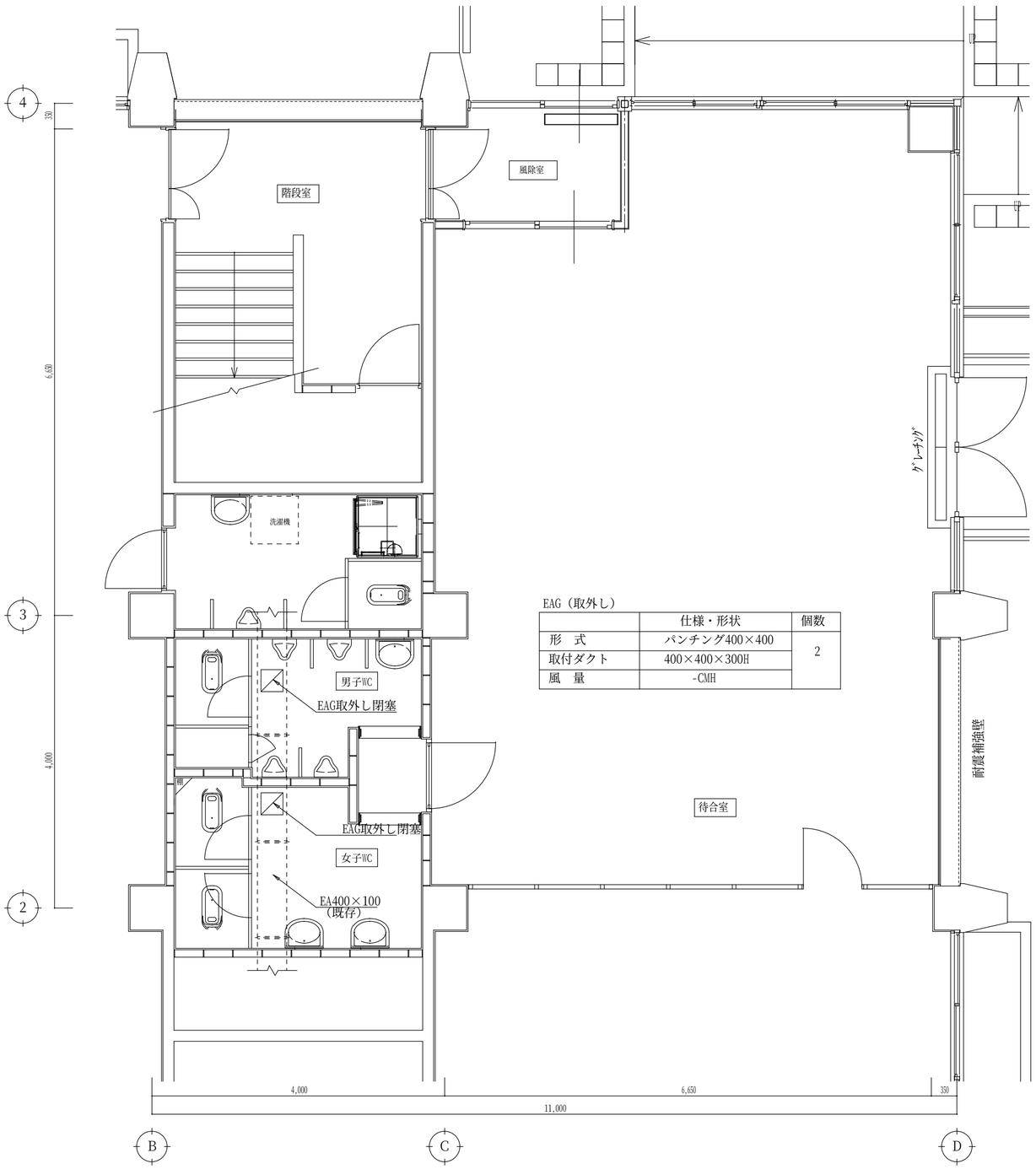

EAG（取外し）

	仕様・形状	個数
形　式	パンチング400×400	2
取付ダクト	400×400×300H	
風　量	-CMH	

（改修前）　1階平面詳細図　　1/50

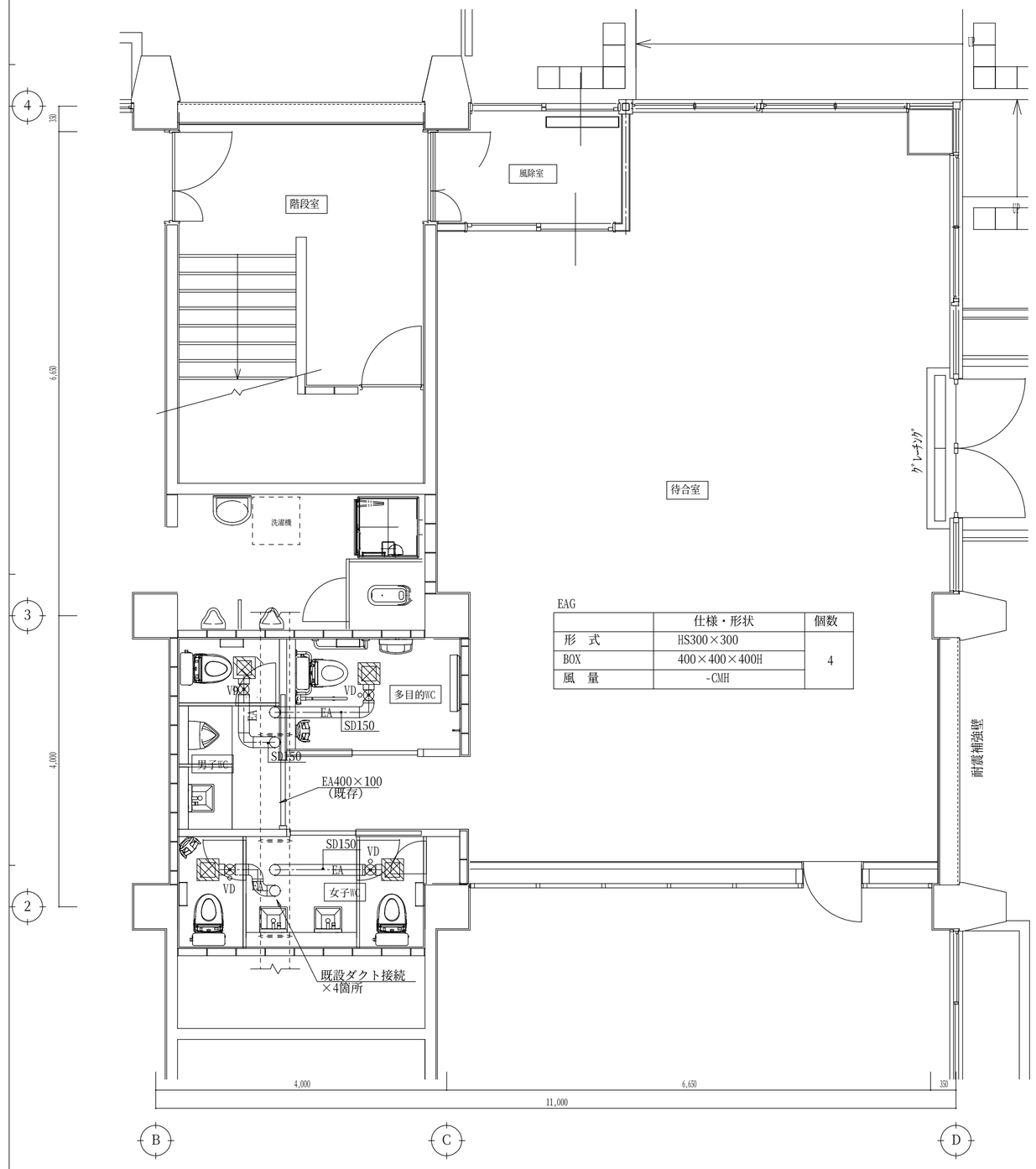

EAG

	仕様・形状	個数
形　式	HS300×300	4
BOX	400×400×400H	
風　量	-CMH	

（改修後）　1階平面詳細図　　1/50

記.

四日市港船員船客待合所改修工事

換気設備　詳細図

S. 1/50

D. H25.9.12

D. 稲葉　C. 中村

No. M-6

（株）中村建築設計事務所
NAKAMURA
三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９
TEL　代表　０５９４－７６－２１０２

一級建築士　中村　久
一級建築士　登録　第１７７２４３号
建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号